



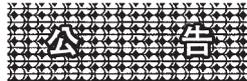
長野県報

3月28日(木)
平成31年
(2019年)
号外

目次

公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局）…………… 1



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、山中崇包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年3月28日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 西 沢 昭 子
同 西 沢 正 隆

監査委員事務局

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書

公の施設（文教施設）の管理について

平成 31 年 3 月
長野県包括外部監査人
山 中 崇

目 次

第1 総論	1
I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 監査対象機関	1
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
II. 包括外部監査の総括	2
1. 監査の視点	2
2. 監査の方法	2
第2 文教施設を中心とする公の施設を取り巻く環境	4
I. 文化政策に関わる国の動向及び長野県の対応状況	4
1. 文化政策に関わる国の動向	4
2. 文化政策に関わる国の動向を受けての長野県の対応状況	9
II. ファシリティマネジメントに関わる国の動向及び長野県の対応状況	18
1. ファシリティマネジメントに関わる国の動向	18
2. ファシリティマネジメントに関わる国の動向を受けての長野県の対応状況	21
第3 監査結果の総評	23
I. 主な監査の結果・意見	23
1. 文教施設の管理運営に関する主な意見	23
2. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する主な意見	35
3. ファシリティマネジメントに関する主な意見	43
II. 「監査の結果（指摘）」及び「監査の意見」一覧	49
1. 監査の結果（指摘）・意見の項目数	49
2. 「監査の結果（指摘）」・「監査の意見」の概要	49
第4 監査の結果及び意見	52
I. 文教施設の管理運営に関する結果及び意見	52
1. 文化会館	52
(1) 根拠条例	52
(2) 目的	52
(3) 沿革	53
(4) 施設の概要	53

(5) 事業内容と組織の状況	54
(6) 指定管理者の状況	54
(7) 施設の利用状況・収支状況	56
(8) 劇場、音楽堂等の設置状況	64
(9) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況	70
(10) 監査の結果及び意見	74
① 文化会館の管理運営の特殊性の明確化（意見）	74
② 文化会館の管理運営の特殊性等に関する情報開示（意見）	74
③ 指定管理者制度導入施設の管理運営状況のホームページの取り扱い（意見）	76
④ 老朽化への対応（意見）	76
⑤ 専門性を有する人材の確保・育成（意見）	78
⑥ 施設管理運営の継続的な課題への対応（意見）	81
⑦ 利用状況のより詳細な分析（意見）	81
⑧ 利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方についての検討（意見）	82
⑨ 附帯設備の利用料金の見直し（意見）	85
⑩ 剰余金の返還ルール運用の明確化（意見）	87
⑪ 文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化（意見）	87
⑫ 自主事業と受託事業の区分（意見）	90
⑬ 貸館の利用申し込み手続（意見）	92
⑭ キャンセル対応（意見）	93
⑮ 国際会議場（キッセイ文化ホール）の利用率の向上（意見）	95
2. 信濃美術館	96
(1) 長野県が設置している美術館	96
(2) 信濃美術館の概要	96
(3) 指定管理者の状況	97
(4) 信濃美術館の利用状況・収支状況	97
(5) (新) 信濃美術館（本館）について	99
(6) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況	100
(7) 監査の結果及び意見	104
① 教育普及活動の拡充と人員配置の必要性（意見）	104
② 企画展ごとの目標入館者数管理方法の精緻化の必要性（意見）	106
③ 企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共催負担金精算の必要性（意見）	107
3. 県立歴史館	109
(1) 長野県が設置している歴史館	109
(2) 歴史館の概要	109
(3) 施設の利用状況と収支の状況	109
(4) 中期目標、中期ビジョン等	111
(5) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況	114
(6) 監査の結果及び意見	116
① 業務滞りの解消及び専門職員等確保の必要性（意見）	116
② 中期目標の総括及び事業・運営状況の周知（意見）	118

4. 長野県男女共同参画センター“あいとびあ”	120
(1) 根拠条例	120
(2) 目的	120
(3) 沿革	120
(4) 施設の概要	120
(5) 事業内容と組織の状況	121
(6) 指定管理者の状況	122
(7) 施設の利用状況・収支状況	122
(8) 監査の結果及び意見	129
① 広報活動のあり方について（意見）	129
② 貸館事業の利用区分について（意見）	130
③ 条例や管理規則による利用料金の定めについて（意見）	131
④ 施設の利活用について（意見）	132
5. 創造館	134
(1) 根拠条例	134
(2) 目的	134
(3) 沿革	134
(4) 施設の概要	134
(5) 事業内容と組織の状況	135
(6) 指定管理者の状況	135
(7) 施設の利用状況・収支状況	136
(8) 平成22年度の包括外部監査の措置状況	138
(9) 監査の結果及び意見	140
① 創造館のあり方の明確化（意見）	140
② 佐久創造館の施設・設備の老朽化対策（意見）	141
③ 専門性を有する人材の確保・育成（意見）	142
④ 自主財源の確保（意見）	143
⑤ 佐久創造館の食事・喫茶スペースの取り扱いの見直し（意見）	143
⑥ 佐久創造館における他施設との連携（意見）	144
II. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する結果及び意見	145
1. 固定資産台帳の整備状況	145
(1) 固定資産台帳整備の背景	145
(2) 固定資産台帳整備の目的	146
(3) 県の固定資産台帳整備方針・整備状況	147
(4) 監査の結果及び意見	160
① 固定資産台帳の記載項目における「追加項目」の整備について（意見）	161
② 固定資産台帳整備の適時性について（意見）	161
③ 固定資産台帳の公表について（意見）	162
④ 固定資産台帳の情報の活用について（意見）	163
⑤ 固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化（意見）	164
2. 固定資産台帳の活用	167

(1) フルコスト計算	167
(2) フルコストの活用例～受益者負担の適正化	181
(3) 監査の結果及び意見	186
① 「受益者負担の適正化」観点からの使用料等の見直しについて（意見）	186
② 「受益者負担の適正化」観点からの減免制度の見直しについて（意見）	186
③ 施設別「フルコスト」情報の活用と開示について（意見）	192
Ⅲ. ファシリティマネジメントに関する結果及び意見	193
(1) ファシリティマネジメントの定義及び経営的手法	193
(2) 監査の結果及び意見	196
① ファシリティマネジメントの取り組みにおける総合的な視野の必要性（意見）	196
② ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置の見直し（意見）	199
③ 一元化情報データベースの実践的運用の重要性（意見）	203
④ 施設管理者とファシリティマネジメント担当部局における責任領域の再考 （意見）	205
⑤ ファシリティマネジメントの遂行における新技術の導入の可能性（意見）	208

第1 総論

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公の施設(文教施設)の管理について

3. 外部監査の対象期間

原則として平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
ただし必要に応じて平成28年度以前及び平成30年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

公の施設は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置される施設である。長野県においても住民サービス向上のために公の施設が計画的に整備されてきたが、施設の老朽化が進みその維持コストも多額となり、また、少子高齢化により若年層が減少し高齢者の割合が高まり利用者の人口構造に変化が見られるなど社会環境の変化が認められる中、多額の財政負担を強い公の施設に対する適切なマネジメントは県の大きな課題の一つである。

この課題は全国の他の自治体にも共通するものであり、国は全ての地方自治体に対し「公共施設等総合管理計画」を策定することを要請している。これを受け県は平成28年度に「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を策定し、総合的かつ長期的な観点よりコストと便益の最適化を図りながら県有施設を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用する方針を明らかにしている。

このような状況のもと、多くの県民の利用に供する文教施設をはじめとする公の施設の管理・マネジメントに対する県民の関心は高いと考えられることから、これらの施設の管理運営に関し合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討を加えることは有用であると判断しテーマとして選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成30年8月8日から平成31年3月14日まで

6. 監査対象機関

- (1) 総務部、県民文化部及び教育委員会事務局
- (2) 県民文化部及び教育委員会事務局に属する監査人が選定した施設
県民文化会館(ホクト文化ホール)、松本文化会館(キッセイ文化ホール)、伊那文化会館、信濃美術館、県立歴史館、男女共同参画センター、佐久創造館、飯田創造館

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	山中 崇
監査補助者	公認会計士	塚本 大作
同	公認会計士	柄澤 涼
同	公認会計士	井上 光昭
同	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	市村 洋平
同	公認会計士	沼田 和彰
同	公認会計士	柄澤 千恵子
同	一級建築士	龍井 俊憲
同		武田 大輔
同		小椋 麗華

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 包括外部監査の総括

1. 監査の視点

公の施設のうち文教施設の管理運営に関する事務について地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために合規性の観点に加え3E(経済性、効率性及び有効性)の観点により監査を実施する。

- ① 公の施設が条例や規則にしたがって運営され有効に活用されているか。
- ② 公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか。
- ③ 県による指定管理者のモニタリングは効率的に行われているか。

2. 監査の方法

(1)実施した主な監査手続

関連部局から提出を受ける公の施設(文教施設)の管理運営状況及びファシリティマネジメントの進捗状況に関する以下の資料を閲覧し担当者へのヒアリングを実施した。

- ① 文教施設の管理運営の状況について(Ⅱ. 1. ①、②(主として物品管理)、③に対応)
・「指定管理施設」に関しては、関連する根拠法令・条例・要綱・事務取扱要領等、指定管理に係る基本協定書、管理計画書、管理実績報告書、収入・支出及び資産の管理状況(統一的な新地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備の状況を含む)、公の施設の利用料金の設定の方法・方針に関する説明資料、県所管部署によるモニタリング関連資料等。

- ・「直営施設」に関しては、関連する根拠法令・条例・要綱・事務取扱要領等、施設に係る管理年報、監査委員監査に対する提出資料、収入・支出及び資産の管理状況(統一的な新地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備の状況を含む)、公の施設の利用料金の設定の方法・方針に関する説明資料、県が実施する事務事業評価に関連する資料等。

また、上記のほか、統一的な基準に基づき整備された固定資産台帳の情報をもとに施設ごとのコストを把握し、受益者負担や単位当たりの利用コストの状況についても検討を加えた。また、平成 22 年度の包括外部監査において指定管理者制度がテーマとして取り上げられているため、そこでの指摘事項・意見に対する県及び指定管理者の措置状況に関しても併せて参考とした。

② ファシリティマネジメントの進捗状況について(Ⅱ. 1. ②(財産管理)に対応)

「長野県ファシリティマネジメント基本計画」の 4 本の柱(「県有財産の総量縮小」、「県有財産の有効活用」、「県有財産の長寿命化」及び「県有財産の省エネ化などによる維持管理の適性化」)に関し、それぞれの事業の進捗状況を把握するための資料等を閲覧し担当者へのヒアリングを実施した。

資料の閲覧及びヒアリングに基づき、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に基づいてファシリティマネジメントに関連する事業が推進され、県の進捗管理(PDCA)が適切に行われているかを検討した。

第2 文教施設を中心とする公の施設を取り巻く環境

I. 文化政策に関わる国の動向及び長野県の対応状況

1. 文化政策に関わる国の動向

(1)「文化芸術基本法」

我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として平成 13 年に「文化芸術振興基本法」が制定された。同法に基づき文化庁を中心におおよそ 5 年ごとに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され文化芸術の振興が図られてきたが、法律の制定後の環境変化を受け平成 29 年 6 月に法律が改正され、法律の名称も「文化芸術基本法」と改められた。

今回の改正の趣旨は、「少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められていること、文化芸術の祭典でもある 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化芸術の新たな価値を世界へ発信・創出する好機であることから、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、その各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の施行について（通知）29 庁房第 125 号 平成 29 年 6 月 23 日）」ことにある。文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることに主眼が置かれている。

改正法第 2 条に掲げられている「文化芸術に関する施策の推進にあたっての基本理念」の骨子は以下のとおりである（下線は今回の改正により加えられた部分）。

- ① 文化芸術活動を行う者の自主性・創造性の尊重とその地位の向上（第 1 項、第 2 項）
- ② 国民が鑑賞、参加、創造する環境に、居住する地域、年齢、障害の有無、経済的な状況によって差がないこと（第 3 項）
- ③ 文化芸術活動が活発に行われるための環境の醸成（第 4 項）
- ④ 多様な文化芸術の保護・発展（第 5 項）
- ⑤ 各地域の歴史・風土などを反映した特色ある文化芸術の発展（第 6 項）
- ⑥ 国際的な交流・貢献の推進（第 7 項）
- ⑦ 学校、文化芸術活動を行う団体、家庭、地域における活動の相互連携（第 8 項）
- ⑧ 国民の意見の反映（第 9 項）
- ⑨ 文化芸術政策と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野の政策との有機的連携（第 10 項）

また、改正法では政策の進捗状況を PDCA サイクルによりチェックし、より計画的に政策を推進するために、国は「文化芸術基本計画」を策定することとし（第 7 条）、国の文化芸術政策を総合的、一体的かつ効果的に推進するために、文化庁以外の関係省庁が相互に連絡調整を行う「文化芸術推進会議」を政府内に設けることになった（第 36 条）。都道府県や市町村は国の計画を参考にして、それぞれの実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされ（第 7 条第 2 項）、同計画に関する重要事項を調査審議する「地方文化芸術推進会議」を設置できることとされた

(第37条)。

県はこれを受け、地方文化芸術推進基本計画に位置付けるものとして、平成30年3月に「長野県文化芸術振興計画」を策定している。これに関しては後ほど詳述する(2.(2)参照)。

国の計画である「文化芸術基本計画」は平成30年3月6日に閣議決定され、同計画において「今後の文化芸術施策の目指すべき姿」が以下のように整理されている。

第2 今後の文化芸術施策の目指すべき姿

文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされている。また、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであるとしており、こうした文化芸術の役割は、今後も変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされている。

このような文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術推進基本計画(第1期)においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定めることとする。

- ① 文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。
- ② 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。
- ③ あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。
- ④ 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

(2)「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」

「文化芸術振興基本法」制定後、同法の基本理念に則り、平成24年に劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等などの活性化を通じて実演芸術の水準向上を図った「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」が制定された。

同法前文においては、劇場、音楽堂等を国民の生活における「公共財」と位置付け、「劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務」とし、劇場、音楽堂等の今後の方向性について以下のように示している。

- ① 我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。
- ② 実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。
- ③ 個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。
- ④ 文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

文化庁ホームページによれば、同法の趣旨及び概要は以下のとおりである。

1. 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現 状》

我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。

これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。

実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

（文化庁HPより）

同法第16条第1項の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指

すべき方向性を明らかにするための指針が示されている（「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）」）。

以下に今回の監査テーマに関連が深いと思われる部分を抜粋する。

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

2. 質の高い事業の実施に関する事項

(2) 設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

(2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

10. 指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

- ア 劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。
- イ 優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。
- ウ 指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。
- エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

2. 地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

- ア 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。
- オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- カ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- キ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。
- ク 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2. 文化政策に関わる国の動向を受けての長野県の対応状況

(1) 「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」(文化政策関連)

県は、平成25年3月に「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」(以下「基本計画」)を策定している。基本計画は、現在の直面する課題にしっかりと向き合い、長野県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出すため県づくりの方策を明らかにした県政運営の基本となる計画であり、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年間で対象としたものである。ここでは、県民が心をつなげて取り組む基本目標として、未来の信州像「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を掲げており、これを創造していくことを基本目標に位置付け、県民が目指すべき未来の信州の姿として以下の5つが示されている。

1. 世界に貢献する信州
2. 「豊かな」ライフスタイルを実現する信州
3. 誰でも居場所と出番がある信州
4. 健康長寿世界一の信州
5. 一人ひとりの力を引き出す教育県信州

そして、この目指すべき将来像を実現するために次の3点を基本方針として掲げている。

方針1 「貢献と自立の経済構造への転換」

方針2 「豊かさが実感できるくらしの実現」

方針3 「人と知の基盤づくり」

この3つの基本方針を推進するため県は部局横断的な9つのプロジェクトを立ち上げ未来の信州に向けた先駆的で先導的な取組を推進している。

このうち、今回監査の対象とした文教施設に関連するプロジェクトは方針2「豊かさが実感できるくらしの実現」に係わる「プロジェクト6 誇りある暮らし実現プロジェクト」である。

また、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を実現していくために、プロジェクトによる取組に加え、計画期間に取り組む施策を県民の暮らしに即して7つの分野(①産業・雇用、②地域づくり、③環境、④安全、⑤社会基盤、⑥健康・福祉、⑦教育・子育て)に整理・体系化している。

このうち、今回監査の対象とした事業に関連するのは「分野7. 教育・子育て」の「施策:(7-3)生涯を通じた学びと文化・スポーツに親しむ環境づくり」である。

基本計画の中で今回の監査テーマである文化政策に関連する部分を以下に抜粋する。

【現状認識】

長野県のポテンシャル

(3) 伝統・文化を受け継ぐ地域

本県の美しい自然環境の中で伝統を育んできた風土はまた、県民の高い芸術性を育んできました。著名な芸術家や文化人を輩出してきた長野県は、人口当たりの美術館や博物館数が全国で最も多く、各地域で優れた文化芸術に触れる機会に恵まれています。加えて、サイトウ・キネン・フェスティバル松本やいいだ人形劇フェスタなど、新しい文化が創造されています。



【長期的な視点に立った長野県の将来像】

第3章 私たちがめざす「未来の信州」の姿

2. 「豊かな」ライフスタイルを実現する

(2) 人生を彩る感動との出会い

文化芸術やスポーツなど人生に彩りを与える環境が整い、充実したゆとりある時間が県民の心を癒して更なる自己実現に向けたエネルギーとなり、誰もが心豊かな人生を送っています。信州に数多くある文化施設が質的にも充実し、子どもから大人まで多くの人々が心を動かす文化芸術に親しんでいるとともに、個々の芸術性をその人なりに精一杯表現することで、一人ひとりが感性を磨いています。



【今後5年間の政策推進の基本方針】

方針2 豊かさが実感できる暮らしの実現

～安心・満足・誇りを得られる信州ならではのライフスタイルの充実～

長野県には先人が築いてきた全国トップクラスの健康長寿、全国一の就業率の高さ、美しい景観・自然環境や優れた伝統・文化に囲まれた暮らしがあります。そこで、県民みんなで取り組む健康づくりや医療提供体制の充実、雇用環境や社会参加の仕組みの整備、景観・自然・文化を守り育てる施策の充実など、信州ならではのライフスタイルの基盤を強化する取組を進め、豊かさが実感できる長野県を実現します。



(方針に基づく具体的な政策)

③ 景観・自然・文化に囲まれた「誇り」ある暮らしの実現



【プロジェクトによる施策の展開】

6 誇りある暮らし実現プロジェクト

～景観・自然・文化に囲まれた「誇り」ある暮らしの実現～

■ 目標

美しい景観や自然、文化を守り、育て、活かすことにより、豊かなライフスタイルを充実させ、信州人としての誇りを持って暮らせる地域の形成をめざします。

■ 未来の姿

美しい景観や豊かな自然、伝統文化などが受け継がれるとともに、活発なコミュニティ活動が展開されることにより、住民が自らの暮らす地域に誇りと自信を持っています。



【アクション5】

(個性際立つ文化芸術の振興)

本県に数多く存在する個性際立つ文化芸術・文化財の継承と振興を進めます。

■ 主な取組み

- 長野県の文化芸術の発信拠点としての機能を高めるため、信濃美術館の整備について検討するとともに、県内の美術館や博物館のネットワーク化を進めます。
- サイトウ・キネン・フェスティバル松本、県民文化会館とウィーン楽友会館との姉妹提携などの国際的な交流を行い、本県の文化芸術を国内外に発信します。
- 国、県が指定等した文化財について、伝統的建造物などの保存修理・防災対策の取組や地域に受け継がれる祭りや歌舞伎、人形芝居の保存・伝承の取組などを支援します。
- 地域で受け継がれてきた伝統工芸品の普及を促進するとともに、技能の継承を支援します。

■ 県民の皆様へ

県内に数多くある美術館・博物館や文化会館を訪れるなど、文化芸術にふれる機会を多く持つとともに、伝統文化の継承活動に協力しましょう。



【施策の総合的展開】

第7章 教育・子育て

7-3 生涯を通じた学びと文化・スポーツに親しむ環境づくり

■ 施策目標

多くの県民が、文化芸術、スポーツ、学習活動に親しみ、自らを高めることができる環境づくりを進めます。

■ 現状と課題

- 生涯にわたって学習活動に取り組み、充実した生活を送るとともに、様々な人々とかわりながら、自らの学びの成果を地域に還元していくことが重要です。
- 県民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術活動に参加し個性豊かな創造性を発揮できる環境が求められています。
- 県民の貴重な財産である文化財を保存・活用し、後世に継承していく必要があります。
- 県民が健康で明るく活力に満ちた生活を送るため、身近でいつでもスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。



【達成目標】

■ 文化芸術活動に参加した人の割合

62.5% (H24 年度) → 70.0%

過去1年間に美術や音楽などの創作・鑑賞を行った県民の割合 (県政モニター調査)
[現状を上回る数値を目標に設定]

■ 県立文化施設の利用者数

6,801,636 人 (H19~23 年度累計) → 維持・向上 (H25~29 年度累計)

3文化会館、2創造館、信濃美術館、歴史館の延べ利用者数
[現状の水準を維持又は上回ることを目標に設定]

■ 国・県指定等文化財の件数

1,175 件 (H23 年度) → 1,250 件

国又は県が指定・登録した文化財の年度末の件数

[過去 10 年間の伸び率を参考に設定]



【施策の基本方向】

優れた芸術や伝統文化に親しむ機会を提供するとともに、県民の文化芸術活動を促進することにより、文化芸術を振興します。

■ 施策の展開

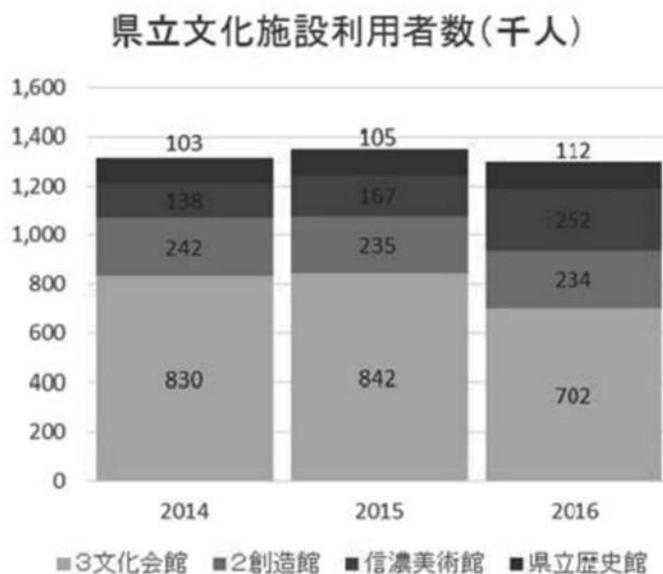
文化芸術の振興

- サイトウ・キネン・フェスティバル松本、県民文化会館とウィーン楽友会館との姉妹提携、県民芸術祭など、文化芸術の鑑賞機会と県民の創作活動の発表の場を提供します。
- 県民が良好な環境で創作発表活動や鑑賞ができるよう、県立文化施設の適切な維持管理を行うとともに、信濃美術館の整備について検討を進めます。
- 文化財の後世への継承や文化財を活用した地域の活性化のため、国、県が指定等した文化財の保存修理や防災対策を支援します。
- 県立歴史館において、県民が歴史や身近な文化財に親しむ場を提供するとともに、考古資料、文献史料などの保存や活用を行います。

■ 関連する個別計画

「長野県文化芸術振興指針」(平成 30 年度からは「長野県文化芸術振興計画」)

【県立文化施設の利用者数】



(出展:「長野県の状況」(2018年3月 長野県企画振興部総合政策課))

(2)「長野県文化芸術振興計画」

「長野県文化芸術振興計画」は、県政運営の基本となる総合計画である「しあわせ信州創造プラン 2.0」（基本計画）を踏まえ、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本目標やめざす姿などを定めるとともに、長野県が、関係主体との連携のもと、特に取り組むべき施策の方向性、主な取組等を具体的に定めるものであり、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付けられる。

文化芸術振興計画の中で今回の監査テーマである文化施設に関連する部分を以下に抜粋する。

第 2 現状と課題

2 長野県の文化芸術の現状と課題

(3) 文化施設における文化芸術活動

本県では、次の 7 つの文化施設を設置・運営しており、それぞれ地域の中核的な文化施設として、特色ある事業を展開しています。

■ 文化会館（県民 S58. 4、伊那 S63. 12、松本 H4. 7）

県民の文化芸術活動を支える拠点施設として、優れた文化芸術の創造・発信や多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県民の文化芸術活動への支援等を行っています。

設置から相当年数を経過し、計画的な改修等が必要です。

■ 信濃美術館（S41. 10）（東山魁夷館（H2. 4）を併設）

唯一の県立美術館として、本県ゆかりの作家や作品を中心に優れた芸術作品を収集、保存、研究、公開しています。併設する東山魁夷館は、日本を代表する日本画家東山魁夷の日本最大の収蔵点数を有する美術館です。事業は、展覧会の開催にとどまらず、教育普及活動を積極的に展開しています。信濃美術館は、2021 年度当初からの開館を目途として、2016 年度に策定した「信濃美術館整備基本構想」に基づき改築を行っています。

■ 県立歴史館（H6. 11）

郷土の貴重な歴史資料を収集、保存、研究、公開し、地域の文化財への親しみと理解を深める歴史学習活動を支援しています。県民の地域やその歴史に対する関心は高く、そのニーズへの的確な対応が求められています。

■ 創造館（飯田 S54. 12、佐久 S55. 12）

県民の文化芸術活動を支える拠点施設として、創作活動や発表の機会を提供するとともに、各種講習会等の開催により、創作技術等の向上と指導者の育成を行っています。県民の文化芸術活動のさらなる裾野の拡大を図る必要があります。

第 2 現状と課題

2 長野県の文化芸術の現状と課題

(4) 長野県における文化芸術の推進体制

県は、県民の文化芸術活動・文化財保護活動等に対する助成、発表や鑑賞機会の提供、文化交流の促進、文化施設の設置・運営等により県民の文化芸術活動を支援しています。

平成 28 年度に県内の市町村、文化施設、文化芸術団体に対して行ったアンケート調査（※）によると、次のとおり県に対して、財政的な支援や専門的人材の養成、一元的な情報発信を求められています。

県においても予算・職員に限られていることから、県文化施設の指定管理や各種事業の実施を担っている（一財）長野県文化振興事業団との役割分担を含めて、このような意見にどのように応えていくのかを明らかにする必要があります。

(※) アンケート調査結果（上位3位までの回答を記載）

	文化振興や事業等の問題点や課題	長野県に期待する役割や機能
市町村	1 文化事業や文化施設運営に関わる専門的人材が不足している 2 施設や設備の老朽化が進んでいる 3 入場者や来場者が少ない	1 各市町村の主催する文化事業や(公立)文化施設への補助金や助成金の交付 2 文化政策や文化事業に関わる専門的人材の養成・研修 3 他の市町村や地域内外の文化施設や芸術団体等とのネットワークや交流の促進
文化施設	1 文化事業や文化施設運営の財源が不足している 1 施設や設備の老朽化が進んでいる 3 入場者や来場者が少ない	1 各市町村の主催する文化事業や(公立)文化施設への補助金や助成金の交付 2 文化芸術の理解や関心を高めるための普及啓発活動の企画・実施 3 文化政策や文化事業に関わる専門的人材の養成・研修
文化芸術団体	1 文化事業や文化施設運営の財源が不足している 2 文化事業や文化施設運営に関わる専門的人材が不足している 3 他の市町村や地域内外の文化施設や芸術団体等とのネットワークや交流が希薄である 3 事業や運営に必要な施設や場所が確保できない 3 入場者や来場者が少ない	1 文化芸術のりかいや関心を高めるための普及啓発事業の企画・実施 1 県内文化施設や文化芸術団体のイベント情報等の一元的な情報発信 3 各市町村の主催する文化事業や(公立)文化施設への補助金や助成金の交付



第7 文化芸術行政の推進拠点・推進体制

(1) 文化芸術行政の推進拠点

ア 県文化施設の適切な管理運営

【方向性】

■ 県立文化会館・創造館について、設置から相当の年数を経た施設も多いことから、地域の核となる文化芸術拠点として、県民が良好な環境で創作発表活動や鑑賞ができるよう、地球環境にも配慮して適切な維持管理を行います。

- 県立歴史館について、設置から相当の年数を経過していることから、地球環境にも配慮して適切な維持管理を行うとともに、歴史的資料の収集や保存、調査研究等の成果を県民に提供できる環境の整備を進めます。
- 指定管理者制度により民間の知見を活かしたサービスの向上を図るとともに、長期的な視点に立った事業展開や地域との連携、専門的人材の確保等の導入に伴う課題について、施設の運営状況を的確に把握し、指定管理期間の長期化等も含め、施設の目的に沿った最適な運営方法をさらに検討します。
- 指定管理者制度の趣旨が適切に活かされるよう、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」に基づき、事業内容の充実、専門的人材の育成・確保、事業の継続性等、運用に関する留意事項を周知し、指定管理者の理解の促進を図ります。
- 信濃美術館について平成28年度に策定した「信濃美術館整備基本構想」に基づき、県民の参加・協働により県民の誇りとなる美術館づくりを進めるとともに、東山魁夷館についても快適な利用環境整備のための改修を進めます。

【主な取組】

- ・ 県立文化会館、創造館、県立歴史館の計画的な改修の推進
- ・ 信濃美術館、東山魁夷館の改築・改修の推進
- ・ 信濃美術館改築後における管理運営体制の検討
- ・ 県文化施設におけるフリースペース、ミュージアムショップ、飲食施設の充実などによる快適な空間の提供
- ・ 第三者評価等による県文化施設における指定管理制度のあり方についての検討
- ・ ESCO 事業、ネーミングライツ制度未導入の県文化施設における導入検討

第7 文化芸術行政の推進拠点・推進体制

(1) 文化芸術行政の推進拠点

イ 県文化施設等の機能強化

【方向性】

- 県文化施設（県立文化会館・創造館）は、劇場法の趣旨を踏まえ、地域の文化芸術活動を支える拠点施設として、多様な文化芸術の鑑賞機会提供・創造、文化芸術を創り・支える人材の育成等の中核的な役割を果たします。
- 県文化施設（県立文化会館・創造館）は、県民ニーズに応える幅広い分野の芸術性の高い公演を開催するとともに、県民の芸術文化活動への支援、地域の特色ある取組の発信・発表の機会の提供等を実施し、多様な文化芸術に親しむことができる環境づくりを進めます。
- 県文化施設（県立文化会館・創造館・県立歴史館）は、市町村文化施設との連携を推進するとともに、地域へのアウトリーチ活動を推進します。
- 県文化施設（県立文化会館・創造館）は、企業・地域との連携を推進し、自主財源の確保を図ります。

- 県文化施設は優れた文化芸術作品を鑑賞する場に加え、くつろげる場の提供、周辺環境との調和など施設全体の魅力アップに努めます。

【各文化施設の方向性】

■ 県民文化会館

- ・施設規模や立地を活かし、県民ニーズに応える幅広い分野の公演の実施や全国大会の開催等により、国内外から利用者を確保します。
- ・舞台機能等を活用した他の文化施設で公演が難しい各種舞台芸術の公演により、多様な文化芸術の鑑賞機会の拡大を図ります。
- ・ウィーン楽友協会との連携を通じ、国際文化交流を推進します。
- ・施設の魅力向上、他の施設との連携等を通じて、若里公園全体のにぎわいの創出を図ります。

■ 伊那文化会館

- ・県民ニーズに応える幅広い分野の公演、アウトリーチ活動の充実等を通じ、南信地域全体の文化芸術鑑賞機会の増大を図ります。
- ・南信地域の中核的な文化拠点として、ホール、美術展示ホール等の活用により、農村歌舞伎の公演をはじめとする多様な文化芸術の発表機会の拡大を図ります。
- ・地域・市町村との連携を進め、子どもの文化芸術活動の一層の推進を図ります。

■ 松本文化会館

- ・セイジ・オザワ松本フェスティバルへの支援を通じ、国際文化交流を推進します。
- ・「しばふコンサート」をはじめとする子どもの質の高い文化芸術の鑑賞機会を拡大します。

■ 信濃美術館

- ・2021年度当初からの開館を目途とする信濃美術館は、美術作品を収集・展示するだけの場所ではなく、美術館に関わるあらゆる「人」を中心に据え、「人本位」での運営を推進します。
- ・また、広い県土を有する本県の特性を踏まえ、地域へのアウトリーチ活動に力を入れ、施設整備や運営に県民や関係者の意見を反映し、県民に開かれた身近な美術館としての運営を推進します。

■ 創造館

- ・長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(H25改訂版)に基づき、地域の文化活動の拠点として、相応しい管理主体のあり方について検討します。

■ 県立歴史館

- ・文化財に親しむ機会や場の提供の充実のため、考古資料や文献史料などの歴史的資料の収集、調査研究や公開活用を推進します。
- ・専門性を十分活かし、地域の課題解決など「地域貢献型」の取組を推進します。

【主な取組】

- ・各文化施設の「方向性」に基づき、指定管理者が実施する地域における文化芸術活動の鑑賞、創造、育成、支援、交流の中核的な拠点としての取組
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会、(一財)自治総合センター、(一財)地域創造などの支援制度を利用した各種事業の展開
- ・信濃美術館の収蔵品や県立歴史館の歴史的資料の収集、調査・研究、公開等の充実
- ・県立武道館の文化的利用の促進

第7 文化芸術行政の推進拠点・推進体制

(2) 文化芸術行政の推進体制

イ 文化振興事業団の機能強化

【方向性】

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(H25改訂版)に基づき、長期的な視点に立って、文化芸術振興の中核を担い、県内の芸術家、文化芸術団体、文化施設、市町村等の文化芸術活動の支援を担う組織として、(一財)長野県文化振興事業団の「改革ビジョン」に沿った機能強化を図ります。

【主な取組】

- ・長期的な視点に立って、文化芸術振興の中核を担うことができるように、人材の確保を推進します。
- ・総合的かつ計画的に、県内の文化芸術活動の支援を行うことができるように、専門的知識の習得・研修機会の確保等による人材の育成を推進します。
- ・地域の文化資源を活用した多様な文化芸術を推進するため、地域の芸術家、文化芸術団体のほか、起業、観光・商工団体との積極的な連携を推進します。
- ・行政、関係機関の助成制度の積極的な活用、起業との連携により、芸術文化の振興に関する事業の実施における財源の確保を図るとともに、経費節減、事業見直し等により、財源の有効活用を図ります。
- ・「芸術監督団」の公演等による質の高い文化芸術の提供と、地域における文化芸術活動との共同・連携制作支援、アウトリーチ活動を推進します。

II. ファシリティマネジメントに関わる国の動向及び長野県の対応状況

1. ファシリティマネジメントに関わる国の動向

日本におけるファシリティマネジメントの概念の普及や取り組みの推進は、1987年に設立された（現・公益社団法人）日本ファシリティマネジメント協会の活動による貢献が大きい。特に民間企業における経営戦略として導入が進められてきた一方で、公共政策においてファシリティマネジメントが大きく注目され始めたのは2000年以降である。その背景には、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の耐用年数が近づき、老朽化の進行や更新費の増大が懸念され始めたことに加え、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化が重なった。こうした中で、公共施設におけるファシリティマネジメントでは、限られた財源のもとで持続的な公共サービスの提供を実現していくことが課題となった。

国土交通省の動きとしては、平成18年に社会資本整備審議会建築分科会において官公庁施設部会を設置し、国が管理する建築物の現状と課題や今後の施策展開等について議論が行われたことが、公共政策としてファシリティマネジメントの概念を導入することに繋がった。同部会の結果として取りまとめられた建議「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」では、「ファシリティマネジメントを実施すべき」ということが明記され、実施すべき施策を記載している。下枠内に、同建議に記されたファシリティマネジメントの展開の方向性を抜粋する。

② 国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するためのファシリティマネジメント

官庁営繕行政としての基本的課題を解決するためには、国土交通省は、財務省が行う庁舎等の使用調整に積極的に協力・連携するとともに、全ての国家機関の建築物について、そのライフサイクルを通じて、総合的に企画・管理し、活用するといういわゆるファシリティマネジメントを実施すべきである。

その際、個別の建築物のみを対象として実施するのではなく、国家機関の事務所等の管轄区域を勘案して、当該管轄区域の重複する一定のエリア内に存在する全ての国家機関の建築物を対象として実施することが効果的かつ効率的である。

また、ファシリティマネジメントを効果的に実施するためには、国土交通省は、本省、地方支分部局それぞれにおいて、財務省と協議・調整する枠組みを設けることが望ましい。

このような背景と取り組みを通じて公共施設に対するファシリティマネジメントの概念が推進される一方で、平成24年12月に中央自動車道・笹子トンネルの天井板崩落事故が起きたことがきっかけとなり、土木インフラも含めた「公共施設等」の老朽化対策が課題として大きく取り上げられるようになり、国の動きも加速した。

平成25年11月には、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」を国が開催し、「インフラ長寿命化基本計画」が決定された。同計画では、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの維持管理・更新等を推進する戦略として、官公庁や地方公共団体等に対して、所管のインフラを対象とした長寿命化計画を策定することを求めた。具体的には、平成28年度までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方

向性を明らかにするとともに、平成32年度までに「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めることが要請されている。

また、国の「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、総務省では平成26年4月に各地方公共団体に対して、所管するすべての公共施設等を対象に地域の实情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画として「公共施設等総合管理計画」を策定することを要請した。

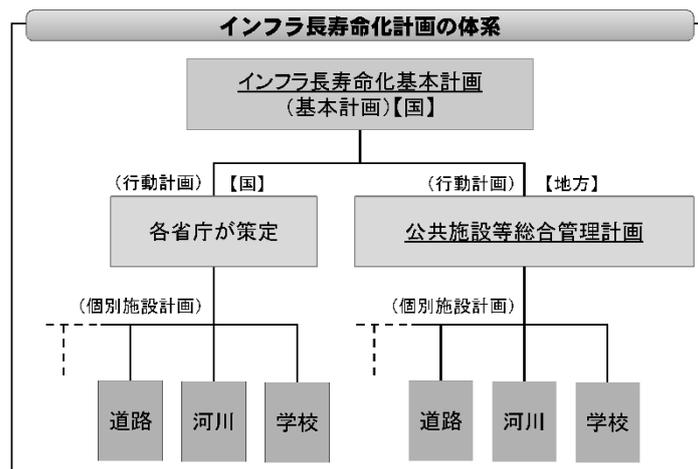


図 インフラ長寿命化計画の体系と公共施設等総合管理計画

このように、国や地方公共団体等が一体の動きとして公共施設及び土木インフラの維持管理・更新を推進する中で、ファシリティマネジメントの概念は注目されている。公共施設等総合管理計画を策定済みの団体は平成30年9月の時点で、都道府県及び指定都市については全団体、市区町村については99.7%の団体であることを総務省が公表している。多くの地方公共団体では、次のステップとして「個別施設計画」の策定を進めている。

また、公共施設等総合管理計画が多くの地方公共団体で策定されたことから、総務省では同計画の策定指針の改定を図っている。平成30年2月には、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し充実させていくため、改訂版の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を公表した。

改定のポイントは、①全庁的な体制構築、②PDCAサイクルの確立、③総合管理計画の不断の見直し・充実、④維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み、⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針、として示されており、このうち特に、「全庁的な体制構築」と「PDCAサイクルの確立」は、ファシリティマネジメントにおいて重要な課題が、各地方公共団体において取り入れられ始めていることが分かる。こうした動きが起点となり、ファシリティマネジメントの概念の導入は一層、活発化することが予想される。

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと

(例)

- ・ 公共施設等の情報の管理・集約
- ・ 個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・ 部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

図 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定概要」から抜粋(総務省)

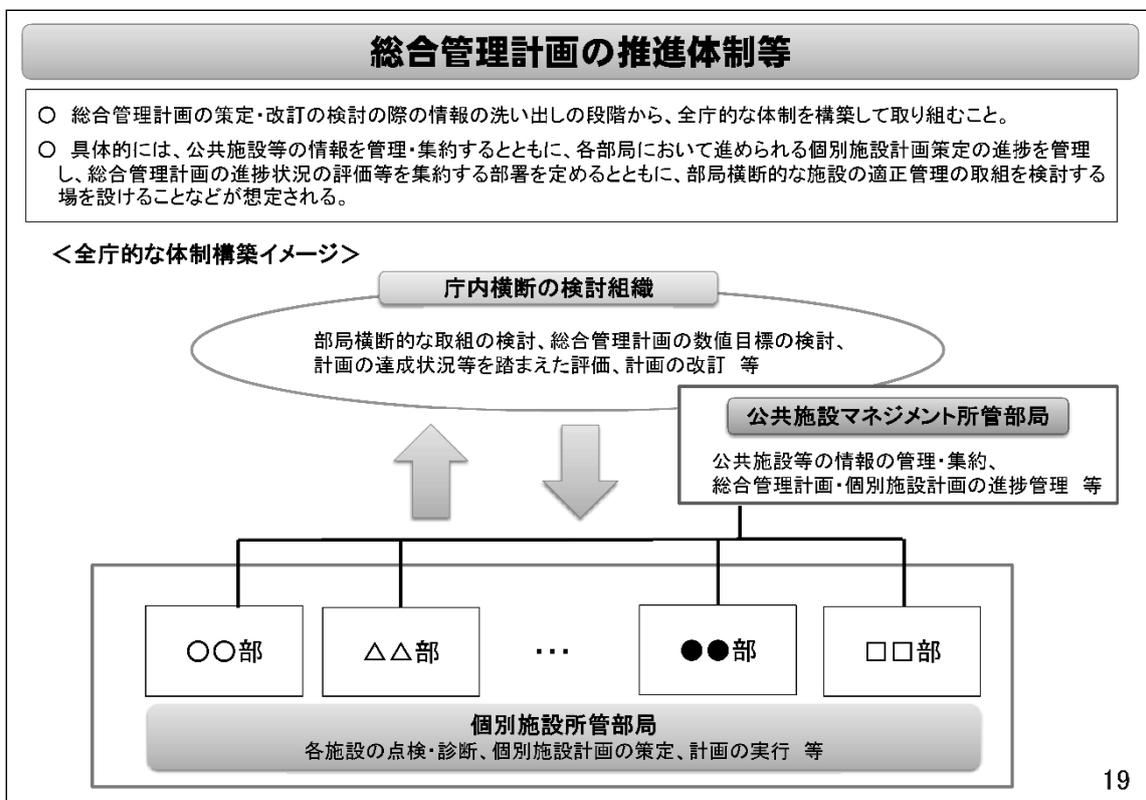


図 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定概要」から抜粋(総務省)

2. ファシリティマネジメントに関わる国の動向を受けての長野県の対応状況

(1)「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」(ファシリティマネジメント関連)

先に掲げた県の「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」では、ファシリティマネジメントに関して、「計画を着実に推進するための県政運営の基本姿勢」の中で取り上げている。

第7編 計画を推進するための基本姿勢

この計画を着実に推進するため、県政運営の基本姿勢として、次の取組を進めます。

1 行政・財政改革の推進

(2) 行政・財政改革方針に基づく質の高いサービスの提供

社会情勢の変化や多様化するニーズに対応し、県民に質の高いサービスを安定して提供するためには、「行政にこそ変化が必要」であり、また、「行政・財政基盤の確立」が不可欠です。このため、「長野県行政・財政改革方針」に沿って、

- ① 県民参加と協働の推進(県民協働の推進、県民参加による対話型の行政運営)
- ② 人材マネジメント改革(意欲と能力のある人材の育成と確保、人事評価制度を含めた人事給与制度の改善)
- ③ 行政経営システム改革(組織風土の変革、しごと改革(業務の生産性の向上)、アウトソーシングの推進、ファシリティマネジメントの推進、県組織の見直し、定員の適正化、外郭団体の見直し)
- ④ 財政構造改革(歳入確保の取組、歳出削減の取組、財政健全化に向けた取組、県民や地域の声の反映と情報共有)
- ⑤ 地方分権改革(国から地方への事務権限の移譲、長野県独自の自治の検討、市町村や他の都道府県との交流・連携強化)

を着実に推進します。

合わせて、地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し、国から地方への税源移譲、地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立、国庫補助制度等の改善について国に要望していきます。

■ 関連する個別計画

「長野県行政・財政改革方針」

「長野県人材育成基本方針」

「長野県ファシリティマネジメント基本方針」

(2)「長野県ファシリティマネジメント基本計画」

急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などにより、県民ニーズが多様化・複雑化し、厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策、有効活用が大きな課題であるとの認識のもと、県は、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に企画、管理、活用するために、平成23年12月に「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を定め、県有財産の利活用を推進してきた。

一方、上述したように、国においても平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には、すべての地方自治体において平成28年度末までに「公共施設等総合管理計画」を、平成32年度末までに「個別施設計画」を策定するよう要請がされた。この要請を受け、県は平

成 29 年 3 月に「ファシリティマネジメント基本計画（以下「基本計画」という）」を策定し、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「公共施設等総合管理計画」として位置付けるとともに、県有財産の総量縮小・利活用をさらに推進している。

基本計画では「ファシリティマネジメント」を「土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的かつ長期的な観点によりコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法」と定義づけ、全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が借用している土地・施設を対象に、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間に計画期間としている。

基本計画では、ファシリティマネジメントを推進するための以下の 4 つの柱を基本方針として設定している。

【基本方針】

① 県有財産の総量縮小

人口減少社会の到来及び厳しい財政状況等を考慮し、既存施設の転用・集約化、市町村施設等の利用、市町村との共同設置などにより、総量縮小を推進するとともに、未利用県有地の売却などを進め、平成 38 年度末までに、県有施設総量（総延床面積）を 5%縮減します。（インフラ施設、企業資産を除く）

② 県有財産の有効活用

集約化等により未利用となる施設については、地域振興などの観点から市町村等を含め、地域として活用方法を検討するとともに、様々な貸付制度を活用するなど、空きスペースの有効活用を進め、県有財産の一層の効率的利活用を推進します。

③ 県有財産の長寿命化

老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、平成 32 年度末までに、中長期修繕・改修計画（個別施設計画）を策定します。

④ 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

施設の維持管理にあたっては、エネルギーマネジメントを実践し、環境エネルギー戦略において定めた温室効果ガスの削減目標（2030（H42）年度に 2009（H21）年度比 35.7%削減）及び地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の規定による第 5 次長野県職員率先実行計画を踏まえ、省エネルギー化を進めるなど、維持管理の一層の適正化を図ります。

第3 監査結果の総評

I. 主な監査の結果及び意見

1. 文教施設の管理運営に関する主な結果及び意見

(1) 専門的人材の確保・育成に関連する結果及び意見

「第2 文教施設を中心とする公の施設を取り巻く環境 1. 文化政策に関わる国の動向」で取り上げたように、国が進める文化政策においては、専門的人材の確保・育成の必要性が強調されている。

【「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 前文】

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。

【「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」第3 3. (1)】

設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。

【同指針 第3 10.】

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

【同指針 第3 2.】

地方公共団体は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

また、このような国の文化政策を受け、県においても文化施策における人材の確保・育成に関して以下のような方向を示している。

【「長野県文化芸術振興計画」 第7（1）ア 県民文化施設の適切な管理運営】

- ・指定管理者制度により民間の知見を活かしたサービスの向上を図るとともに、長期的な視点に立った事業展開や地域との連携、専門的人材の確保等の導入に伴う課題について、施設の運営状況を的確に把握し、指定管理期間の長期化等も含め、施設の目的に沿った最適な運営方法をさらに検討します。
- ・指定管理者制度の趣旨が適切に活かされるよう、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」に基づき、事業内容の充実、専門的人材の育成・確保、事業の継続性等、運用に関する留意事項を周知し、指定管理者の理解の促進を図ります。

【同計画 第7（1）イ 県文化施設の機能強化】

- ・県文化施設（県立文化会館・創造館）は、劇場法の趣旨を踏まえ、地域の文化芸術活動を支える拠点施設として、多様な文化芸術の鑑賞機会提供・創造、文化芸術を創り・支える人材の育成等の中核的な役割を果たします。

【同計画 第7（2）イ 文化振興事業団の機能強化】

- ・長期的な視点に立って、文化芸術振興の中核を担うことができるように、人材の確保を推進します。
- ・総合的かつ計画的に、県内の文化芸術活動の支援を行うことができるように、専門的知識の習得・研修機会の確保等による人材の育成を推進します。

このように県は文化施策において、専門的人材を含む人材の確保・育成を推進していく方向を示しているが、今回の監査では、監査の対象とした文教施設において専門的人材の確保・育成について以下のような課題が認められた。

① 専門性を有する人材の確保・育成(意見)(文化会館)(P78)

県は、県全体の文化芸術の振興を図るため、文化振興計画の中でも文化振興事業団に関し個別に取組方針を掲げ、同事業団に大きな役割を期待している。

グラフ1は、文化振興事業団の職員のうち文化会館およびその事務局にかかわる職員数の推移を示したものであるが、正規職員よりも嘱託員や臨時的任用職員を多数採用しており、平成20年度を境にプロパー職員数と嘱託等の職員数が逆転し、現在は嘱託員等が多数を占めている。表1は、文化会館の人件費（給料支出+職員手当支出）の推移であるが、人件費はほぼ横ばいで推移している。

また、グラフ2に示すように、職員の高齢化が進んでおり、平成29年12月時点の正規職員の平均年齢は47.6歳に達しており、正規職員の新規採用が進まないことから、専門人材の育成、確保が困難となっている。

グラフ1 長野県文化振興事業団における職員数の推移
(文化会館3館及び事務局)

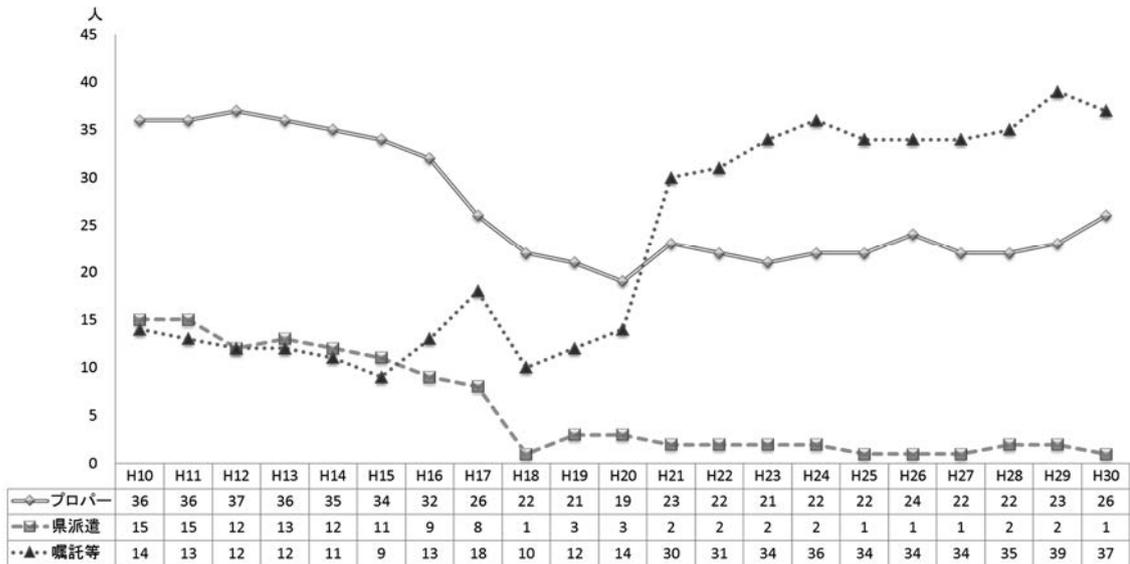
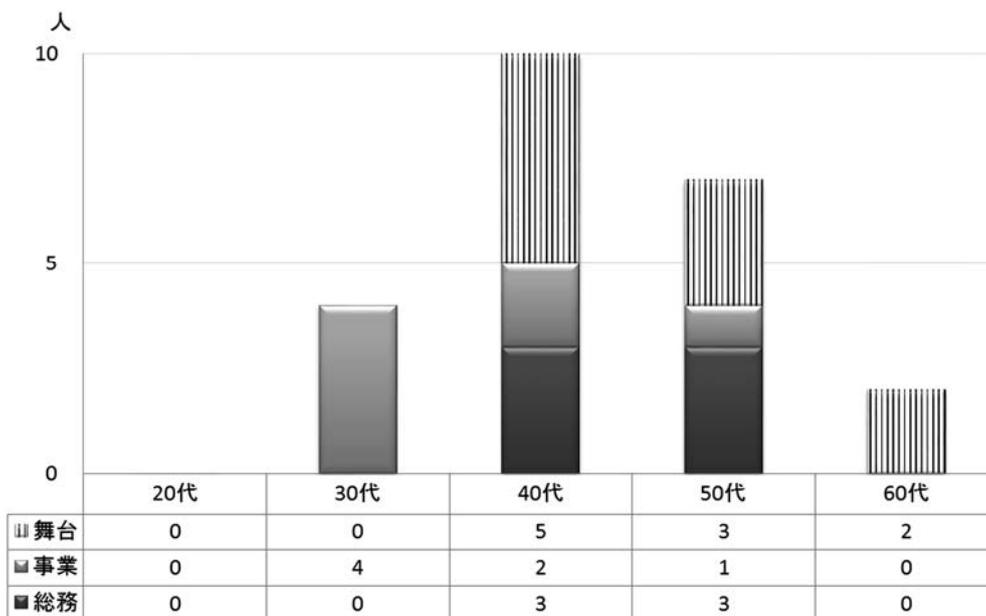


表 1 人件費(給与支出+職員手当支出)の推移 (単位:千円)

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	87,769	80,030	81,121	74,275	82,659
伊那文化会館	65,337	61,309	61,791	66,139	61,333
キッセイ文化ホール	71,306	75,733	61,970	42,260	69,046
合計	224,412	217,073	204,883	182,675	213,040

(出典:文化振興事業団収支計算書(平成 25 年度～平成 29 年度より監査人作成))

グラフ2 長野県文化振興事業団におけるプロパー職員の年齢構成(H29年度到達年齢)



県は、県全体の文化芸術の振興を図るため、文化振興事業団に大きな役割を期待しているが、文化振興事業団は現状、専門人材の育成が困難であるとしている。このような状況において、長野県文化芸術振興計画に掲げる方策がどこまで実現できるかは不透明といえる。

平成 22 年度の包括外部監査では、指定管理者制度を導入している施設について、存続する必要性があるかどうか大きなテーマとなっていた。現在もこの視点は必要であるが、指定管理者制度が導入されて相当年数が経過した現在は、施設の設置目的や役割に応じて指定管理者制度のあり方を考えていく必要があると考える。

文化会館は、老朽化の進行などハード面の問題が継続しているが、劇場法の制定など文化のあり方が見直されている現状では、提供するサービスをどのように充実させていくのかという、ソフトのあり方を見直すことも重要である。

指定管理者制度導入時はコスト削減を重視する面があり、人件費の削減がその方策の一つとされていた。一般的な貸館であれば現在もその方策は最重要かもしれないが、文化会館のように施設に特殊性があり、指定管理者に特色のある自主事業を求める場合には、施設もしくは指定管理者が提供するソフトの効果を重視する必要がある。そのためには、人件費の削減に注力するのではなく、いかに人材の育成を図っていくかという視点が必要であり、そのことに対して施設設置者である県がどのように関わっていくかが重要である。

文化会館の人材の育成は、一義的には文化振興事業団の責任で行うべきものであるが、それを実行するためには給与等に充てる財源の確保が必要となる。将来的には自主財源により文化振興事業団が自ら財源を確保して人材育成を図ることが理想ではあるが、県の指定管理業務や受託事業がメインとなっている現状を踏まえると、当面は財源の確保などについて県が一定の役割を果たす必要がある。

一方、文化振興事業団においては、その給与体系を県に準じるとしているが、昭和 54 年 9 月の設立から 40 年近く経過しているなかで、現在もそれを継続する必要があるのか検討の余地がある。

いずれにしても現状は、一定の専門性を必要とする文化会館の人材育成について、県が文化振興事業団にどのような役割を期待しその期待の実現のためにどのようにかかわっていくのか、県としての考え方を明確化していく必要がある。

② 教育普及活動の拡充と人員配置の必要性(意見)(信濃美術館)(P104)

県は、「長野県文化芸術振興計画」において、県文化施設等の機能強化の方向性を示し、信濃美術館の具体的に推進する内容を以下のように掲げている。

2021 年度当初からの開館を目途とする信濃美術館は、美術作品を収集・展示するだけの場所ではなく、美術館に関わるあらゆる「人」を中心に据え、「人本位」での運営を推進します。

また、広い県土を有する本県の特性を踏まえ、地域へのアウトリーチ活動に力を入れ、施設整備や運営に県民や関係者の意見を反映し、県民に開かれた身近な美術館としての運営を推進します。

このような方向性は以前から信濃美術館の目指す方向と捉えられており、指定管理者はアウトリーチ活動を含む教育普及活動を従来から実施しているが、これらの活動は年々実施回数が減少傾向にあり、またその活動拠点は県内全域をカバーしているわけではなく、北信地域が多くなっている。

このように教育普及活動が活性化しない背景として、文化振興事業団は職員の配置状況について、「平成 29 年度長野県信濃美術館管理報告書」の中で問題点・課題として取り上げ、「職員がすべて正規職員として雇用できる体制づくりが急務である。」と訴えている。

現状の問題点として、以下の3点があげられる。

- ・職員は館長を含め15名（平成30年4月1日現在）であるが、その内プロパー職員が5名（事務2名、学芸員3名）しかおらず、短期雇用の嘱託職員がプロパー職員と同等の仕事にせざるを得ない状況であり、同等の仕事に見合った賃金体系のシステムになっていないこと
- ・指定管理期間が限られ、雇用が短期に制限されることから、長期的な展望が必要とされる作品収蔵と数年にわたる準備が不可欠とされる展覧会の開催に支障が生じていること
- ・職員が日々の業務に追われており、学芸員の能力開発、育成が困難となっていること

教育普及活動をより一層県内各地域に広げるには、また、長野県文化芸術振興計画にある地域へのアウトリーチ活動に力を入れるには、学芸員の増員、安定化が不可欠と考える。したがって、県は、学芸員の増員・安定化を可能とするような制度の策定および指定管理料の交付に努めていくことが必要である。

③ 業務滞りの解消及び専門職員等確保の必要性(意見)(長野県立歴史館)(P116)

長野県立歴史館が果たすべき3つの機能のうち、埋蔵文化財センター的機能及び公文書館機能に関連する事業に関し、以下のような業務の滞りが認められる。

■ 埋蔵文化財センター的機能に関連する業務

- i) 適時に行うべき館蔵木製品の保存処理、修復、管理業務において、館蔵木製品の全ての保存処理の終了は10年後となることが見通される。更に、長野県埋蔵文化財センターが現在保管している約7,000点の資料も数年後には移管される予定になっている。保存処理前の水浸し状態のままでは長期保存には限界があるため、できる限り早期に木製品の保存処理、保存に係るデータ処理を行う必要がある。
- ii) 記録保存発掘調査フィルムデジタル化業務において、長野県埋蔵文化財センターの記録保存調査資料（図面、台帳、写真）のうち写真はカラーポジフィルムであり経年劣化が見られることから早急にデジタル化を行うためにフィルムの抽出、管理を行う必要がある。
- iii) 「県立歴史館（博物館機能）のあり方検討」における「取り組み」によって学校見学時にバックヤード探検を希望することが多くなっており、業務量が一層増加している。平成28年度までは希望校受入率100%対応していたが、平成29年度には見学時間重複等により希望校受入率98.6%に減少せざるを得なかった。
- iv) 巡回展は平成29年度、平成30年度に5会場（県立歴史館、長野県伊那文化会館、安曇野市豊科郷土博物館（H29）、塩尻市平出博物館（H30）、御代田町浅間縄文ミュージアム）にて実施していたが、人的事情もあり、平成31年度以降平成27年度の3会場による実施に減らすことが計画されるに至った。

■ 公文書館機能に関連する業務

- i) 歴史的行政資料（県宝「長野県行政文書」明治初期～第二次大戦期）の資料劣化が危惧されることから早急にデジタル化を行う必要があるが、その進捗が滞っている。
- ii) 公文書館機能を有する施設として「歴史的価値を有する行政文書等」を適切かつ閲覧可能な状態で保管するために、移管された行政文書の薄冊確認、補修等を行う必要があるが、その進捗が滞っている。

滞りが認められる業務はいずれも歴史館に求められる本来業務であり、歴史館の使命を果たし掲げる目標を達成するために、このような状況を早期に解消していくことが必要である。

このような状況が発生している主な原因の一つとして、考古資料課及び文献史料課の職員の不足が考えられる。歴史館の職員配置は平成26年度に5名の人員減があった後、横ばいの状況が続き、平成29年度には2名の人員増となったものの、業務の滞りの解消は進んでいない。

また、職員の年齢層に目を向けると、歴史館の業務は専門性が要求され、展示物等の説明や貴重な史資料の取扱い等業務経験が十分であることが求められるが、専門職員の採用が少ないために高齢化が進み平均年齢が約58歳となっている。

このような状況を踏まえると、上述した業務の滞りを解消していくためには、考古資料課及び文献史料課の職員の増員が急務と考える。歴史館の業務は専門性が高く業務経験が一定程度要求される一方で、職員配置の固定化や職員の高齢化を避ける必要もあることから、計画的な専門職員の採用及び人事ローテーションが求められる。

現状、業務の一部は地域ボランティアによって担われている。県民参加により県の文化遺産が守られていることは大いに評価されるべきことだが、業務に滞りがある状況は望ましいものではない。歴史館に求められる役割を適時に果たしていくために、専門人材の採用・育成を計画的に行っていくとともに、専門性が必要とされない業務に関しては業務委託などのアウトソーシングも検討し、業務の滞りを解消していく必要がある。

④ 専門性を有する人材の確保・育成(意見)(創造館)(P142)

「長野県文化芸術振興計画」は、文化会館だけではなく創造館にも県全体の文化芸術の振興を図るための役割を担うことを期待しているが、そのためには人材の確保・育成が重要となる。

表は、佐久創造館の人件費の推移であるが、人件費はほぼ横ばいで推移している。佐久創造館については、財源に限りがある現状で、いかに人材の育成を図っていくのかが大きな課題となっており、人材育成にあたっては、当面の財源の確保などについて県が一定の役割を果たす必要があると考える。

また、飯田創造館については、文化会館の指定管理者を務めている文化振興事業団が指定管理者を務めているが、当施設においても人材の確保・育成が大きな課題と思われる。飯田創造館は指定管理期間を1年として毎年度指定管理者の公募を行っている。指定管理期間を1年としているのは、創造館の将来のあり方が定まっていないことが大きく影響していると思われるが、指定管理者にとっては、中長期的な視点で人材の育成を図っていくとする姿勢は保ちづらく、勤務しようとする側においても、中長期的に勤務することが可能なのが不透明であり、このことは人材の育成や確保に少なからずマイナスの影響を与えている可能性がある。

県においては、創造館について地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方を見定めていく必要がある。

表 佐久創造館の人件費推移

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	18,340	18,697	18,891	18,800	19,000

(2) 個別施設に関するその他の主な結果及び意見

① 剰余金の返還ルール運用の明確化(意見)(文化会館)(P87)

指定管理者制度について県は、財産活用課が基本協定書の標準フォーマット（「基本協定書（例）」）を示している。

「基本協定書（例）」では、指定管理料について、「指定管理料の精算を行わない」（第13条）としているが、他方、「指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとする」（第13条の2）としている。このことについては、文化会館の基本協定書にも同様の定めがある。

県が「基本協定書（例）」でこの規定を設定した趣旨は、公の施設の管理業務を通じ指定管理料（県の税金）を受けながら、多大な利益を獲得することは県民の理解を得られにくいという考えによるもので、「5%」は基本協定書（例）策定当時の法人企業統計（財務省）を参考にサービス業の平均的な経常利益率として制度設計したとのことである。

長野県のこの制度は、指定管理期間を通算した剰余金を対象としているところに特徴があるが、そのことで指定管理者にどのような対応を促しているのか不明確な面が生じている。たとえば、指定管理期間を5年として、指定管理期間当初の1年目、2年目に多額の剰余金が生じ、指定管理期間終了後に剰余金の納付義務が生じた場合に、その財源をどのように取り扱うかという課題がある。この場合、1年目、2年目に生じた剰余金は指定管理者が他の事業に使用できず、5年目の精算年度までにプールしておく必要があるのか、また、指定管理期間終了後に県に納付する場合、その納付金は指定管理者の過年度の費用なのか、あるいは精算年度に生じた費用なのかという、指定管理者側の会計処理にも影響を与える。

剰余金が発生する可能性がある場合に、指定管理期間中にそれを原資にそれまで予算の制約等で実施できなかった修繕や改修に充てるなどの個別協議を指定管理期間終了前に行うことは可能と思われる。剰余金の返還ルールは当面見直す予定はないとのことだが、県においては、このルールについて指定管理者がどのような疑問を有しているのかを把握し必要な課題解決の途を示すとともに、基本協定書（例）策定当時のサービス業の経常利益率の平均値を目途に設定した「5%」という基準が、時を経過し環境変化を経た現在でも適切な水準であるかについても検討すべきと思われる。

② 文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化(意見)(文化会館)(P87)

文化会館の指定管理者である文化振興事業団においては、事務局が理事会、評議員会等の事務、定款等諸規定に関する事務、全職員の給与支給事務、福利厚生事務、人事に関する事務、決算・租税公課に関する事務等を行っており、これらの事務に伴う経費（以下「本社経費」という。）が発生している。同事業団は、3つの文化会館のほか信濃美術館、飯田創造館の指定管理者を務め、埋蔵文化財センターの業務を担っているが、本社経費はこれら施設が負担している。

平成29年度の状況をみると、各施設の「本社（事務局）経費」に関しては、飯田創造館と埋蔵文化財センターの2施設についてはあらかじめ負担額を定め、ホクト文化ホール、伊那文化会館、キッセイ文化ホール、信濃美術館の4施設は、それぞれの収入割合に応じて負担額を計上しており、本社経費を一定のルールに基づいて各施設が負担する形となっている。

一方、各施設の「財団管理費への繰入金支出」の金額は、各施設の「収入（指定管理料+利用料収入等）」と「支出（個別経費+本社（事務局）経費）」の差額として計算されている。

各施設が計上している「本社（事務局）経費」及び「財団管理費への繰入金支出」は、一般会計の『事務局勘定』側では収入として計上されることとなる。平成29年度においては、各施設から集められた「財団管理費への繰入金支出」58,377千円は、『事務局勘定』において「繰入金支出」41,466千円及び「投資活動支出」50,867千円の財源に充当されているが、この「繰入金支出」の主な内容は、埋蔵文化財センターの一般会計への繰入金支出（19,513千円）、事務局勘定の自主事業会計への繰入金支出（11,590千円）、キッセイ文化ホールの自主事業会計への繰入金支出（10,000千円）であり、「投資活動支出」の主な内容は、文化芸術振興事業積立資産取得支出（50,147千円）である。

表17 文化振興事業団の『事務局勘定』の収支の推移 (単位:千円)

科目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業活動 収入	本社(事務局)経費	5,850	-	-	56,228	61,891
	一般会計からの繰入収入	60,386	50,275	85,372	51,940	58,377
	その他収入	479	807	895	1,280	1,074
	事業活動収入計	66,716	51,083	86,267	109,449	121,344
事業活動 支出	財団管理費支出	42,109	41,310	56,878	56,228	61,891
	繰入金支出	5,448	-	10,000	15,053	41,466
	事業活動支出計	47,557	41,310	66,878	71,282	103,358
事業活動収支差額		19,158	9,772	19,389	38,167	17,985
投資活動収入		12,425	145	20,308	14,495	16,244
投資活動支出		7,313	150,720	720	2,255	50,867
投資活動収支差額		5,111	△ 150,574	19,588	12,239	△ 34,623
当期収支差額		24,270	△ 140,801	38,977	50,407	△ 16,637

(文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

表18 『事務局勘定』の「繰入金支出」と「投資活動支出」の内容(平成29年度) (単位:千円)

科目		金額	摘要
「繰入金支出」	一般会計への繰入金支出	19,875	信濃美術館の一般会計へ 362 埋蔵文化財センターの一般会計へ 19,513
	自主事業会計への繰入金支出	21,590	事務局勘定の自主事業会計へ 11,590 キッセイ文化ホールの自主事業会計へ 10,000
	合計	41,466	
「投資活動支出」	退職給与引当資産取得支出(埋文他)	720	
	文化芸術振興事業積立資産取得支出	50,147	
	合計	50,867	

(文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

このように、個々の施設の年度の収支差額は一旦『事務局勘定』に集約され、事業団全体でコントロールする運用となっているが、このような運用を行う際にも先に掲げた剰余金の5%返還ルールとの関係を整理する必要がある。

文化振興事業団は、県が設置した文化会館等の指定管理業務を担っているだけでなく、県の出えん率が100%であり、また、平成28年度には、複数の芸術分野からなる「芸術監督団」を文化振興事業団に配置して各種文化芸術施策の更なる推進を図るなど、県の文化芸術施策と密接な関係を有している。そのような文化振興事業団の性格を踏まえると、「財団管理費への繰入金支出」のあり方について

て、文化振興事業団任せにするのではなく、県として一定のかかわりを持つ必要があると考える。

文化振興事業団も、指定管理料の算定基礎に本社経費等が含まれているのか、含まれているのであればそれはどの程度なのか明瞭となっていないため、指定管理料における本社経費等の位置づけを明確とするよう県に改善を求めている。

「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の概念の明確化は、上述した⑩「剰余金の返還ルール（意見）」で触れた「剰余金」の額にも影響を及ぼすものであり、県においては、指定管理料における「本社経費」の位置づけを検討する際には、「財団管理費への繰入金支出」のあり方も含め、対応していく必要がある。

③ 企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共催負担金精算の必要性(意見)(信濃美術館)(P107)

指定管理者が作成した「(年度)管理計画書」では企画展ごとの収入予算と支出予算が示されているが、「(年度)管理報告書」では企画展ごとの収入実績額、支出実績額及び収支差額が示されておらず、予算実績比較を行うことができない。企画展ごとの収支実績が明確でないために、以下のような問題が顕在化する。

企画展を民間法人与自然で開催する場合には、民間法人に共催負担金を支払い、民間法人が入場料収入及び関連グッズの販売収入を全て受取ることによって開催経費を賄う方式が採られている。平成29年度に開催した企画展では「花ひらくフランス風景画」がこのケースに該当し、共催者である民間法人に262万円の共催負担金を支払っているが、この共催負担金額の妥当性については、同企画展の収入実績額、支出実績額及び収支差額が示されていないことから、検証することができない。

このような企画展の開催方式は指定管理者にとって運営リスクを負わないという利点もあるが、共催者である民間法人に共催負担金を支払う場合の根拠を明らかにするために、指定管理者において企画展ごとの収入実績額、支出実績額及び収支差額を算定して予算実績比較を行い、必要な場合には共催負担金額を適切なレベルに調整するための精算を行うことを盛り込んだ契約形式とすることなどを、県は指定管理者に指導する必要がある。

④ 中期目標の総括及び事業・運営状況の周知(意見)(県立歴史館)(P118)

歴史館では、中期目標「新たな歴史館の創造をめざしてー長野県立歴史館の使命と目標ー」及び中期ビジョン「『地域をもっと元気に!』プロジェクト」を基に、年度毎に活動計画(目標)を策定し、事業評価(自己評価、協議会評価)を行っており、各年度の評価結果及び次年度の計画については歴史館のホームページに公開されている。

各年度の事業に対してはこのようにPDCAサイクルが機能し、その結果も公表されているが、各年度の事業の基礎となる中期目標又は中期ビジョンはホームページに公開されておらず、また、平成22年から平成26年度を目標期間とする中期目標の終了時に当該目標期間を総括する評価が行われていない。これは、目標期間が終了するタイミングで、歴史館の本来の役割を見つめ直し課題を整理して博物館機能をより発揮させる方策を検討するために「県立歴史館(博物館機能)の今後のあり方について」がとりまとめられ、歴史館の基本方針と取り組むべき方向性が示されたため、これに重ねる形では中期目標期間の総括的な評価は行われなかったことによる。しかし、この「県立歴史館(博物館機能)の今後のあり方について」における検討対象は博物館機能のみであり、埋蔵文化財調査・研究機能、公文書館機能は対象とされておらず、これらの機能についての総括的な分析・評価が欠落した形となっている。

中期目標、中期ビジョンを策定して事業運営する意義は、毎年度のPDCAとは別に、目標期間の活動実績に関し5年間又は3年間でまとめた総括的な評価を行うことによって、その結果を将来のより一層の効果的効率的な運営に活かすことある。現段階では平成29年度から31年度を目標期間とする新たな中期ビジョンが策定されており、前中期目標期間終了から3年を経過しているため、現時点で改めて前中期目標期間の総括的な評価を行う意味はないが、現在の中期ビジョンの終了時には総括的な分析・評価を行い、その結果を次の中期ビジョンの策定に活かしていくことが必要である。

なお、各年度の活動計画及び評価については歴史館協議会の定例会において討議決定され、上述したように歴史館ホームページで公表されているが、「長野県立歴史館協議会」という項目の議事録の添付資料のひとつとして掲げられているため、そこに計画及び評価の結果が掲げられていることを容易に知ることはできない。各年度の評価は、事業結果の詳細を取りまとめた「年報」に関連付けて整理されているため、この「年報」と併せ分かりやすい形で公表し、歴史館の事業・運営状況を広く県民に周知することが必要である。

⑤ 施設の利活用について(意見)(男女共同参画センター)(P132)

男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設として設置されたものである。講座の開設による研修・普及啓発、団体・グループ等との協働、情報発信、相談などの事業のほか、県民に男女共同参画を推進するための活動の場を提供し、活動の活性化を支援することにより、その役割を果たしてきたところであるが、開館から34年が経過する中でセンターを取り巻く状況は変化してきている。

県が男女共同参画事業において開催する講座について、会場は当施設に限らず、学校に向いて生徒や教員に向けて実施する講座や、市町村との共催で市町村の施設において開催する講座も増えており、開所当時と比べて男女共同参画事業におけるニーズが多様化してきている。

一方で、貸館事業における過去5年間の施設利用率をみると、その実績は50%に満たない施設がほとんどであり、低い水準となっている。各年度においても、事業開始前の見込と比較して実績が見込に届かないことが多く、その差が10ポイント以上のケースもある。また、ホール以外の施設においては、利用率は横ばい傾向にあるといえる。

施設利用率を改善するために、広報活動の工夫、利用区分や利用料金の見直しなど実現可能な対策について検討し、引き続き努力していくことが求められる。

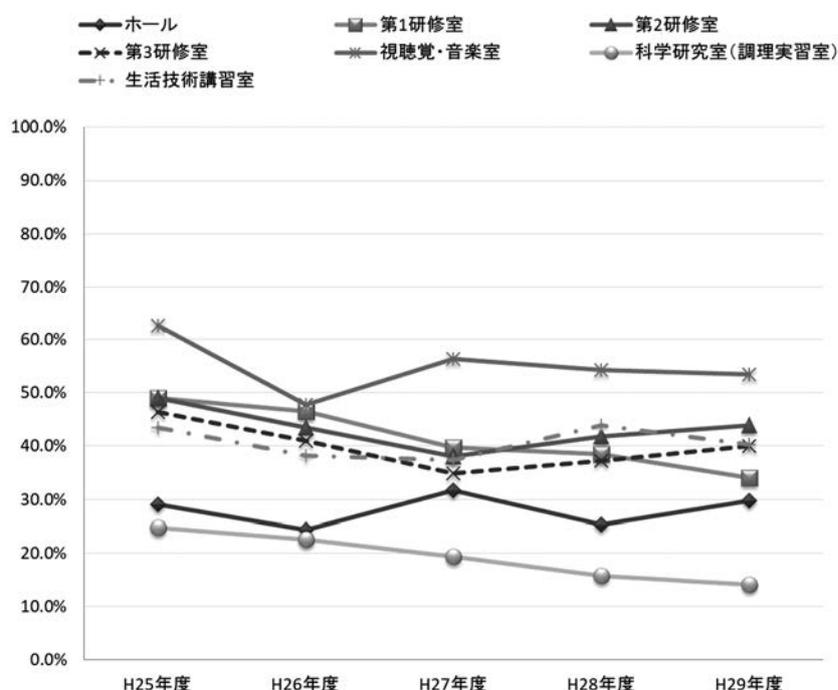
また、施設は昭和59年に竣工したものであり、設備とともに老朽化が進んでいる。さらに、男女共同参画センターは岡谷市の市営施設と隣接しているが、センター開所当時は貸館事業を実施していなかった同施設において、現在では利用勝手の良い時間単位での貸館事業を実施している。このように、貸館事業においても、開所当時とはその環境が変化しているという事実がある。

このように、県が実施する男女共同参画事業の面においても、また指定管理者が実施している貸館事業の面においても、開所当時とは状況が変化していることから、これに対応するために施設の利活用や効率的な維持管理について検討することが望まれる。

これに関して、男女共同参画センターと隣接する岡谷市営施設とは上述の通り貸館事業に関する機能をともに有し、両施設固有の設備を除いた一部機能を集約できる可能性があると考えられる。類似の機能を有する複数の施設どうしを、それぞれの施設管理者が異なる場合も含め集約することができれば、施設単体の効率的な維持管理・運営及び利活用を期待できるばかりか、県全体として施設総量の縮減を望むこともでき、効果が大きい。ただし現実的には、両施設は管理者である自治体が異なるため、条例などの法制度で規定される施設の管理規則が異なることが障壁となり、単純な集約は難しい。

施設の集約は困難が伴いがちだが、利用率が横ばい傾向にあることを鑑みると、早い段階から建物の老朽化や施設利用者の動向を見据えながら、他自治体の施設や民間施設との集約なども含めたファシリティマネジメントの観点も踏まえつつ、様々な方策の検討が望まれる。

貸館事業における施設利用率(実績)の推移



⑥ 創造館のあり方の明確化(意見)(創造館)(P140)

県が平成25年2月に策定した「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』(平成25年改訂版)」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。」としている。また、県が平成29年3月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本計画」においても、創造館は、「地域に密着した施設であるため、移管に向けて、他の県有施設の整備と合わせ総合的に移管先との協議を進めます。」としている。

創造館について県は、従前より地元市(飯田市・佐久市)に移管を打診しているが、具体化はしておらず、将来のあり方が確定していない状態が継続している。

「長野県ファシリティマネジメント基本計画」では、ファシリティマネジメントを推進するための4つの柱を設定しており、その一つとして県有施設の長寿命化を掲げている。老朽化施設の更新を計

画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、平成32年度末までに、中長期修繕・改修計画（個別施設計画）を策定するとしている。長寿命化について、文化会館は、「施設アセスメント」の結果、いずれも「維持」と評価されており、それぞれの管理の方向性に基づき、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するとしている。一方、創造館は、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」において長寿命化に言及されていない。

創造館は、将来のあり方が確定していないことから、長寿命化への対応が未確定となっている一因と考える。当面は県所有の公の施設として継続していくことになるが、長寿命化への対応を含め、将来のあり方を速やかに確定しておく必要がある。

2. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する主な結果及び意見

(1) 固定資産台帳の整備状況に関する主な結果及び意見

1) 固定資産台帳整備の背景

地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況の中、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用した財務書類の整備が推進されてきた。これは、発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することにより、中長期的な財政運営に活用しようとするものであり、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして位置づけられている。

この中でストック情報の総体的・一覽的な把握という面では、固定資産が地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠であり、固定資産に関する会計情報を整理して貸借対照表に計上することが必要となる。この点、地方公共団体では、従前より「地方自治法」に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えてきたが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産（固定資産）の運用管理、現況把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報は登録されていない。したがって、公有財産台帳では、財産をいつ・いくらで取得し、耐用年数は何年で、現在の価値はいくらなのかを把握することはできなかった。

このような状況を背景に、総務省より平成26年4月30日「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が公表され、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。その後平成27年1月23日付け総務大臣通知（総財務第14号）により、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示され、平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し予算編成等に活用することが要請された。固定資産台帳の整備に関しては、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で示された統一的な財務書類等の作成基準について、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示すものとして「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表された。

手引きにおいて掲げられている固定資産台帳整備の目的は以下の4点である。

- ・ 正確な財務書類作成のための補助簿として整備
- ・ 施設別・事業別等のセグメント別の財務情報による行政評価への活用
- ・ 公共施設の老朽化対策等に係る資産管理への活用
- ・ 公共施設等の維持、更新等に係る計画策定に活用

長野県においては平成14年度から27年度決算まで、旧モデル（「総務省方式改訂モデル」）による財務書類の作成・開示が行われてきたが、上記の固定資産台帳整備の手引きに基づき、固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度末の固定資産台帳が平成30年3月に整備された。この後継続して固定資産台帳の更新が予定されている。

2) 主な意見

上述したように、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき平成27年度から平成29年度までの3年間で固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成することが求められ、県は固定資産台帳を整備したところである。固定資産台帳の整備は制度として始まったばかりであることから、制度開始時には多くの課題はあり、それは長野県に限らず他の自治体も同様である。以下に固定資産台帳の整備及び固定資産台帳を活用した管理に対して意見を記載しているが、改善には一定程度の時間を要するものであり、長期的に改善が望まれる点を意見として記載している。

① 固定資産台帳整備の適時性について(意見)(P161)

平成28年度の固定資産台帳は会計年度終了後1年をかけて整備されており、その具体的な作成プロセスは以下のとおりである。

【平成28年度の固定資産台帳作成プロセス】

新地方公会計(平成28年度決算) スケジュール

		固定資産台帳	財務会計 データ	その他関係 データ	連結財務諸表
出納 整理 期間 H28	H29.4月	【H27末開始時】内容確認数値調整 【H28異動分】照会様式等検討			
	H29.5月	↓			
	H29.6月	↓			
	H29.7月	【H28異動分】 部局説明会・照会			
	H29.8月	↓			

	固定資産台帳		財務会計 データ	その他関係 データ	連結財務諸表
H29.9 月	↓				財政課作業
H29.10 月	確認・調整	照会		照会	↓
H29.11 月	↓	確認・調整		確認・調整	関係団体 照会
H29.12 月	データ統合				確認・調整
H30.1 月	固定資産台帳・財務諸表作成 ・財務会計データ自動仕訳結果の異常値調整、資産関連支出の手動反映				
H30.2 月					
H30.3 月	公表				

また、平成 29 年度以降も年度終了後 1 年間をかけて当該年度の固定資産台帳を整備する方針であるが、このような県の現状の年度末固定資産台帳整備スケジュールでは、財務書類の補助簿としての固定資産台帳は適時に作成されておらず、行政評価を適時に実施することも予算編成に活用することもできていない。

適時に固定資産台帳を整備することができていない原因として、固定資産台帳作成を財政課で実施しているところ、予算編成の業務との掛け持ちのため、固定資産台帳整備に多くの時間を割くことができず固定資産台帳作成のスケジュールが遅くなっていることが考えられる。しかし、固定資産台帳を今後活用し、資産の適切な管理やセグメント分析を適時に行っていくためには、固定資産台帳の整備も適時に完了する必要がある、そのため、固定資産台帳作成の体制整備や、固定資産台帳作成の効率化を検討する必要がある。参考までに、企業会計を例にとると上場会社は固定資産台帳をもとにした情報を含め財務諸表を年度終了後 1 か月半で開示することが求められている。

また、固定資産台帳への反映方法として「日々仕訳」と「期末一括仕訳」の 2 種類があるが、日々仕訳を採用することにより、日々の仕訳が発生する都度固定資産台帳に適時に固定資産の増減が反映されることになる。適時な固定資産台帳の作成は固定資産台帳整備の目的の一つである行政評価や予算編成に資することから、将来的には日々仕訳による固定資産台帳登録の採用について検討することが望ましい。

② 固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化(意見) (P164)

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き (以下手引き)」では、固定資産台帳整備の目的のひとつとして、固定資産台帳を「総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用する」ことを挙げ、岩手県久慈市の公有財産台帳と一元化された固定資産台帳の事例を取り上げている。

(2) 固定資産台帳の活用に関する主な結果及び意見

1) 固定資産台帳を活用した施設別フルコストの算定

固定資産台帳が整備されたことで、従前では正確に把握することが困難であった「減価償却費」について、より正確かつ容易に把握することが可能となった。これは、各施設に要する県の総費用、「フルコスト」の把握がより正確かつ容易になったことを意味する。固定資産台帳整備目的の1つである「施設別・事業別等のセグメント別の財務情報による行政評価への活用」を達成する上でも、フルコストを把握する意義は極めて大きい。

固定資産台帳を活用した各施設のフルコストについては、現在県では把握されていないため、監査人独自に計算を行った。

① フルコスト算定の前提

各施設のフルコストは、管理費支出額（指定管理者制度を採用している施設においては指定管理料）、有形固定資産の減価償却費、退職給付コストを含む人件費の3つの項目から構成されるものとして算出した。その計算式及び各項目についての内容は次のとおりである。

【フルコスト計算式】

$$\text{フルコスト} = \text{管理費支出額（又は指定管理料）} + \text{減価償却費} + \text{人件費}$$

項目	内容及び計算方法
管理費支出額	県直営の施設における管理費。 県が作成する監査調書の支出決算額調から、支出済額を引用した。
指定管理料	指定管理者制度を採用する施設において、県が指定管理者に支払う管理料。 年度協定書や指定管理報告書から、年度ごとの指定管理料を引用した。
減価償却費	各施設の有形固定資産にかかる減価償却費。 平成 28 年度の固定資産台帳から減価償却費を引用した。固定資産台帳に記載されている情報をもとに、平成 25 年度から平成 27 年度及び平成 29 年度の減価償却費について計算した。
人件費	県の職員が各施設を管理運営するために直接又は間接的に要した概算人件費。 「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていない。退職給付コストについては、各年度の長野県普通会計行政コスト計算書から職員給与費に対する退職手当引当金繰入額の割合を算定し、その割合で上乘せした。なお、平成 29 年度の退職給付コスト割合は平成 28 年度と同じ割合と仮定した。

② 施設別フルコストの算定結果

(単位：千円)

施設名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
ホクト文化ホール	304,080	312,545	311,991	321,035	353,720
キッセイ文化ホール	278,317	267,509	267,827	269,308	286,625
伊那文化会館	266,351	269,848	269,776	269,833	282,246
佐久創造館	50,955	51,950	51,663	51,380	51,638

施設名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
飯田創造館	36,318	36,741	36,443	36,766	36,991
信濃美術館	167,378	170,832	178,856	187,232	243,174
県立歴史館	357,881	352,941	383,702	368,782	364,765
男女共同参画センター	77,416	78,478	80,799	79,125	78,558

(県民文化部及び教育委員会提出資料より監査人作成)

2) フルコスト情報を用いた施設別の受益者負担割合の算定

各施設のフルコストは、各施設に対して実際の程度のコストを県が負担しているかを意味するものであるが、各施設の規模や役割、置かれている環境は様々であり、フルコストの金額のみをもって行政評価等に活用することは難しい。そこで、各施設の管理報告資料から得られた施設利用者より徴収した金額（利用料収入）の情報を活用して、「受益者負担割合」について算出した。「受益者負担割合」は、実際に施設に必要なコストの内、どの程度を利用者側から徴収できているか（裏返せば、実際にどの程度のコストを県が負担しているか）を意味している。

なお、以下の「受益者負担割合」について、より正確に把握するためには、各施設の事業別のフルコストを把握し、利用料収入と直接関係する事業（貸館等事業）のフルコストを用いるべきではあるが、以下の算出においては、事業別のフルコスト情報を入手することができなかつたため、施設全体のフルコストを用いて便宜上算出している。貸館等事業が施設全体の事業に占める割合の低い県立歴史館や男女共同参画センターで特に顕著な傾向であるが、今回対象としたいいずれの施設においても少なからず貸館等事業以外の機能も有しており、以下で算出した「受益者負担割合」情報は必ずしも施設の実態を表す精緻なものではないことを申し添えたい。実際にフルコスト情報を活用するには、以下算出方法を参考に、対象事業のフルコスト情報を合理的に可能な範囲で把握し、これを用いて比較・検討することが望ましい。

【各施設の受益者負担割合】

(単位: %)

施設名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
ホクト文化ホール	46.29	45.72	43.70	34.38	30.48
キッセイ文化ホール	40.12	35.87	43.24	36.45	38.90
伊那文化会館	19.37	19.96	19.04	19.12	13.29
佐久創造館	20.63	22.98	22.40	22.45	21.53
飯田創造館	21.50	21.01	21.36	21.99	21.89
信濃美術館	23.82	18.33	27.68	22.91	6.28
県立歴史館	1.83	1.86	1.94	1.94	1.96
男女共同参画センター	6.44	5.19	4.78	5.65	5.86

(県民文化部及び教育委員会提出資料より監査人作成)

「受益者負担割合」は、施設の運営総コストのうち、どの程度をその利用者が負担しているかを意味している。同じ「文化会館」という機能を利用する際に利用者（県民）が負担するコストには、3倍近くの違いが生じている状況がわかる。もちろん、各文化会館が置かれている地域特性から利用率等に差がある場合もあり、全ての文化会館を横一線で評価することは適当ではないと考えるが、結果としてのこの格差は県民全体の目線から見たときに平等か、という問いに対する明確な理由とはならないであろう。

3) 受益者負担の適正化の観点からの利用料収入の見直し

それでは、県民全体の目線からみて平等で適切な「受益者負担割合」はどのように考えたら良いであろうか。「受益者負担割合」は「利用料収入」を「フルコスト」で除することで求められる。分母となる「フルコスト」については、不断の努力によりその業務の効率化、合理化を進め、コスト自体を抑制することが必要なのはここで改めて説明する必要もないであろうが、分子となる「利用料収入」については、運営者側の裁量（意思決定）による余地が大きい。適切な「受益者負担割合」を求め、マネジメントしていく上では、利用料を如何に決定するかという大きな論点がある。

4) 県の現状

利用料等の設定や見直しにおける代表的な考え方として、「近傍類似施設との比較」によるものと「原価計算」によるものの2通りが挙げられる。県財政課によれば、施設開設時には原価計算によって使用料を定めた施設もあったとのことであるが、今回対象としたいいずれの施設もその後の使用料見直しについては、文化会館であればその競争環境など、各施設の性質を考慮した上で、いずれの施設も近傍類似施設との比較によりその使用料が見直され、改定されてきている状況にある。近傍類似施設との比較により決定するメリットとしては、近傍類似施設との競争環境下において、価格競争力を維持できること、また、料金算定がフルコスト算定（原価計算）方式と比較して容易であるという点が挙げられよう。

しかしながら、上記の公の施設については、全ての県民が利用する訳ではなく、受益者（利用者）、非受益者（非利用者）が存在するため、先の負担の公平性の観点、すなわち「受益者負担の適正化」の観点からすると、近傍類似施設との比較による見直しでは、その使用料に十分な考慮ができているとは言い難い。「受益者負担の適正化」の観点から使用料を見直すのであれば、その施設を運営する上で必要な県のコストを算定し、使用料に反映させる「フルコスト算定（原価計算）方式」による方が適切であろう。

5) 主な意見

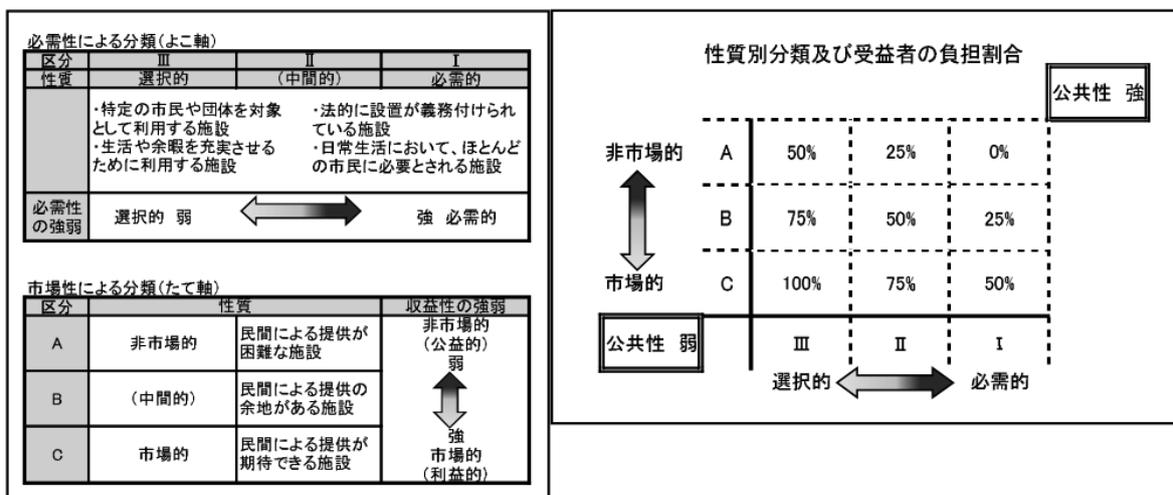
① 「受益者負担の適正化」観点からの使用料等の見直しについて（意見）（P186）

地方自治法 225 条で「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」旨を定めている背景には、使用等により利益を受ける特定の者（受益者）と、使用等により利益を受けられない非受益者との間に存在する公平性を確保することがある。公の施設の使用料等が運営コストを下回る場合、その不足分について県民全体からの公費（税金）で賄う形となり、公の施設を利用しない県民にもそのコストを負担してもらった結果となっているため、公平性の観点からは、受益者には「応分の」使用料等の負担を求める「受益者負担の適正化」の観点に基づいた使用料等を設定することが望ましい。

現行の県の公の施設の使用料等については、近傍類似施設との比較により見直し及び決定されているが、公の施設の使用料等を県が追加徴収する考え方の基礎にある「受益者負担の適正化」の観点に立ち返ると、近傍類似施設との比較だけでは公平性を確保しているとは言い難く、各施設の実際フルコストを基礎として受益者の応分の負担額＝使用料等を決定することが望まれる。

現行の使用料等との格差への配慮、また、近傍類似施設との競争環境下において、たとえ直ちに決定方法を見直すことが困難な場合にあっても、先行する他の地方自治体の取り組みも参考としながら、使用料検討の過程において、フルコストを基礎とした、あるべき受益者負担額をまずは把握し、検討過程における重要な参考情報として活用していくことを検討すべきである。

【必需性と市場性を基準として受益者の負担割合を導く他の自治体の例】



(出典：下関市 HP)

② 「受益者負担の適正化」観点からの減免制度の見直しについて(意見)(P186)

今回対象とした公の施設では、いずれの施設においても「減免」に関する制度が条文で定められ、対象団体等について、「減免」が実施されている。減免制度自体は、公共・公益上の必要性や、文化事業の振興、社会的弱者の社会参加の促進等を目的として政策的に取り入れられている制度ではあるが、減免制度による各施設の減収分は、利用者からの使用料等の徴収不足額と同様に、直接、あるいは指定管理料等の増加を通じて県費によって賄われることになる。従って、「受益者負担の適正化」の観点から使用料等を見直す時、表裏の関係にある「減免制度」についても併せて考慮しないと十分な見直しとは言い難い。

今回対象とした公の施設では、施設ごとに減免の考え方やその減免額(率)にバラツキが生じている。また、条例により各施設に委ねられている部分も多く、減免制度の存在及び減免額の見直しも定期的には行われていない。

施設の使用料と減免制度は密接な関係にあり、「受益者負担の適正化」を達成する上で、「減免制度」についても使用料の見直しと一体的、かつ、定期的に見直されていくことが望ましいと考える。施設ごとに減免の考え方やその減免額(率)に現状バラツキが生じているため、見直しにおいて、受益者負担の適正化の趣旨を踏まえた、統一かつ客観的な基準を設けることも有用であると考え

3. ファシリティマネジメントに関する主な結果及び意見

(1) ファシリティマネジメントの定義及び経営手法

① ファシリティマネジメントの定義

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（以下、JFMA）においてファシリティマネジメントは、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」として定義されている。

公共セクターの組織活動の中心は行政サービスである。また、「施設」は土地と建物によって形成される公共施設であり、「その環境」とは、施設内の執務環境、生活環境、情報環境などの内部環境と、施設外の近隣、地域社会、地球環境などの外部環境によって構成される。

したがって、公共セクターにおけるファシリティマネジメントの目的は、「施設とその環境」（＝ファシリティ）に対する経営活動（＝マネジメント）を図ることで、住民への行政サービスの提供を持続的かつ効率的・効果的に果たすことと整理することができる。

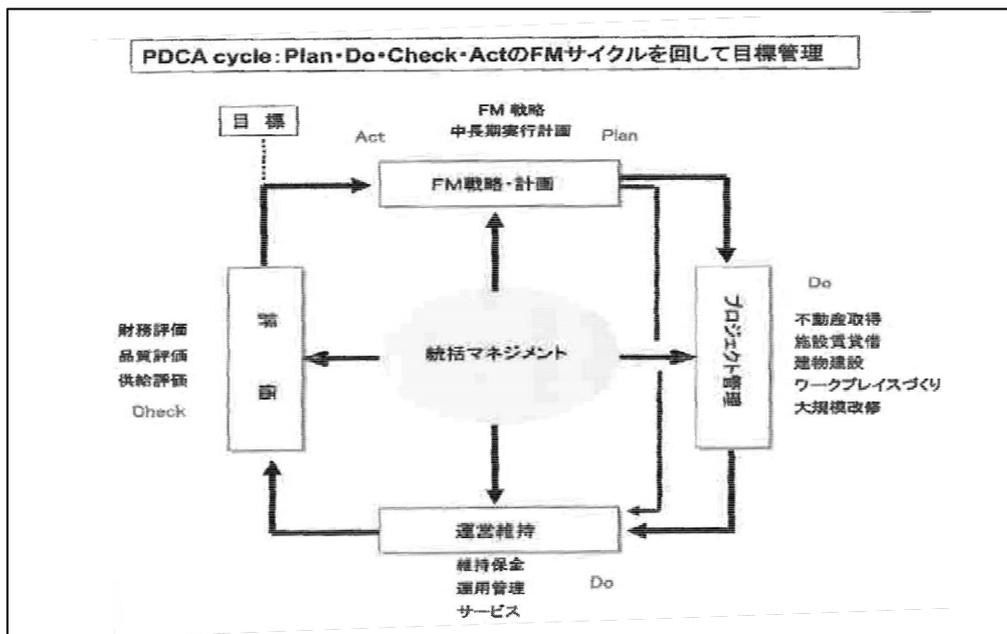
② ファシリティマネジメントに求められる経営的手法

上述の通りファシリティマネジメントとは組織における事業遂行を支援する経営活動であり、ファシリティマネジメントを図るうえでは様々な経営的手法が求められる。以下では、ファシリティマネジメントにおける経営的手法として特に重要な視点を整理する。

1) PDCA サイクルによる継続的な改善

ファシリティマネジメントの業務は一般的に標準業務として体系化され、大きくは①ファシリティマネジメント戦略・計画、②プロジェクト管理、③運営維持、④評価、⑤統括マネジメントの5業務から構成される。

【ファシリティマネジメントの業務とサイクル】



(出典:「公共ファシリティマネジメント戦略」(JFMA 編))

上記の標準業務はPDCA サイクルとして展開されることで、継続的な改善が可能となる。具体的には、まず「④評価」を行うことで現状把握とともに課題を抽出する。次に、課題に対して解決策としての改善目標を定め、具体的な予算やスケジュールとともに施策を立案する「①ファシリティマネジメント戦略・計画」に移行する。施策は、「②プロジェクト管理」及び「③運営維持」において実行され、その結果を再び「④評価」することでサイクルが回る。

また、PDCA サイクルではサイクルを回すプロセスと同時に、データの収集・管理などをベースに、サイクルを全体最適の下で促進する仕組みづくりを「⑤統括マネジメント」業務として行うことがファシリティマネジメント業務の要となる。

2) 全体最適を可能とする統括的な組織体制

本来、公共経営のPDCA サイクルは数年から10年程度で完結すると考えられ、長期で継続的な事業として取り組まれることが望ましい。しかしながら、一般的には公共経営の実情として、単年度の事業が主体となっている。加えて、公共セクターでは2～3年ごとに庁内の人事異動が行われる。このため、PDCA サイクルを完結させることは容易ではなく、特に評価と改善を促すプロセスが抜け落ちてしまう懸念がある。

このような課題に対して、PDCA サイクルにおける「統括マネジメント」を遂行する組織体制を整備することで、全体最適を図りつつサイクルを回すことが可能となる。

また、経営においては公共・民間を問わず、縦割り組織体制による事業展開を進めながらも、経営資源の全体最適を図る組織横断的な機能を持つ「機能別組織」が必要となる。ファシリティマネジメントはファシリティという経営資源に対するマネジメントを行う機能別組織であり、機能別組織の責任者は地方自治体では首長であることが理想的である。

以上から、ファシリティマネジメント業務を遂行する組織は、首長と連携した全庁横断的な視点で統括マネジメントを行い、全体最適の実現を可能とすることが求められる。

3) 財務・品質・供給の目標管理

一般的にファシリティマネジメントの目標設定は、財務・品質・供給の3項目から構成され、目標管理を具体的かつ定量的に行うために、項目ごとに以下に示す評価指標が設定されている。

【ファシリティマネジメントの目標評価技術】

財務目標: ①ファシリティコスト評価、②施設資産評価、③施設投資評価、④ライフサイクルコスト評価
品質目標: ①品格性評価、②快適性評価、③生産性評価、④信頼性評価、⑤満足度評価、 ⑥環境保全性評価
供給目標: ①需給対応性評価、②施設利用度評価

(出典:「公共ファシリティマネジメント戦略」(JFMA 編))

上記の評価を総括すると、ファシリティマネジメントの一般的な目標は、経済的なコストで、良好なファシリティを、最小限必要な量で、長期にわたって持続的に提供することと考えられる。

(2)ファシリティマネジメントに関する主な結果及び意見

① ファシリティマネジメントの取り組みにおける総合的な視野の必要性(意見) (P196)

先に述べたように、ファシリティマネジメントは一般的に、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」として定義される。しかし現在、国内の地方自治体が行っているファシリティマネジメントの多くは、「長寿命化計画」に代表される、施設の建築物に対する維持管理・更新の領域に限られているのが実状である。

県では平成29年3月に「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を策定し、戦略的な取り組みが見られるが、ファシリティマネジメントの取り組み領域は明確ではなく、全庁的な組織経営に与える効果という面では目的の設定も不十分である。ファシリティマネジメントの取り組みを、「総合的な視野」という点で見直しが必要である。

こうした状況に対して、今後の県のファシリティマネジメントにおいては、ファシリティマネジメントの担当部局に全庁的な情報を集約するとともに、前掲したファシリティマネジメントの定義に沿って組織活動に資する経営活動を目指すことで、「総合的な視野」から遂行することが望ましい。

そのためには、第一に、ファシリティマネジメントの目的を、県に求められる行政サービスの遂行に資する取り組みとして再検討し、明示することが求められる。第二に、ファシリティマネジメントの対象領域を、目的に沿って再考すべきである。対象領域は、対象とする「施設とその環境」の範囲、「企画、管理、活用」などの取り組み内容の範囲、この両面から再考する必要がある。

参考として JFMA によるファシリティマネジメントで取り組むべき領域に関する評価項目を下に記載する。

①品格性：(地域性/景観性(美観性)/ブランディング)
②快適性：(居住性/エルゴノミクス/保健性)
③生産性：(機能性/効率性/利便性/融通性/俊敏性)
④信頼性：(安全性/防犯性/耐久性/保全性)
⑤環境保全性：(省エネルギー/省資源/長寿命)
⑥満足度：(利用者満足度/顧客満足度)

図 施設の品質評価項目(出典:「総解説/ファシリティマネジメント」(日本経済新聞出版社))

一例として、「④信頼性」に記載されている「安全性」については、県では危機管理防災課(危機管理部)が担当し施策を展開している。担当部局のみならず、ファシリティマネジメントの担当部局においても情報を集約することを通して、総合的な視野で施策を検討していくことの重要性も認識すべきである。

② ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置の見直し(意見)(P199)

県では、平成29年3月に策定された「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に沿って、ファシリティマネジメントの推進体制として「FM推進会議」、「プロジェクトチーム」、「ワーキンググループ」を配置し、全庁的な組織に取り組んでいる。

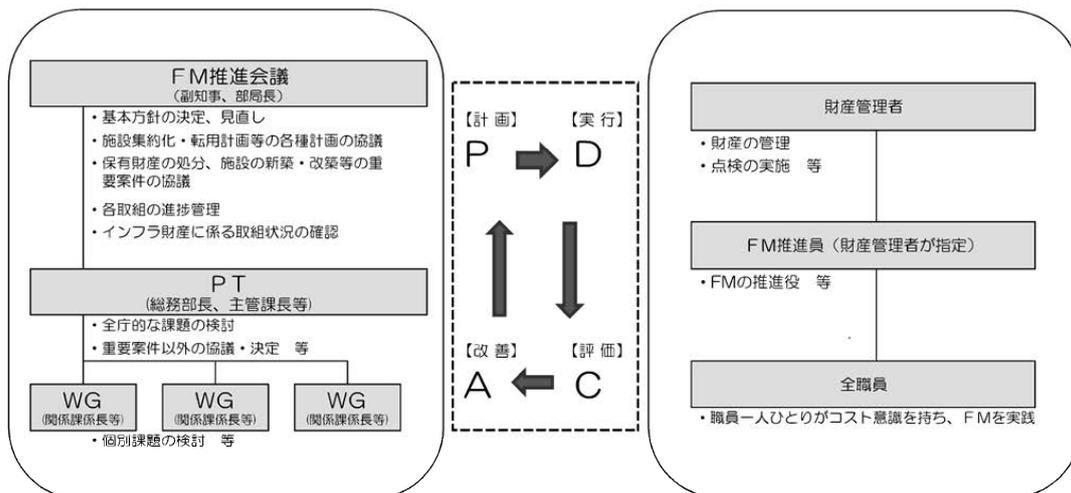


図 長野県のファシリティマネジメント推進体制とPDCAサイクル(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

しかしその一方で、庁内の縦割りの組織構成の中では、ファシリティマネジメントの視点で組織横断的な施策を立案し実行することは容易ではないと考えられる。例えば、プロジェクトチームに取り上げられる議題については、各部署が管理する施設に関する課題が多く、部署を越えた他部署の課題を取り上げることは少ない。予算配分においても、各部署が各施設に対する維持管理・修繕等の予算を要求し、決定権は財政課が持つ。

このような現状に対して、ファシリティマネジメントの視点では、組織横断的な課題抽出や対応策の立案をプロジェクトチームが行い、予算の決定はファシリティマネジメントの担当部局が関与することが望ましい。

一般的に、ファシリティマネジメントに取り組む部門には、「管財・営繕の機能」、「財政の機能」、「企画・行政の機能」、という3つの機能が必要である。現在県が推進しているファシリティマネジメントでは、特に「管財・営繕」に重きを置いているが、今後においては残りの2つの機能の考え方も踏まえて、ファシリティマネジメントに取り組む部門の位置づけを再考し、組織体制の整備や職員の配置を見直すべきである。

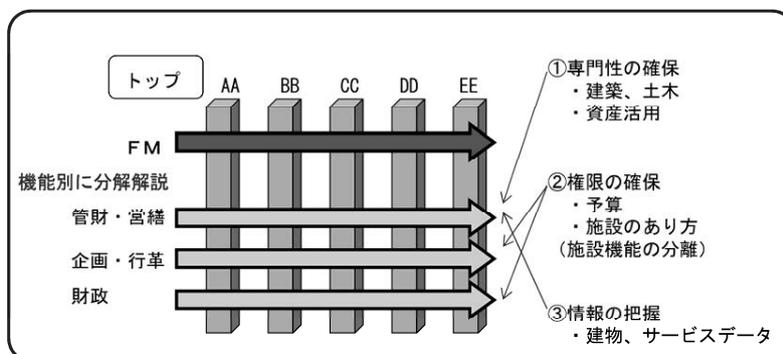


図 ファシリティマネジメントに取り組む組織に求められる機能(出典:「自治体FM」(FM ALL 埼玉))

また、再考と見直しをする際には、次の3点に留意することが望ましい。

1) 財産活用課におけるマネジメント機能の向上、人材の登用

県では現状、財産活用課を中心に施設の維持管理の方策を立て、指揮指導を行っているが、主として維持管理に関連する技術の管理、業務委託、状況把握に関する内容である。より抜本的な戦略を立案し実行する上では、組織横断的なマネジメントを行う機能を有する必要がある、そのためには人材の登用が欠かせない。

2) 財産活用課と施設所管課の担当業務の見直し

全庁的にファシリティマネジメントを取り組むうえでは、ファシリティマネジメントの担当部局が施設の情報を一元的に掌握するとともに、組織横断的な意思決定を管理することが適切である。

また、各施設の所管課は、ファシリティマネジメントの担当部局で決定した方針に沿って日常的な管理・運営を遂行し、修繕等に係る計画及び実行については、ファシリティマネジメントの担当部局が集約して判断することで、施設経営における全体最適を実現できると考えられる。

3) 予算付けを戦略的に行える仕組みの構築

長期的な視野で計画を立て、組織横断的な意思決定を実行するためには、ファシリティマネジメントの戦略を踏まえて予算を決定できる仕組みや体制を構築することが望ましい。

以上の3つの留意点に加えて、ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置を見直す上では、施設の「ライフサイクル」を認識する視点（建設前の企画の段階から、建設、管理・運営、修繕・更新、さらには売却・解体まで）も不可欠である。ライフサイクル上の多様な局面で生じる諸々の課題に対して、適切な対応が可能となる取組体制及び人員配置を構築することが望まれる。

以上の見直しは、県庁における多数の部局の業務や組織体制に関連した動きとなることが予想される。検討にあたっては、現在の縦割り組織にとらわれず、全庁的に議論を重ねることで、長野県に相応しい方針を導き出すことが理想的である。

③ 一元化情報データベースの実践的運用の重要性(意見)(P203)

効果的なファシリティマネジメントの遂行には客観的な情報として各種データの利用が必須であり、PDCA を通した持続的な改善を統括するうえでもデータの収集・蓄積・利用は基本となる。

県では既に「財産情報システム」の整備を進めている。県有財産について、利用状況や保全に関する情報をデータベース化として一元化及び共有化し、効率的な利用を目指している。

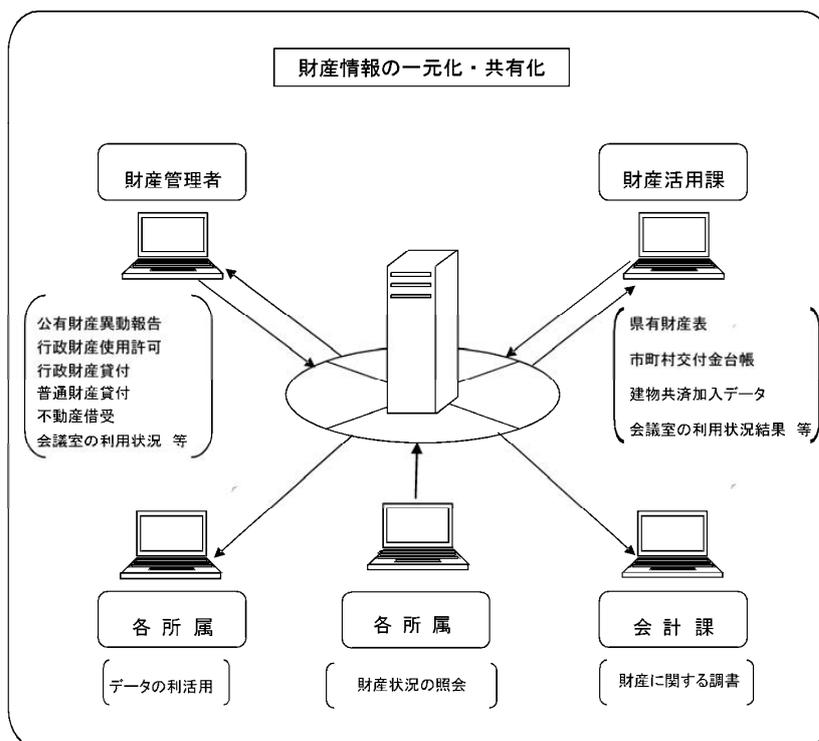


図 長野県における県有財産の情報システム(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

このような一元化情報システムは、今後、県において戦略的なファシリティマネジメントを展開していくうえでの根幹となる。既にシステムは活用されてはいるものの活用方法や効果は限定的である。今後、可能な限り早期に、明確な運用方針を策定するとともに、実際の活用を通してデータの蓄積・更新・改善、データ項目の追加・検討などを繰り返し、参照する価値が高いデータとして改良・更新していくことが望まれる。

また、一元化情報システムを戦略的なファシリティマネジメントを展開する上での基盤として、実際に運用し、効果的に庁内の具体的な意思決定に活用していくためには、現状のファシリティマネジメント推進における様々な取り組みとの連携を図るなどの工夫が必要である。

例として、施設アセスメントの取り組みに対する一元化情報システムのデータの活用が挙げられる。現状も既に、施設アセスメントに対して建物性能や利用状況、管理効率などのデータの活用は行われているが、各部局がアクセスできるデータは限定的である。各部局がデータを参照できるようにすることにより、分析的な検討や全庁的な取り組みとしてファシリティマネジメントを推進することが望ましいと考えられる。

県で行っている施設アセスメントでは、全1,690施設を建物性能、利用状況、管理効率から施設の現状を把握し、将来の利活用の方向性を区分けしている。

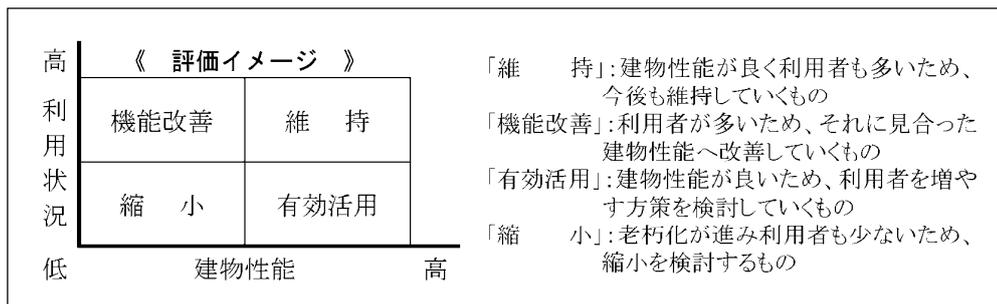


図 長野県の施設アセスメントにおける評価の概要(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

施設アセスメントの結果を活用した計画策定は客観的なデータに基づくという点で効果的な意思決定の方法である一方で、戦略的な比較検討をする上では評価指標は限定的であるとともに、長期的な変化を見据えた考察を行うにはデータが不足していると考えられる。

これに対して、一元化情報システムに施設アセスメントの結果を連携することで、より広い視野での戦略的な判断に必要な客観的なデータと紐づけできる可能性がある。

県において推進している一元化情報システムについても、今後、実際の活用を試行していくことで、より現実的な利用価値の高い一元化情報システムへと改善していくことが肝要である。一元化情報システムの戦略的なファシリティマネジメントへの活用に向けて早期に取り組んでいくことが望ましい。

II. 「監査の結果(指摘)」及び「監査の意見」一覧

1. 監査の結果(指摘)及び意見の項目数

監査対象項目	結果(指摘)	意見
I. 文教施設の管理運営		
1. 文化会館		15
2. 信濃美術館	—	3
3. 県立歴史館		2
4. 長野県男女共同参画センター “あいとびあ”		4
5. 創造館		6
II. 固定資産台帳の整備状況及び活用		
1. 固定資産台帳の整備状況	—	5
2. 固定資産台帳の活用		3
III. ファシリティマネジメント	—	5
	—	43

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項であり、「指摘」として記載している。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

2. 「監査の結果(指摘)」及び「監査の意見」の概要

内 容	区分		頁
	結果	意見	
I. 文教施設の管理運営に関する結果及び意見			
1. 文化会館			
① 文化会館の管理運営の特殊性の明確化（意見）		○	P74
② 文化会館の管理運営の特殊性等に関する情報開示（意見）		○	P74
③ 指定管理者制度導入施設の管理運営状況のホームページの取り扱い（意見）		○	P76
④ 老朽化への対応（意見）		○	P76
⑤ 専門性を有する人材の確保・育成（意見）		◎	P78
⑥ 施設管理運営の継続的な課題への対応（意見）		○	P81

内 容	区分		頁
	結果	意見	
⑦ 利用状況のより詳細な分析（意見）		○	P81
⑧ 利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方についての検討（意見）		○	P82
⑨ 附帯設備の利用料金の見直し（意見）		○	P85
⑩ 剰余金の返還ルール運用の明確化（意見）		◎	P87
⑪ 文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化（意見）		◎	P87
⑫ 自主事業と受託事業の区分（意見）		○	P90
⑬ 貸館の利用申し込み手続（意見）		○	P92
⑭ キャンセル対応（意見）		○	P93
⑮ 国際会議場（キッセイ文化ホール）の利用率の向上（意見）		○	P95
2. 信濃美術館			
① 教育普及活動の拡充と人員配置の必要性（意見）		◎	P104
② 企画展ごとの目標入館者数管理方法の精緻化の必要性（意見）		○	P106
③ 企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共催負担金精算の必要性（意見）		◎	P107
3. 県立歴史館			
① 業務滞りの解消及び専門職員等確保の必要性（意見）		◎	P116
② 中期目標の総括及び事業・運営状況の周知（意見）		◎	P118
4. 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”			
① 広報活動のあり方について（意見）		○	P129
② 貸館事業の利用区分について（意見）		○	P130
③ 条例や管理規則による利用料金の定めについて（意見）		○	P131
④ 施設の利活用について（意見）		◎	P132
5. 創造館			
① 創造館のあり方の明確化（意見）		◎	P140
② 佐久創造館の施設・設備の老朽化対策（意見）		○	P141
③ 専門性を有する人材の確保・育成（意見）		◎	P142
④ 自主財源の確保（意見）		○	P143
⑤ 佐久創造館の食事・喫茶スペースの取り扱いの見直し（意見）		○	P143

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
⑥ 佐久創造館における他施設との連携（意見）		○	P144
II. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する結果及び意見			
1. 固定資産台帳の整備状況			
① 固定資産台帳の記載項目における「追加項目」の整備について（意見）		○	P161
② 固定資産台帳整備の適時性について（意見）		◎	P161
③ 固定資産台帳の公表について（意見）		○	P162
④ 固定資産台帳の情報の活用について（意見）		○	P163
⑤ 固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化（意見）		◎	P164
2. 固定資産台帳の活用（フルコスト計算～受益者負担の適正化）			
① 「受益者負担の適正化」観点からの使用料等の見直しについて（意見）		◎	P186
② 「受益者負担の適正化」観点からの減免制度の見直しについて（意見）		◎	P186
③ 施設別「フルコスト」情報の活用と開示について（意見）		○	P192
III. ファシリティマネジメントに関する結果及び意見			
① ファシリティマネジメントの取り組みにおける総合的な視野の必要性（意見）		◎	P196
② ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置の見直し（意見）		◎	P199
③ 一元化情報データベースの実践的運用の重要性（意見）		◎	P203
④ 施設管理者とファシリティマネジメント担当部局における責任領域の再考（意見）		○	P205
⑤ ファシリティマネジメントの遂行における新技術の導入の可能性（意見）		○	P208

◎：「第3 監査結果の総評 I. 主な監査の結果及び意見」で取り上げた意見

第4 監査の結果及び意見

I. 文教施設の管理運営に関する結果及び意見

1. 文化会館

(1) 根拠条例

長野県文化会館条例

長野県文化会館管理規則

(2) 目的

長野県は、県民の文化の振興と福祉の増進を図るため、長野県県民文化会館（以下「県民文化会館」という。）、長野県伊那文化会館（以下「伊那文化会館」という。）、長野県松本文化会館（以下「松本文化会館」という。）の3つの文化会館（以下「文化会館」という。）を設置している。

① 長野県が設置している文化会館

文化会館の設置及びその管理等に関し必要な事項は長野県文化会館条例（以下「文化会館条例」という。）及び長野県文化会館管理規則（以下「文化会館管理規則」という。）に定められている。

文化会館条例が定める文化会館の名称及び位置は次のとおりである。

項目	内容	
名称及び位置 (第3条)	名称	位置
	長野県県民文化会館	長野市
	長野県伊那文化会館	伊那市
	長野県松本文化会館	松本市

② ネーミングライツ制度

長野県では、県が所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができるネーミングライツ制度を導入している。県民文化会館と松本文化会館にこの制度が導入されており、県民文化会館にはホクト文化ホール、松本文化会館にはキッセイ文化ホールという愛称が付されている。

③ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

文化会館は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に該当する。同法が規定する「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

「第2 文教施設を中心とする公の施設を取り巻く環境」1(2)で述べたように、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」とは、我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂

等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的として、平成 24 年 6 月に制定された法律である。

(3) 沿革

年月	主な出来事
昭和 57 年 10 月	長野県文化会館条例施行
昭和 58 年 4 月	県民文化会館開館 長野県と文化振興事業団とが管理運営等に関する委託契約締結 (以後、他文化会館についても同様)
昭和 63 年 12 月	伊那文化会館開館
平成 4 年 7 月	松本文化会館開館
平成 18 年 4 月	施設の管理について、指定管理制度導入(公募/1期目/3年間)
平成 21 年 4 月	指定管理制度(公募/2期目/5年間) 県民文化会館について、ネーミングライツ導入(愛称:ホクト文化ホール)
平成 24 年 4 月	松本文化会館について、ネーミングライツ導入(愛称:キッセイ文化ホール)
平成 26 年 4 月	指定管理制度(非公募/3期目/5年間)

(4) 施設の概要

施設名		ホクト文化ホール	伊那文化会館	キッセイ文化ホール	
住所		長野市若里 1-1-3	伊那市西町 5776	松本市大字水汲 69-2	
設置年月		昭和 58 年 4 月	昭和 63 年 12 月	平成 4 年 7 月	
施設の内容	大ホール	席数	1,971 席	1,512 席	2,000 席
		舞台設備	有	有	有
		音響設備	有	有	有
		照明設備	有	有	有
		楽屋	8 室	5 室	9 室
	中ホール	席数	984 席	—	746 席
		舞台設備	有	—	有
		音響設備	有	—	有
		照明設備	有	—	有
		楽屋	6 室	—	2 室
	小ホール	席数	300 席	436 席	—
		舞台設備	有	有	—
		音響設備	有	有	—
		照明設備	有	有	—
		控室	2 室	2 室	—
	リハーサル室		有	—	有
	展示室		有	—	—
	美術展示ホール		—	有	—
	プラネタリウム		—	100 席	—
国際会議室		—	—	有	
会議室		4 室	—	4 室	
レストラン		有(60 席)	有(52 席)	有(100 席)	
喫茶室		有(52 席)	—	—	
駐車場		普通車 213 台 身障者用 10 台 大型車 20 台	普通車 590 台 身障者用 4 台	普通車 660 台 大型車 30 台 身障者用 5 台	

施設名		ホクト文化ホール	伊那文化会館	キッセイ文化ホール
利用料金	大ホール	44,000～531,000 円	31,000～374,000 円	40,000～483,000 円
	中ホール	25,000～302,000 円	—	14,000～168,000 円
	小ホール	6,000～72,000 円	8,000～96,000 円	—
	楽屋	1,300～6,800 円	1,200～5,500 円	1,300～5,900 円
	リハーサル室	5,000～21,200 円	—	4,100 円～17,400 円
	展示室	14,000～23,000 円	—	—
	美術展示ホール	—	17,000～27,200 円	—
	プラネタリウム	—	80～240 円	—
	国際会議室	—	—	27,000～88,000 円
	会議室	1,900～18,200 円	—	1,500～25,800 円
その他	付属設備	有	有	有
	冷暖房	有	有	有
	持込電気器具 電気料等	有	有	有
休館日		毎週月曜日	毎週月曜日	毎週火曜日
利用時間		休日の翌日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで 午前 9 時から午後 9 時 30 分		

(5) 事業内容と組織の状況

文化会館は、県民の文化芸術活動を支える拠点施設として、優れた文化芸術の創造・発信や多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県民の文化芸術活動への支援等を行っている。

文化会館条例により文化会館には指定管理者制度が導入されており、指定管理者は次の業務を行うとされている。

- 1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 2) 文化会館の利用の許可及び利用料金に関する業務
- 3) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- 4) 上記業務に附帯する業務

文化会館の施設管理は指定管理者が行っており、文化会館を利用しようとする場合には指定管理者の許可を受けなければならない。

指定管理者は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間、3 文化会館とも一般財団法人長野県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が務めている。

(6) 指定管理者の状況

① 文化振興事業団の概要

文化会館の指定管理者である文化振興事業団の概要は次のとおりである。

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		
指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	非公募		

所在地	長野県長野市若里 1-1-3
設立年月日	昭和 54 年 9 月 11 日
代表者	【H30.11.28 現在】 理事長:近藤誠一
役員、職員の状況	【H30.11.28 現在】 理事 10 人(常勤9人、兼務8人)、監事 2 人 職員 134 人(常務理事(県 OB)1 人含む) (県派遣 22 人、県 OB16 人)
主な業務内容	1. 指定管理者の指定を受けた文化施設及びその他の施設の 管理運営 2. 芸術文化の振興に関する事業 3. 埋蔵文化財の調査、研究、保護思想の普及 4. その他事業団の目的を達成するために必要な事業
長野県所管の他の公の施設における 平成 29 年度の指定管理業務	飯田創造館、信濃美術館

② 文化振興事業団の財務状況

文化振興事業団の財務状況は次のとおりである。

財務状況は比較的安定して推移している。

(単位:千円)

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益	1,780,081	1,739,442	1,839,020	1,771,901	1,798,239
経常費用	1,757,344	1,730,643	1,814,005	1,725,915	1,756,640
当期一般正味財産増減額	22,737	8,800	25,015	45,985	41,599
総資産額	506,028	535,379	532,176	579,169	670,058
指定正味財産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
正味財産合計	292,002	300,802	325,818	371,803	413,402

(出典:文化振興事業団収入支出決算報告より監査人作成)

③ 文化振興事業団の職員数の推移

文化振興事業団の職員数の推移は次のとおりである。

総職員数は平成 20 年度の 56 人を底に近年は増加している。プロパー職員は、平成 22 年度から平成 25 年度までは 25 人で推移しているがその後増加しており、平成 30 年度は 32 人となっている。

文化会館が県直営施設であった期間は県派遣職員が 20 名前後在籍していたが、指定管理者制度導入後は一桁の人数で推移している。一方、嘱託職員をはじめとするその他の職員は指定管理者制度導入後大幅に増加しており、近年は 50 名前後で推移している。

表 1 文化振興事業団の職員数の推移

(単位:人)

期間(※)	年度	プロパー	県派遣	小計	その他 (嘱託等)	計	プロパー	プロパー + 県派遣
管理委託	H10	39	22	61	26	87	44.8%	70.1%
	H11	40	22	62	21	83	48.2%	74.7%
	H12	39	21	60	21	81	48.1%	74.1%
	H13	39	21	60	19	79	49.4%	75.9%
	H14	39	19	58	20	78	50.0%	74.4%

期間(※)	年度	プロパー	県派遣	小計	その他 (嘱託等)	計	プロパー	プロパー + 県派遣
管理委託	H15	39	17	56	19	75	52.0%	74.7%
	H16	36	12	48	19	67	53.7%	71.6%
	H17	33	12	45	25	70	47.1%	64.3%
第1期 (指定管理)	H18	32	3	35	25	60	53.3%	58.3%
	H19	27	5	32	34	66	40.9%	48.5%
	H20	24	3	27	29	56	42.9%	48.2%
第2期 (指定管理)	H21	26	3	29	46	75	34.7%	38.7%
	H22	25	3	28	46	74	33.8%	37.8%
	H23	25	3	28	49	77	32.5%	36.4%
	H24	25	3	28	47	75	33.3%	37.3%
	H25	25	2	27	50	77	32.5%	35.1%
第3期 (指定管理)	H26	26	1	27	50	77	33.8%	35.1%
	H27	26	1	27	50	77	33.8%	35.1%
	H28	27	2	29	47	76	35.5%	38.2%
	H29	28	2	30	51	81	34.6%	37.0%
	H30	32	1	33	48	81	39.5%	40.7%

※当該職員数は、文化会館及び創造館、信濃美術館、事務局の職員数の総計

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(7) 施設の利用状況・収支状況

① 利用状況の推移

文化会館の利用状況の推移は次のとおりである。

ホクト文化ホールの年間利用人数は 42 万人前後、ホール稼働率は 70%前後で推移している。平成 29 年 1 月～3 月及び平成 30 年 1 月～3 月は大規模改修工事のため休館となっており、平成 28 年度、平成 29 年度とも年間利用人数が減少している。平成 25 年度の年間利用人数は 101.4%で目標を達成しているが、年間利用人数、ホール稼働率とも全般的に目標に達していない状況が多くみられる。

伊那文化会館の年間利用人数は 15 万人前後、ホール稼働率は 60%強で推移している。近年は年間利用人数、ホール稼働率とも減少傾向にあり、目標達成率も低下傾向にある。

キッセイ文化ホールの年間利用人数は 28 万人前後、ホール稼働率は 70%前後で推移している。

ホール稼働率は目標を達成している年度が見受けられるが、年間利用人数は目標に達していない状況が多くみられる。

表 2 文化会館の利用状況の推移

(単位: 人)

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
ホクト文化ホール	実績	年間利用人数	430,848	412,927	421,979	300,000	298,087
		ホール平均利用率	72.4%	71.4%	71.7%	69.3%	71.7%
	目標	年間利用人数	424,725	445,433	440,571	350,600	292,000
		ホール平均利用率	74.0%	73.7%	74.3%	77.0%	71.0%
	達成率	年間利用人数	101.4%	92.7%	95.8%	85.6%	102.1%
		ホール平均利用率	97.8%	96.9%	96.5%	90.0%	100.1%
伊那文化会館	実績	年間利用人数	151,695	140,961	138,042	129,164	104,048
		全施設平均利用率	64.8%	63.1%	61.6%	60.0%	62.6%
	目標	年間利用人数	130,000	130,000	135,000	135,000	89,000
		全施設平均利用率	64.4%	63.0%	63.0%	64.0%	57.4%
	達成率	年間利用人数	116.7%	108.4%	102.3%	95.7%	117.0%
		全施設平均利用率	100.6%	100.2%	97.8%	93.8%	109.1%

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
キッセイ文化ホール	実績	年間利用人数	291,305	276,263	282,096	272,636	294,517
		ホール系平均利用率	70.3%	69.8%	68.5%	67.9%	75.8%
	目標	年間利用人数	296,000	305,000	308,000	311,000	314,000
		ホール系平均利用率	67.6%	67.9%	68.5%	69.1%	69.7%
	達成率	年間利用人数	98.4%	90.6%	91.6%	87.7%	93.8%
		ホール系平均利用率	104.0%	102.8%	100.0%	98.3%	108.8%

(出典:「実績」、「目標」は文化振興事業団理事会資料より監査人作成、「達成率」は監査人試算)

② 施設別利用状況の推移

文化会館の施設別利用状況の推移は次のとおりである。

3文化会館とも大ホールの入場者数が過半数を占めている。

ホクト文化ホールの利用率は、大ホールは70%前後、会議室は98%前後で推移しており比較的高く、リハーサル室は55%前後で推移しており比較的低い。

伊那文化会館も大ホールの入場者数が過半数を占めているが、利用率は60%前後で推移しており、ホクト文化ホールやキッセイ文化ホールの大ホールの利用率より低い。小ホールの利用率も60%前後で推移しているが低下傾向にある。

キッセイ文化ホールも大ホールの入場者数が過半数を占めている。利用率は、大ホールは70%前後、会議室は95%前後で推移しているが、国際会議室が55%で推移しており比較的低い。

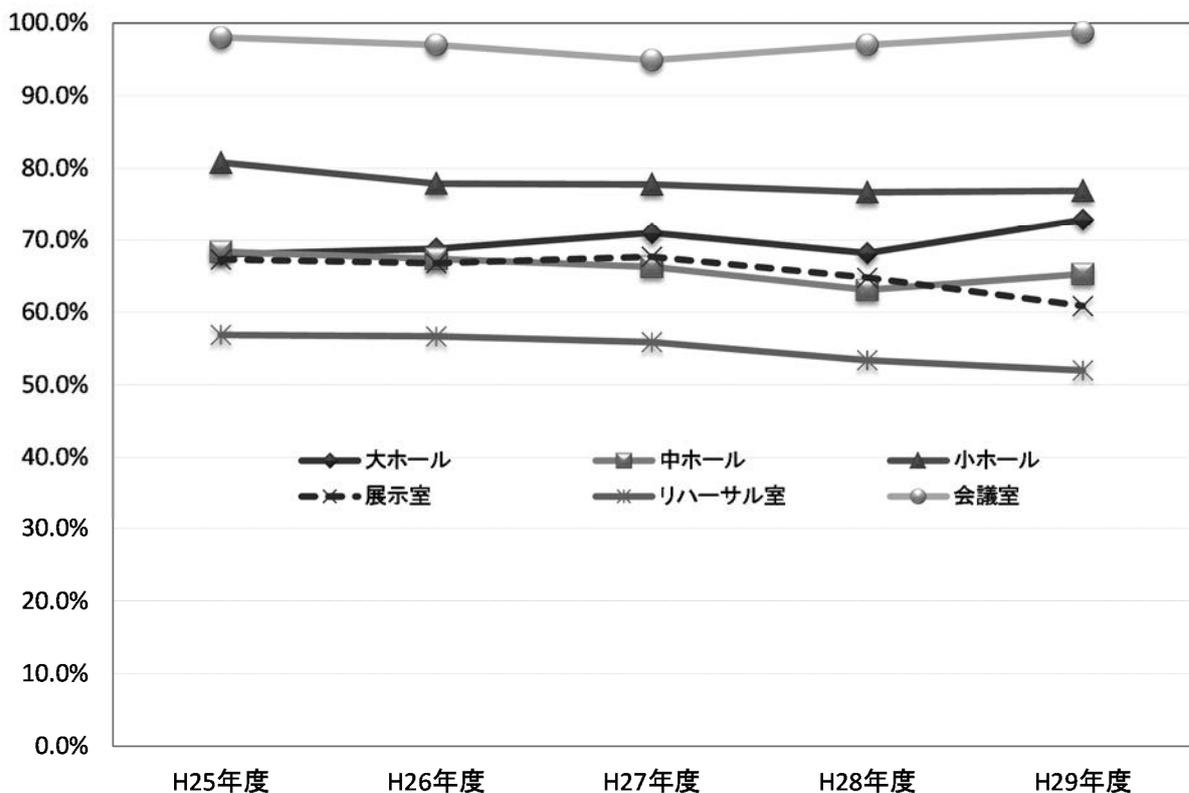
表3 文化会館の施設別利用状況の推移

施設		項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	大ホール	利用日数(日)	202	205	211	161	164
		利用率	68.0%	68.8%	71.0%	68.2%	72.9%
		入場者数(人)	236,947	221,638	227,811	165,014	166,238
	中ホール	利用日数(日)	203	201	197	149	147
		利用率	68.4%	67.4%	66.3%	63.1%	65.3%
		入場者数(人)	108,868	106,851	100,864	74,863	72,701
	小ホール	利用日数(日)	240	232	231	181	173
		利用率	80.8%	77.9%	77.8%	76.7%	76.9%
		入場者数(人)	35,648	32,503	36,982	23,879	23,319
	展示室	利用日数(日)	200	199	201	153	137
		利用率	67.3%	66.8%	67.7%	64.8%	60.9%
		入場者数(人)	20,355	22,543	27,040	15,133	15,541
	リハーサル室	利用日数(日)	169	169	166	126	117
		利用率	56.9%	56.7%	55.9%	53.4%	52.0%
		入場者数(人)	9,867	8,701	9,343	7,083	7,284
	会議室	利用日数(日)	291	291	282	229	222
		利用率	98.0%	97.7%	94.9%	97.0%	98.7%
		入場者数(人)	18,811	20,278	19,575	13,780	12,808
見学者数		368	413	364	248	196	
団体数		92	101	91	62	49	
入場者数		430,864	412,927	421,979	300,000	298,087	
伊那文化会館	大ホール	利用日数(日)	178	165	173	172	106
		利用率	60.1%	54.8%	57.9%	57.3%	59.2%
		入場者数(人)	88,939	83,945	86,525	78,519	55,416
	小ホール	利用日数(日)	179	198	170	179	146
		利用率	60.5%	65.8%	56.9%	59.7%	58.4%
		入場者数(人)	20,229	27,861	17,439	23,498	21,685
	美術展示ホール	利用日数(日)	228	208	207	179	165
		利用率	77.0%	69.1%	69.2%	59.7%	66.0%
		入場者数(人)	26,420	16,434	18,660	13,426	13,921

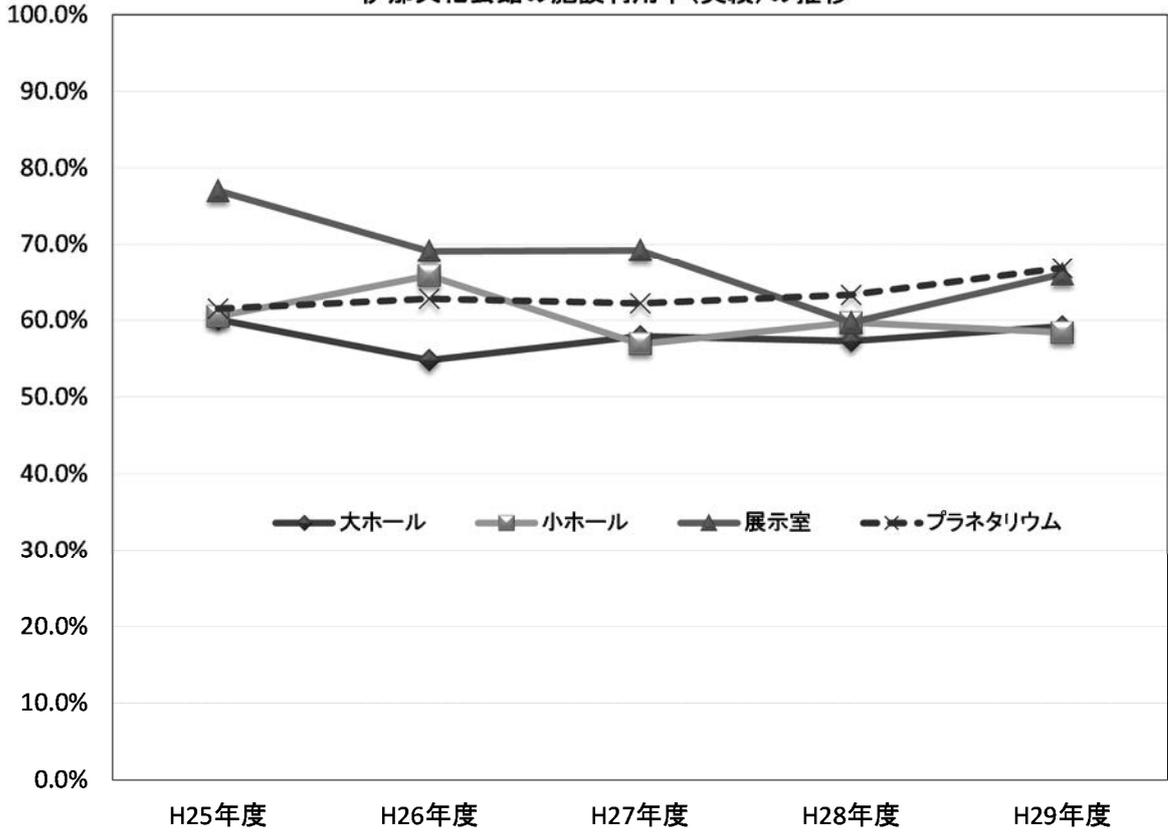
施設		項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
伊那文化会館	プラネタリウム	利用日数(日)	182	189	186	190	167
		利用率	61.5%	62.8%	62.2%	63.3%	66.8%
		入場者数(人)	9,319	9,518	8,704	9,971	8,582
	見学者数		6,788	3,203	6,714	3,750	4,444
	団体数		0	0	0	0	0
入場者数		151,695	140,961	138,042	129,164	104,048	
キッセイ文化ホール	大ホール	利用日数(日)	202	176	208	203	215
		利用率	71.1%	61.8%	72.2%	70.0%	74.1%
		入場者数(人)	157,125	143,454	159,089	150,695	153,612
	中ホール	利用日数(日)	254	253	225	220	264
		利用率	89.4%	88.8%	78.1%	75.9%	91.0%
		入場者数(人)	83,846	77,795	64,767	66,109	80,763
	国際会議室	利用日数(日)	143	168	159	168	181
		利用率	50.4%	58.9%	55.2%	57.9%	62.4%
		入場者数(人)	10,263	12,059	11,432	14,341	17,074
	リハーサル室	利用日数(日)	182	213	196	183	213
		利用率	64.1%	74.7%	68.1%	63.1%	73.4%
		入場者数(人)	10,574	13,462	13,738	9,726	10,486
	会議室	利用日数(日)	256	266	273	272	278
		利用率	90.1%	93.3%	94.8%	93.8%	95.9%
		入場者数(人)	29,478	29,488	33,070	31,752	32,571
	見学者数		19	5	0	13	11
	団体数		4	1	0	1	1
入場者数		291,305	276,263	282,096	272,636	294,517	

(出典:文化振興事業団理事会資料「附表」より監査人作成)

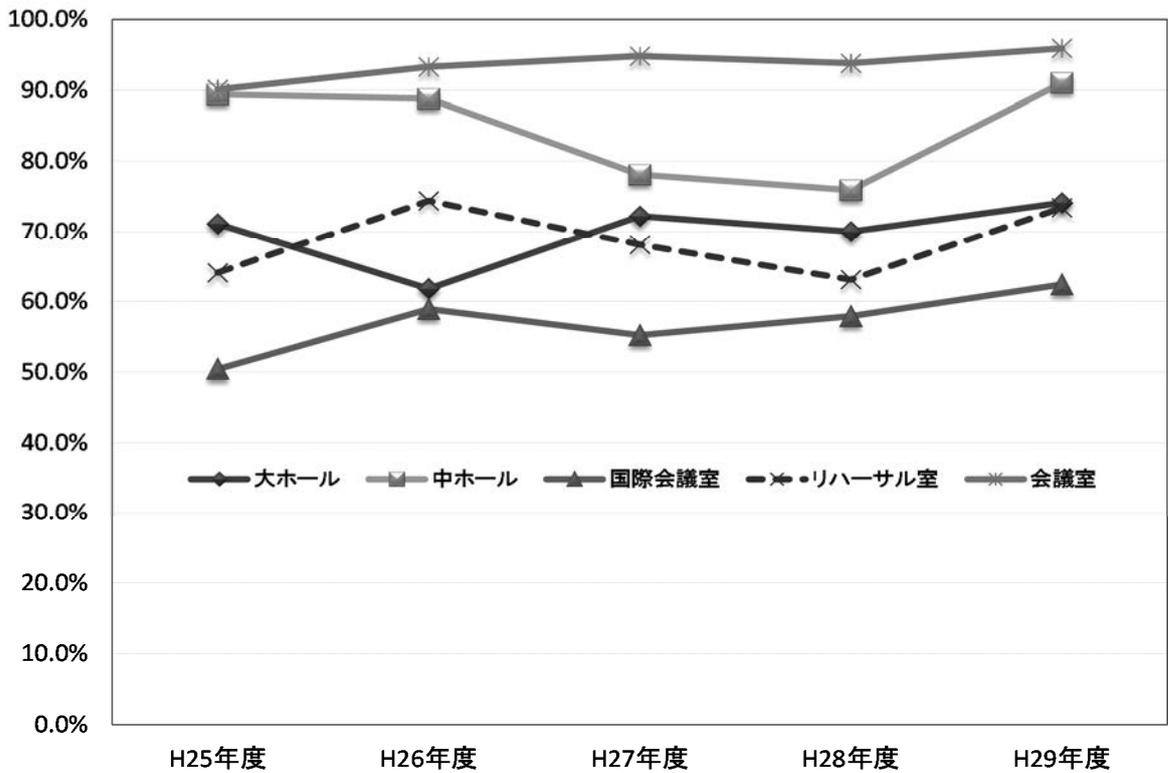
ホクト文化ホールの施設利用率(実績)の推移



伊那文化会館の施設利用率(実績)の推移



キッセイ文化ホールの施設利用率(実績)の推移



③ 収支の推移

文化会館の収支状況の推移は次のとおりである。収入は、3文化会館とも指定管理料が大きな割合を占めていて、3文化会館とも平成29年度の指定管理料は平成28年度より増加している。

3文化会館とも利用料収入が指定管理料の次に大きな割合を占めている。

支出は、3文化会館とも物件費と人件費が大きな割合を占めている。物件費は、平成29年度のキッセイ文化ホールは前年度よりも増加しているが全体的に減少傾向にある。人件費は3文化会館ともほぼ横ばいで推移している。

人件費と物件費のほかに3文化会館とも自主事業経費と本社経費が生じている。自主事業経費は、ホクト文化ホールが減少傾向、伊那文化会館は年度による変動が大きく、キッセイ文化ホールは発生額が小さい。本社経費は、3文化会館とも年度による変動が大きい。

表4 文化会館(一般会計)の収支状況の推移

(単位:千円)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
ホクト文化ホール	収入	284,765	294,773	286,330	277,267	279,150		
	内訳	指定管理料	179,747	187,659	186,460	194,847	198,649	
		利用料収入	103,512	105,360	99,867	82,403	80,501	
		その他収入	1,505	1,754	3	16	-	
		支出計	284,765	294,773	286,330	277,267	279,150	
	内訳	人件費	105,957	95,626	97,073	89,202	98,823	
		物件費	需用費	81,282	85,695	77,083	66,796	67,046
			委託料	60,930	67,300	68,323	65,506	59,276
			その他	22,604	26,147	23,339	23,732	22,032
			自主事業会計への繰入金支出	8,860	9,568	8,956	6,488	4,482
		本社(事務局)経費	1,005	-	-	16,544	16,802	
		財団管理費への繰入金支出	4,124	10,435	11,554	8,997	10,685	
		収支差額	-	-	-	-	-	
	伊那文化会館	収入	230,174	234,030	228,612	229,337	236,987	
内訳		指定管理料	201,065	203,527	203,527	203,527	215,322	
		利用料収入	27,749	29,125	25,051	25,799	21,649	
		その他収入	1,359	1,377	34	11	16	
		支出計	230,174	234,034	228,612	229,337	236,987	
内訳		人件費	78,833	73,263	74,440	80,401	74,595	
		物件費	需用費	51,560	51,440	49,693	44,532	45,251
			委託料	40,525	38,501	38,518	38,518	51,134
			その他	36,700	37,207	32,084	35,404	20,508
			自主事業会計への繰入金支出	4,729	1,352	6,994	4,974	4,784
		本社(事務局)経費	1,005	-	-	13,494	12,898	
		財団管理費への繰入金支出	16,819	32,271	26,881	12,011	27,815	
		収支差額	-	-	-	-	-	
キッセイ文化ホール		収入	259,963	233,120	248,980	238,640	257,522	
	内訳	指定管理料	185,828	175,070	175,070	175,069	182,897	
		利用料収入	72,605	56,220	72,685	55,813	65,907	
		その他収入	1,529	1,829	1,225	7,757	8,718	
		支出計	259,963	233,120	248,980	238,640	257,522	
	内訳	人件費	88,312	94,628	78,191	83,668	85,268	
		物件費	需用費	67,501	55,291	54,485	51,733	52,041
			委託料	47,350	51,203	49,870	59,687	62,069
			その他	29,761	28,651	27,986	20,419	26,989
			自主事業会計への繰入金支出	-	861	-	-	2,633
		本社(事務局)経費	1,005	-	-	13,438	15,110	
		財団管理費への繰入金支出	26,033	2,483	38,446	9,695	13,409	
		収支差額	-	-	-	-	-	

(出典:文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

④ 利用料金の設定方法

文化会館を利用しようとする者は利用料金を納付しなければならない。利用料金は、指定管理者の収入として収受し、利用料金の額は文化会館条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとしてされている。

文化会館は利用時間を、午前9時から午後零時30分、午後1時から午後5時、午後5時30分から午後9時30分までに区分して利用料金を設定している。また、午前9時から午後5時、午後1時から午後9時30分、午前9時から午後9時30分までの利用料金を設定している。

表5は、文化会館の利用料金のうち、ホクト文化ホールの大ホールの使用料を記載したものである。

表5 ホクト文化ホールの大ホールの使用料 (単位:円)

区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9:00~12:30	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30
入場料無料	平日	44,000	75,000	88,000	119,000	163,000	186,000
	土日・休日	57,000	94,000	106,000	151,000	200,000	231,000
入場料 1,000円以下	平日	57,000	97,000	114,000	154,000	211,000	241,000
	土日・休日	74,000	122,000	137,000	196,000	259,000	300,000
入場料 1,000円超 3,000円以下	平日	70,000	120,000	141,000	190,000	261,000	298,000
	土日・休日	92,000	150,000	169,000	242,000	319,000	370,000
入場料 3,000円超 5,000円以下	平日	84,000	142,000	167,000	226,000	309,000	354,000
	土日・休日	109,000	178,000	201,000	287,000	379,000	439,000
入場料 5,000円超	平日	101,000	172,000	202,000	273,000	374,000	428,000
	土日・休日	132,000	215,000	243,000	347,000	458,000	531,000
入場料無料で 営業	平日	70,400	120,000	140,800	190,400	260,800	297,600
	土日・休日	91,200	150,400	169,600	241,600	320,000	369,600

⑤ 減免の状況

指定管理者は、規則で定める団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用するとき、もしくは、規則で定める特別の理由があるときで、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について規則で定める額を基準とした額を減免することができる（文化会館条例第14条）。

減免の実施先は、芸術文化団体（減免率40%）、学校（減免率50%）、社会福祉団体（減免率50%）、その他である。

減免の実施状況は表6のとおりで、伊那文化会館とキッセイ文化ホールの減免率（減免額/利用金額）が比較的高い。キッセイ文化ホールは共催事業であるセイジ・オザワ松本フェスティバルを、伊那文化会館は利用割合の高い自主事業や学校利用などを減免していることが要因と思われる。

表6 減免の状況 (単位:円)

文化施設	年度	利用金額(A)	減免額(B)	還付額(C)	収入済額	減免率 B/A(%)
ホクト文化ホール	平成28年度	110,840,951	27,976,570	460,500	82,403,881	25.3
	平成29年度	108,553,825	27,307,715	744,960	80,501,150	25.3
伊那文化会館	平成28年度	51,807,410	25,787,990	219,965	25,799,455	50.0
	平成29年度	37,635,775	15,854,775	31,540	21,649,460	42.2
キッセイ文化ホール	平成28年度	119,549,958	61,369,340	2,367,322	55,813,296	52.4
	平成29年度	145,243,845	78,168,655	1,167,945	65,907,245	54.3

(出典: 利用金額徴収状況より監査人作成)

表 7 減免の対象となる団体(文化会館管理規則第 14 条より)

● 減免の対象となる団体
(1) 県内の芸術文化団体
(2) 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
(3) 県内の社会福祉団体
● 減免となる特別の理由
(1) 小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）が、学習のためその児童及び生徒にプラネタリウムを観覧させる場合であること。
(2) 指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であること。
● 文化会館条例第 14 条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
(1) 100 分の 100
(2) プラネタリウム以外の施設を入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで利用する場合に限る。
ア第 1 項第 2 号に規定する団体（幼児、児童又は生徒が参加して利用する場合のものに限る。）及び同項第 3 号に規定する団体が利用する場合 100 分の 50
イ第 1 項第 1 号に規定する団体が利用する場合 100 分の 40
(3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率
● 利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。
● 指定管理者は、前項の減免を承認したときは、その減免承認書を交付しなければならない。

⑥ 利用料金の納付とキャンセル対応

文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない(文化会館条例第 4 条)、指定管理者は、利用の許可をしたときは、利用許可書（プラネタリウムは観覧券）を交付しなければならない（文化会館管理規則第 3 条）。また、文化会館を利用しようとする者は、利用許可証または観覧券が交付されるときに利用料金を納付しなければならない（文化会館管理規則第 10 条第 1 項）。

利用料金の納入期限は文化会館ごとに次のように定められている。

表 8 利用料金の納付期限

文化施設	納入期限	
ホクト文化ホール	ホール・ギャラリー	前納（申請日から 30 日以内）
	会議室・リハーサル室 備品利用料・超過料金	前納（申請日から 7 日以内） 利用当日
伊那文化会館	申し込み日から 30 日以内	
キッセイ文化ホール	ホール・国際会議室	前納（申請日から 30 日以内）
	会議室・リハーサル室 備品利用料・超過料金	前納（申請日から 7 日以内） 利用当日

(出典:各施設のホームページ等より監査人作成)

施設利用申し込み後、申込者の都合により施設利用を取り消す場合、文化会館管理規則第15条により、受領した施設利用料の一部を返金し、未返金分はキャンセル料として文化会館が受領する。

返金率（還付率）は次のとおりである。

表9 利用料金の還付率

文化施設	施設名	取消日	還付率
ホクト文化ホール	大ホール・中ホール・小ホール・ギャラリー (同時利用の楽屋・リハーサル室及び会議室を含む)	利用日の6ヶ月前まで	75%
		利用日の40日前まで	50%
	リハーサル室・会議室	利用日の1ヶ月前まで	75%
		利用日の7日前まで	50%
伊那文化会館	全施設	利用日の6ヶ月前まで	75%
		利用日の40日前まで	50%
キッセイ文化ホール	大ホール・中ホール (同時利用の楽屋・リハーサル室および会議室を含む)	利用日の6ヶ月前	75%
		利用日の40日前	50%
	国際会議室 (同時利用のリハーサル室および会議室を含む)	利用日の6ヶ月前	75%
		利用日の10日前	50%
	会議室・リハーサル室	利用日の1ヶ月前まで	75%
		利用日の7日前まで	50%

(出典:各施設のホームページより監査人作成)

⑦ 施設管理運営の課題

次表は、県が公表している指定管理者制度導入施設の管理運営状況（平成29年度）より、文化会館の施設管理運営の課題を抜粋したものである。

表10 施設管理運営の課題

	指定管理者	所管課
ホクト文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○当館の大・中・小ホールを併せた収容人員は約3,500人であるが、それに見合う駐車場の収容能力はなく、大きなイベントの度に駐車場不足や公演終了後の渋滞や近隣店舗等への無断駐車が問題となっている。 ○建設から35年が経過し、施設や設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じており、順次改修が行なわれてはいるが、引き続き改修の促進に努めていく必要がある。 ○近年働き方改革がうたわれているが、文化会館は朝から夜遅くまで開館しているため、特に舞台技術職員の長時間勤務が連続する状況にある。また、不足する人員を外部の舞台技術者に委託しているが、他施設や催し物の主催者からの発注と競合するため、十分な人員確保が困難な状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。 ○人員配置を工夫しつつ、必要な人員の確保に取り組んでいただきたい。 ○引き続き、特色ある自主事業を展開していただきたい。
伊那文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ○施設や設備が老朽化し、修繕、交換すべき箇所が増えてきている。 ○貸館や自主事業の集客については、長期化する景気の低迷や、趣味嗜好の多様化、少子高齢化などの影響により多くを望めない傾向にある。 ○住民の要望がある文化振興事業を多く実施したいが、財政上の制約が大きく、思うように実施できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。 ○引き続き特色ある自主事業を展開していただきたい。

	指定管理者	所管課
キッセイ文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○利用料金制での運営であることから、貸館事業を増やそうとする中での自主事業開催日の確保に苦慮している。大規模修繕による一部休館の影響もあり、施設利用の申込状況によりバラツキの出る利用料収入に影響され、予算確保が課題となっている。 ○施設の老朽化による、不具合・故障が多発している。優先順位をつけ対応しているが、耐用年数を大幅に経過した機器等もあり、部品調達に時間を要するケースも出てきている。 ○設備機器の部分的な対応には限界もあり、計画的な更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き特色ある自主事業を展開していただきたい。 ○施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。

(出典: 指定管理者制度導入施設の管理運営状況(平成 29 年度)より)

⑧ 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況

次表は、県が公表している指定管理者制度導入施設の管理運営状況(平成 29 年度)より、文化会館の第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況の一部を抜粋したものである。

表 11 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況

文化施設	第 3 者評価	指定管理者	所管課
ホクト文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化、バリアフリー化等の問題を解決しながら、広く県民に開かれた施設として老若男女が集う施設であってほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ○施設及び設備の劣化等に関しては、指定管理者と協議しながら、計画的な修繕に努めていく。
伊那文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の文化会館でも美術展ホールが充実しているが、専属の学芸員が不在ということで展示事業等に支障があると聞いている。文化会館に学芸職員の配置をお願いするとともに、今後一層の協力関係を築いて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員体制については、学芸員の不在、正規職員が少ないなど、課題を抱えています。財政状況が厳しい状況ではありますが、充実した会館運営を行うため、職員の確保について事務局と協議してまいります。 ○学芸員については、高遠美術館との連携を密にして、地域のための学芸員を配置する方向で検討してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣施設や事務局との連携を密にし、さらに魅力的な事業の実施に努められたい。
キッセイ文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○多種多様の自主事業が実施されており、文化の振興などの目的が果たされている。今後は県の共催にこだわらない、指定管理者独自の企画も検討してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県との共催事業以外にも、当事業団の持つノウハウを地域に提供することで文化振興に繋げるよう努めてまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き特色ある事業を展開していただきたい。

(指定管理者制度導入施設の管理運営状況(平成 29 年度)より)

(8) 劇場、音楽堂等の設置状況

① 劇場、音楽堂等の設置状況と指定管理者制度の導入状況

劇場、音楽堂等について、文部科学省がおおむね 3 年ごとに実施している社会教育調査で、設置者等の調査が行われている。

表 12 は、最新の社会教育調査(平成 27 年度調査)での劇場、音楽堂等の設置者の状況を示したも

のである。

平成 27 年度時点の劇場、音楽堂等の設置数は 1,851 施設で、その内訳は、独立行政法人が設置している施設が 6 施設、地方公共団体が設置している公立施設が 1,743 施設、公益法人や株式会社等が設置している私立施設が 102 施設となっている。

公立施設 1,743 施設の内訳は、都道府県立施設が 96 施設、市立及び区立施設が 1,349 施設、町立施設が 275 施設、村立施設が 21 施設、組合立施設が 2 施設となっている。

長野県については、46 の劇場、音楽堂等があり、その内訳は、県立施設がホクト文化ホール、キッセイ文化ホール、伊那文化会館の 3 施設、市立施設が 30 施設、町立施設が 5 施設、村立施設が 6 施設、私立施設が 2 施設である。

都道府県で最も劇場、音楽堂等を設置しているのは京都府（8 施設）で、千葉県（5 施設）が京都府に次いでいる。4 施設設置している都道府県は秋田県をはじめとして 8 団体で、3 施設設置している都道府県は長野県を含め 6 団体となっている。また、劇場、音楽堂等を設置していない都道府県は、青森県をはじめとして 5 団体ある。

表 13 は、表 12 に示した公立の劇場、音楽堂等のうち指定管理者制度が導入されている施設の状況を示したものである。

公立施設 1,743 施設のうち 57.7%にあたる 1,006 施設に指定管理者制度が導入されており、都道府県立施設では、96 施設中 86 施設（89.6%）に指定管理者制度が導入されている。

都道府県立施設で指定管理者制度が導入されていないのは、石川県の 2 施設、京都府の 2 施設、大阪府の 1 施設、奈良県の 4 施設、鹿児島県の 1 施設である。特に奈良県は、劇場、音楽堂等を 4 施設設置しているが、いずれの施設にも指定管理者制度が導入されていない。

都道府県立施設以外の指定管理者制度の導入状況は、市立・区立施設は 1,349 施設中 848 施設（62.9%）、町立施設は 275 施設中 65 施設（23.6%）、村立施設は 21 施設中 6 施設（28.6%）、組合立施設は 2 施設中 1 施設となっている。

長野県内の県立施設以外の指定管理者制度の導入状況は、市立施設は 30 施設中 13 施設（43.3%）、町立施設は 5 施設中 1 施設（20.0%）となっており、村立施設 6 施設には指定管理者制度は導入されていない。

このように、都道府県立の劇場、音楽堂等では 9 割弱、市立・区立では 6 割強の施設に指定管理者制度が導入されているが、町立や村立ではその割合は 3 割弱となっており、都道府県立や市立・区立と比較すると指定管理者制度の導入率は低くなっている。

表 12 地方公共団体が設置している劇場、音楽堂等

区分	計	独立行政法人	公立(地方公共団体)						私立
			公立計	都道府県	市(区)	町	村	組合	
全国	1,851	6	1,743	96	1,349	275	21	2	102
北海道	73	—	68	1	47	20	—	—	5
青森	21	—	21	—	13	6	1	1	—
岩手	27	—	27	1	22	4	—	—	—
宮城	40	—	40	1	30	8	—	1	—
秋田	23	—	23	4	17	2	—	—	—
山形	19	—	19	2	11	6	—	—	—
福島	36	—	35	1	27	7	—	—	1
茨城	37	—	36	1	31	3	1	—	1
栃木	31	—	30	1	24	5	—	—	1
群馬	40	—	40	2	27	10	1	—	—
埼玉	75	—	75	4	59	12	—	—	—
千葉	55	—	54	5	44	4	1	—	1
東京	125	4	79	3	75	1	—	—	42
神奈川	71	—	66	4	59	3	—	—	5
新潟	50	—	49	1	44	2	2	—	1
富山	31	—	30	4	23	3	—	—	1
石川	31	—	29	4	20	5	—	—	2
福井	22	—	22	1	13	8	—	—	—
山梨	22	—	22	1	13	6	2	—	—
長野	46	—	44	3	30	5	6	—	2
岐阜	48	—	47	4	36	7	—	—	1
静岡	57	—	56	1	50	5	—	—	1
愛知	77	—	74	1	67	5	1	—	3
三重	34	—	34	1	29	4	—	—	—
滋賀	36	—	36	2	31	3	—	—	—
京都	33	—	28	8	17	2	1	—	5
大阪	69	1	60	2	54	3	1	—	8
兵庫	68	—	63	4	53	6	—	—	5
奈良	32	—	32	4	17	10	1	—	—
和歌山	19	—	19	1	9	9	—	—	—
鳥取	15	—	15	3	7	5	—	—	—
島根	20	—	20	—	17	3	—	—	—
岡山	38	—	37	—	29	8	—	—	1
広島	46	—	45	3	37	5	—	—	1
山口	35	—	34	2	29	3	—	—	1
徳島	14	—	14	2	7	5	—	—	—
香川	15	—	14	1	9	4	—	—	1
愛媛	26	—	25	1	17	7	—	—	1
高知	14	—	12	1	7	4	—	—	2
福岡	81	—	71	3	49	19	—	—	10
佐賀	18	—	18	—	13	5	—	—	—
長崎	37	—	37	—	29	8	—	—	—
熊本	30	—	30	1	22	7	—	—	—
大分	22	—	22	2	19	1	—	—	—
宮崎	25	—	25	1	19	5	—	—	—
鹿児島	47	—	47	3	34	10	—	—	—
沖縄	20	1	19	1	13	2	3	—	—

表 13 指定管理者制度を導入している劇場、音楽堂等

区分	指定管理者制度を導入している施設数						指定管理者制度を導入している施設数割合					
	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	計	都道府県	市(区)	町	村	組合
全国	1,006	86	848	65	6	1	57.7%	89.6%	62.9%	23.6%	28.6%	50.0%
北海道	37	1	31	5	—	—	54.4%	100.0%	66.0%	25.0%	—	—
青森	13	—	9	2	1	1	61.9%	—	69.2%	33.3%	100.0%	100.0%
岩手	15	1	13	1	—	—	55.6%	100.0%	59.1%	25.0%	—	—
宮城	19	1	17	1	—	—	47.5%	100.0%	56.7%	12.5%	—	0.0%
秋田	8	4	3	1	—	—	34.8%	100.0%	17.6%	50.0%	—	—
山形	11	2	6	3	—	—	57.9%	100.0%	54.5%	50.0%	—	—
福島	17	1	15	1	—	—	48.6%	100.0%	55.6%	14.3%	—	—
茨城	21	1	18	1	1	—	58.3%	100.0%	58.1%	33.3%	100.0%	—
栃木	18	1	16	1	—	—	60.0%	100.0%	66.7%	20.0%	—	—
群馬	17	2	14	1	—	—	42.5%	100.0%	51.9%	10.0%	0.0%	—
埼玉	51	4	44	3	—	—	68.0%	100.0%	74.6%	25.0%	—	—
千葉	27	5	22	—	—	—	50.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	—
東京	69	3	66	—	—	—	87.3%	100.0%	88.0%	0.0%	—	—
神奈川	52	4	48	—	—	—	78.8%	100.0%	81.4%	0.0%	—	—
新潟	23	1	21	—	1	—	46.9%	100.0%	47.7%	0.0%	50.0%	—
富山	25	4	18	3	—	—	83.3%	100.0%	78.3%	100.0%	—	—
石川	19	2	16	1	—	—	65.5%	50.0%	80.0%	20.0%	—	—
福井	10	1	8	1	—	—	45.5%	100.0%	61.5%	12.5%	—	—
山梨	8	1	6	—	1	—	36.4%	100.0%	46.2%	0.0%	50.0%	—
長野	17	3	13	1	—	—	38.6%	100.0%	43.3%	20.0%	0.0%	—
岐阜	26	4	21	1	—	—	55.3%	100.0%	58.3%	14.3%	—	—
静岡	39	1	36	2	—	—	69.6%	100.0%	72.0%	40.0%	—	—
愛知	56	1	52	3	—	—	75.7%	100.0%	77.6%	60.0%	0.0%	—
三重	11	1	9	1	—	—	32.4%	100.0%	31.0%	25.0%	—	—
滋賀	22	2	18	2	—	—	61.1%	100.0%	58.1%	66.7%	—	—
京都	21	6	15	—	—	—	75.0%	75.0%	88.2%	0.0%	0.0%	—
大阪	50	1	49	—	—	—	83.3%	50.0%	90.7%	0.0%	0.0%	—
兵庫	37	4	33	—	—	—	58.7%	100.0%	62.3%	0.0%	—	—
奈良	13	—	11	2	—	—	40.6%	0.0%	64.7%	20.0%	0.0%	—
和歌山	7	1	6	—	—	—	36.8%	100.0%	66.7%	0.0%	—	—
鳥取	12	3	7	2	—	—	80.0%	100.0%	100.0%	40.0%	—	—
島根	15	—	14	1	—	—	75.0%	—	82.4%	33.3%	—	—
岡山	16	—	16	—	—	—	43.2%	—	55.2%	0.0%	—	—
広島	25	3	22	—	—	—	55.6%	100.0%	59.5%	0.0%	—	—
山口	16	2	14	—	—	—	47.1%	100.0%	48.3%	0.0%	—	—
徳島	5	2	2	1	—	—	35.7%	100.0%	28.6%	20.0%	—	—
香川	11	1	7	3	—	—	78.6%	100.0%	77.8%	75.0%	—	—
愛媛	11	1	8	2	—	—	44.0%	100.0%	47.1%	28.6%	—	—
高知	7	1	5	1	—	—	58.3%	100.0%	71.4%	25.0%	—	—
福岡	37	3	27	7	—	—	52.1%	100.0%	55.1%	36.8%	—	—
佐賀	9	—	6	3	—	—	50.0%	—	46.2%	60.0%	—	—
長崎	12	—	11	1	—	—	32.4%	—	37.9%	12.5%	—	—
熊本	15	1	11	3	—	—	50.0%	100.0%	50.0%	42.9%	—	—
大分	11	2	9	—	—	—	50.0%	100.0%	47.4%	0.0%	—	—
宮崎	15	1	11	3	—	—	60.0%	100.0%	57.9%	60.0%	—	—
鹿児島	23	2	20	1	—	—	48.9%	66.7%	58.8%	10.0%	—	—
沖縄	7	1	4	—	2	—	36.8%	100.0%	30.8%	0.0%	66.7%	—

② 2000 席以上のホールのある文化施設

表 14 は、公益社団法人全国公立文化施設協会のホームページ（「全国公立文化施設検索」）より、長野県の隣接県にある座席数 2,000 席以上のホール等を有する公立文化施設とその設置条例、施行規則を記載したものである（座席数 2,000 席以上の施設が野外施設である公立文化施設は除いている）。

表 15 は、表 14 に記載した公立文化施設について、主な施設の客席数を記載したものである。

表 14 2000 席以上のホールのある文化施設の設置条例と施行規則

施設名	条例	規則
1 群馬県民会館 (ベイシア文化ホール)	群馬県民会館の設置及び管理に関する条例	群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則
2 群馬音楽センター	群馬音楽センター設置、管理及び使用条例	群馬音楽センター設置、管理及び使用条例施行規則
3 埼玉県産業文化センター (ソニックシティ)	埼玉県産業文化センター条例	埼玉県産業文化センター条例
4 さいたま市文化センター	さいたま市文化会館条例	さいたま市文化会館条例施行規則
5 川口総合文化センター (リリア)	川口総合文化センター設置及び管理条例	川口総合文化センター設置及び管理条例施行規則
6 所沢市民文化センター (ミュージズ)	所沢市民文化センター条例	所沢市民文化センター条例施行規則
7 新潟市民芸術文化会館 (リュートピア)	新潟市民芸術文化会館条例	新潟市民芸術文化会館条例施行規則
8 富山市芸術文化ホール (オーバードホール)	富山市芸術文化ホール条例	富山市芸術文化ホール条例施行規則
9 甲府市総合市民会館	甲府市総合市民会館条例	甲府市総合市民会館条例施行規則
10 岐阜市文化センター	岐阜市文化会館条例	岐阜市文化会館規則
11 飛騨・世界生活文化センター	飛騨・世界生活文化センター条例	飛騨・世界生活文化センター条例施行規則
12 静岡県コンベンションアーツセンター	静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例	静岡県コンベンションアーツセンター条例
13 アクトシティ浜松	アクトシティ浜松条例	アクトシティ浜松条例施行規則
14 富士市産業交流展示場	富士市産業交流展示場条例	富士市産業交流展示場条例施行規則
15 愛知県芸術劇場	愛知芸術文化センター条例	愛知芸術文化センター管理規則 (愛知芸術文化センターの使用料の細目料金)
16 名古屋国際会議場	名古屋国際会議場条例	名古屋国際会議場条例施行細則
17 名古屋市総合体育館 (日本ガイシスポーツプラザ)	名古屋市総合体育館	名古屋市総合体育館条例施行規則
18 名古屋市民会館 (日本特殊陶業市民会館)	名古屋市民会館条例	名古屋市民会館条例施行規則

表 15 2000 席以上のホールのある文化施設のホールの概要

施設名	ホール	客席数	立見席	定員
1 群馬県民会館	大ホール	1,997 席	224 人	2,221 人
	小ホール	499 席	104 人	603 人
2 群馬音楽センター	ホール	1,932 席 + 車椅子席 3 席	270 人	2,205 人
3 埼玉県産業文化センター	大ホール	2,505 席 (うち車椅子席 10 席)	—	—
	小ホール	496 席 (うち車椅子席 4 席)	—	—
4 さいたま市文化センター	大ホール(※1)	2,006 席 (うち車椅子席 8 席)	—	—
	小ホール	340 席 (うち車椅子席 4 席)	—	—

施設名	ホール	客席数	立見席	定員	
5 川口総合文化センター	メインホール	2,002 席 1,642 席 1,428 席	プロセニウム型(※2) ワンルーム型(※2) 平土間型	—	—
	音楽ホール	600 席		—	—
6 所沢市民文化センター	アークホール	2,002 席	※3	—	—
	マーキーホテル	798 席	※3	—	—
	キューブホール	318 席	※3	—	—
7 新潟市民芸術文化会館	コンサートホール	1,884 席	+車椅子席 6 席	—	2,000 人
	劇場	868 席	+車椅子席 5 席	—	903 人
	能楽堂	382 席	+車椅子席 5 席	—	387 人
8 富山市芸術文化ホール	オーバードホール	2,196 席	(うち車椅子席 12 席)	—	—
9 甲府市総合市民会館	山の都アリーナ	2,000 席	—	—	2,000 席
	芸術ホール	500 席	—	—	—
10 岐阜市文化センター	催し広場	2,000 人	(スクール形式最大 600 人)	—	—
	小劇場	500 席	(うち車椅子席 2 席)	—	—
11 飛騨・世界生活文化センター	コンベンションホール	2,000 席		—	—
	芸術堂	500 席	+車椅子席 3 席	—	—
12 静岡県コンベンションアーツセンター	大ホール	4,626 席	—	—	—
	中ホール	879 席	演劇・音楽モード	—	—
		951 席	音楽モード		
		760 席	オケピット使用		
1,209 席		会議モード			
13 アクティシティ浜松	大ホール	2,336 席	(身障者席 20 席可能)※4	—	—
	中ホール	1,030 席	(身障者席 19 席可能)	—	—
14 富士市産業交流展示場	大展示場	※5	—	—	—
15 愛知芸術劇場	大ホール	2,480 席	(うち車椅子席 8 席、おやこ席 16 席)	—	—
	コンサートホール	1,800 席	(うち車椅子席 4 席)	—	—
	小ホール	282 席	(標準座席数)※6	—	—
16 名古屋国際会議場	センチュリーホール	3,012 席			
	イベントホール	1,480 席	シアター形式		
		828 席	スクール形式		
1,200 人		立食パーティー			
900 人		着席パーティー			
白鳥ホール	1,280 席	シアター形式			
	720 席	スクール形式			
	800 人	立食パーティー			
	756 人	着席パーティー			
17 名古屋市総合体育館	日本ガイシホール	10,000 席	(最大)		
18 名古屋市民会館	フォレストホール	2291 席	+車椅子席 5 席		
	ビレッジホール	1,146 席	+車椅子席 3 席		

※1 A 仕様(1~3 階席)を記載している。B 仕様(1~2 階席)の場合は 1,658 席

※2 プロセニウム型:演劇・コンサート・ミュージカル向け
ワンルーム型:オーケストラ・クラシックコンサート向け

※3 1 部可動席となっており車椅子席に転用が可能

※4 オーケストラピット使用時は 128 席減

※5 展示面積 3,840 m²(南北 40m、東西 96m)

※6 最大 330 席

(9) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況

文化会館は、平成 22 年度の包括外部監査（「指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営」）で監査対象とされている。

本年度の包括外部監査では、文化会館に関する平成 22 年度包括外部監査の措置状況を確認した。その結果は次に記載している①～⑪のとおりである。

①～⑪のうち、③、⑦、⑧、⑨、⑩は、措置状況や現状を踏まえて、「(10) 監査の結果及び意見」に改めて意見を記載している。

① 県と市町村との役割が明確になっているか～県立文化会館と市立文化会館との役割分担～【意見】

監査の結果等 (要旨)	平成 21 年度の文化会館の稼働率は、松本文化会館は 80.0 パーセント、ホクト文化ホールは 70.0 パーセント、伊那文化会館は 56.1 パーセントである。短期的には、伊那文化会館のような稼働率の低い館の稼働率向上を図ることが必要である。中長期的には、市立文化会館との役割分担を明確にし、県立文化会館は広域的な施設(ハード)としての役割を果たすとともに、県の文化施策(ソフト事業)の中での地域貢献の成果を明確にできるように努める必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	伊那文化会館利用者の多くは、地域の芸術文化団体なので、芸術文化団体との関係を強化し、共同企画等の事業展開により利用率の向上を図ります。また、伊那文化会館の強みである舞台機能や専門スタッフの充実を広報し利用率の向上につなげます。 市立文化会館との役割分担については、県立文化会館の地域貢献の度合いや運営状況を把握するとともに、市立文化会館との連携、調整を図りながら、地域の文化芸術活動を支える拠点施設としての役割を果たすよう努めてまいります。
現在の措置状況 (担当機関)	伊那文化会館利用者の多くは、地域の芸術文化団体であることから、芸術文化団体との関係を強化し、共同企画等の事業展開により利用率の向上を図ります。各県立文化会館において、県の文化施策(ソフト事業)としてアウトリーチ(出張)活動などを担い、地域全体の文化芸術振興に寄与する取組を進めています。

措置状況を確認している。

② 選定委員会の委員構成について【意見】

監査の結果等 (要旨)	文化会館のサービスの定性的評価を行うという観点からは、外部委員の増員を検討することが望ましい。
措置等の内容 (担当機関)	有識者を含めた外部委員を増員し、外部委員の割合を過半数とします。 (生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	有識者を含めた外部委員を増員し、外部委員の割合を過半数としています。

措置状況を確認している。

③ 条例、協定書の内容は適切か～指定管理期間について～【意見】

監査の結果等 (要旨)	文化会館の管理には専門的な技術を必要とすることから、専門職員の育成を考慮して、平成 21 年度からの第 2 回目の指定管理期間については、前回の 3 年から 5 年に延長した。指定管理期間については、競争性、公平性の観点を重視すると短い方が望ましいが、業務の専門性、専門職員の育成、行政施策との連携という観点からは、長い方が望ましい。期間の延長について、その要件も含めて、引き続き検討することが望まれる。
措置等の内容 (担当機関)	指定管理期間の延長については、競争性、公平性の観点や業務の専門性等を考慮し、平成 25 年中に予定している次回の指定管理者の募集までに検討します。 (生活文化課)

現在の措置状況 (担当機関)	平成 26 年度からの指定管理においては、施設の効果的な管理運営・サービスの継続性の観点から指定管理期間を5年とするとともに、高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされる県立文化会館の管理運営の特殊性を考慮して、募集方法を非公募としました。
-------------------	--

この措置状況に対する意見について、「(10) 監査の結果及び意見 ①文化会館の管理運営の特殊性の明確化 (意見)」を参照のこと。

④ 施設の管理運営は適切か～大規模修繕等計画について～【意見】

監査の結果等 (要旨)	平成 23 年度以降の修繕費予定額は計画値であって、財務的裏付けがあるものではない。したがって、県として、施設の必要性の検討を前提として、大規模修繕計画の策定と財政的な実行可能性を検討する必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	平成 23 年 12 月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、具体的な取組を進めています。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 29 年 3 月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、計画的に修繕を進めています。

措置状況を確認している。

⑤ 施設の管理運営は適切か～指定管理者の引継ぎについて～

監査の結果等 (要旨)	前指定管理者から現指定管理者への引継ぎには、退去のタイミング、備品の引継ぎなどの問題があり、4月1日からの業務開始に支障が生じた。また、利用料金は収納した事業者へに帰属するため、指定管理者が変更する場合は、料金の収納に関するトラブルについても、配慮しなくてはならない。指定管理者が変更になる場合には、引継ぎがスムーズに行われるよう、県による事前と事後のチェックが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	問題のあった事例をまとめ、全庁的に共有します。また、まとめた事例を参考に、引継ぎに当たっての注意事項等を作成します。施設の引継ぎに当たっては、県が必ず立ち会うこととし、事務的な引継ぎに当たっては、重要なものは県が必ず立ち会い、県が立ち会わない場合は引継ぎの都度、引継内容の提出を求め、課題の有無やその内容を確認することとします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 26 年度からの指定管理において、募集方法を非公募としたことから、指定管理者の変更は行われていません。

措置状況を確認している。

⑥ サービスの向上への取組について～自己評価チェックリストの活用～【意見】

監査の結果等 (要旨)	指定管理者は文化施設の標準的な評価チェックシートを用いて自己評価を行っている。しかしながら、その自己評価を受けて県がどのように業績を評価するかが明確に位置付けられていない。今後、業績評価のあり方を具体的に検討する必要がある。県と指定管理者が協議して、文化会館の利用者サービスの質的な評価あるいは県の文化施策への貢献を評価できるような業績指標の開発を行うことが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	平成 22 年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。また、県の文化施策への貢献を評価するための業績指標を指定管理者と検討します。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 22 年度の包括外部監査を踏まえて見直した「自己評価チェックシート」に基づき例年ヒアリングを行い、指定管理期間中の事業計画に反映しています。

措置状況を確認している。

⑦ 本社経費等の取扱いは適切か【指摘】

監査の結果等 (要旨)	指定管理者において、文化会館で生じる剰余金は、本社経費として振り替えられている。そのため、まず本社経費の実態を把握することが必要である。 平成21年度には、松本文化会館では32,264千円、ホクト文化ホールでは28,197千円、伊那文化会館では34,051千円(うち一般会計から32,128千円)が、本社経費として振り替えられている。指定管理料の算定に当たっては、県が本社経費として認める範囲と限度額を示すべきである。本社経費についての実態を把握し、県の考え方を示すことが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認しています。

この措置状況に対する意見について、「(10) 監査の結果及び意見 ①本社経費の取り扱い(意見)」を参照のこと。

⑧ 文化会館の事業分析～貸館事業の費用対効果～【意見】

監査の結果等 (要旨)	文化会館の管理運営は指定管理者が行っているが、文化会館の建物などの固定資産は県が所有している。県には建物の保有コストとして、減価償却費が発生しており、地方債の金利費用を負担している。 貸館事業のフルコストは、松本文化会館が392,195千円、ホクト文化ホールが418,183千円、伊那文化会館が258,353千円である。 貸館事業のコストは、利用日数にかかわらず固定費として発生している。したがって、利用率の向上が課題となる。利用料金を得ることができるようなイベントを招致することとともに、無料であっても、利用者を増やし文化会館の有効利用を図ることが必要である。また、剰余金の利用者還元を考慮してもよいのではないかと考える。
措置等の内容 (担当機関)	貸館事業の招致と併せ、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めていますが、更なる自主事業の展開を事業団に求めてまいります。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	利用料金を確保できる貸館事業の実施とともに、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めています。

この措置状況に対する意見について、「(10) 監査の結果及び意見 ⑫自主事業と受託事業の区分(意見)」を参照のこと。

⑨ 貸館事業のコストと利用料収入【意見】

監査の結果等 (要旨)	貸館事業のフルコストに対して、利用料収入は松本文化会館が65,796千円、ホクト文化ホールが102,740千円、伊那文化会館が22,463千円である。貸館事業のフルコストから利用料収入を差引いて算定した貸館業務の純コストは、それぞれ326,399千円、315,442千円、235,890千円である。いずれの施設も、コストが収入を大幅に上回っている。 貸館事業の課題としては、イベント業者が採算の取れる演目でしかホールを利用しないことである。貸館事業の費用対効果を高めるためには、自主事業のより一層の充実を図ることや、地域との連携をより深めることなどにより、利用率を向上させることが望まれる。
措置等の内容 (担当機関)	貸館コストは固定的に発生しており、費用対効果を高めるには利用率の向上が不可欠ですので、芸術文化団体との共同企画等の事業展開など、地域との連携を深めた自主事業を盛り込み、利用率の向上が図られるよう、指定管理者と協議します。(生活文化課)

現在の措置状況 (担当機関)	貸館コストは固定的に発生しており、費用対効果を高めるには利用率の向上が不可欠あることから、各館の特色を活かした自主事業を盛り込み、利用率の向上が図られるよう、指定管理者と協議して、取組を進めています。
-------------------	--

この措置状況に対する意見について、「(10) 監査の結果及び意見 ⑬自主事業と受託事業の区分(意見)」を参照のこと。

⑩ 利用料金は妥当な設定となっているか～自主事業の効果の向上～【意見】

監査の結果等 (要旨)	自主事業の収入によるコストカバー率は、3館でまちまちであるが、いずれも低い。営利を目的としないとはいえ、文化振興のための料金優遇の方針と、適正な料金水準のあり方について、明確な方針が必要と考える。 また、自主事業については、文化政策的な判断で、地域連携を重視し、利用料金を減免しているケースも少なくない。そのような地域貢献について、文化会館の業績評価として評点し、公表することを検討することが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者と検討します。指定管理者が実施する、地域振興や人材育成を目的とした地域貢献のための自主事業については、事業報告や自己評価チェックシートに基づき評価を行い、管理運営状況の評価に反映させて公表しています。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者とともに検討します。指定管理者が実施する、地域貢献のための自主事業については、事業報告や自己評価チェックシートに基づき評価を行い、管理運営状況の評価に反映させて公表しています。

この措置状況に対する意見について、「(10) 監査の結果及び意見 ⑧利用料金の設定(意見)」を参照のこと。

⑪ 指定管理者へのサービス要求水準について【意見】

監査の結果等 (要旨)	県が指定管理者に期待する施設の管理水準や自主事業については、県の意向を正しく伝え、指定管理業者が一定水準以上の業務を行えるように、具体的な業務仕様書を作成することが重要である。具体的な業務仕様書とするためには、県が業務内容について、定期的に指定管理者と協議して、仕様書の内容を合意していくことが求められる。具体的な業務仕様書による業務の明確化は、指定管理者にとっても、業務達成度の評価基準が明らかになり、インセンティブになるものである。
措置等の内容 (担当機関)	指定管理者と施設管理に必要な水準を協議し、一定水準以上の管理水準が確保されるための管理仕様書の具体的な内容について、平成 25 年中に予定している次回の指定管理者の募集に向けて検討します。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	指定管理者と施設管理に必要な水準を協議し、一定水準以上の管理水準が確保されるための管理仕様書の具体的な内容について検討して、指定管理の選定に係る仕様書を作成しています。

措置状況を確認している。

(10) 監査の結果及び意見

① 文化会館の管理運営の特殊性の明確化（意見）

平成 22 年度包括外部監査での意見とその後の措置状況（再掲）

③ 条例、協定書の内容は適切か～指定管理期間について～【意見】	
監査の結果等 （要旨）	文化会館の管理には専門的な技術を必要とすることから、専門職員の育成を考慮して、平成 21 年度からの第 2 回目の指定管理期間については、前回の 3 年から 5 年に延長した。指定管理期間については、競争性、公平性の観点を重視すると短い方が望ましいが、業務の専門性、専門職員の育成、行政施策との連携という観点からは、長い方が望ましい。期間の延長について、その要件も含めて、引き続き検討することが望まれる。
措置等の内容 （担当機関）	指定管理期間の延長については、競争性、公平性の観点や業務の専門性等を考慮し、平成 25 年中に予定している次回の指定管理者の募集までに検討します。（生活文化課）
現在の措置状況 （担当機関）	平成 26 年度からの指定管理においては、施設の効果的な管理運営・サービスの継続性の観点から指定管理期間を 5 年とするとともに、高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされる県立文化会館の管理運営の特殊性を考慮して、募集方法を非公募としました。

平成 22 年度の包括外部監査では、文化会館の業務の専門性、専門職員の育成、行政施策との連携という観点から、指定管理期間のあり方について引き続き検討することが望まれるとの意見が出されている。

県は、文化会館の平成 26 年度から始まる指定管理期間に係る指定管理者の選定では、指定管理期間は従前どおり 5 年間としているが、指定管理候補者の選定手続を公募から非公募に変更している。文化会館の指定管理者候補者の選定手続を非公募に変更した理由は、「高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされる長野県文化会館の管理運営の特殊性を考慮した」ことによる。

本年度の包括外部監査では文化会館の実地監査を行ったが、指定管理者へのヒアリング等により、舞台装置のセッティング方法や公演の際の演出技術など、文化会館の運営・管理には専門的知識や技術が必要であることが把握できた。施設の設置目的等によっては指定管理者候補者の選定を非公募にする余地もあり、文化会館については、非公募とすることに妥当性があると考えられる。

ただし、現状では、県において、「高度な専門的知識や技術」の具体的な内容が明確になっていない。非公募は、指定管理者候補者の選定において例外的な手続であることを認識しておく必要があり、非公募としている理由である文化会館の「高度な専門的知識や技術」の具体的な内容は今後明確にしておく必要がある。

文化会館の高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用は、文化会館の役割や性格、公の施設としてのあり方のベースとなるものと考えられる。県においては、文化会館は、一般的な貸館ではなく、高度な専門的知識や技術が必要な施設であること、そして、高度な専門的知識や技術とは具体的に何を指すのか等について客観性を有しておく必要がある。

② 文化会館の管理運営の特殊性等に関する情報開示（意見）

指定管理者制度の目的の一つは住民サービスの向上を図ることにあり、そのために、県は指定管理者の業務をモニタリング・評価し、評価結果を指定管理者のその後の管理・運営に活用していく PDCA サイクルを機能させる仕組みを構築している。モニタリングの方法については、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」（以下「モニタリング要領」という。）を定め、指定管理者制度導入

施設の所管課への周知を図っているところである。

先に触れた文化会館が有する高度な専門的知識や技術の具体的な内容は、外部に向けて情報開示される必要があるが、この情報開示にあたっては、県が指定管理者導入施設に対して実施しているモニタリング手順を活用することも考えられる。表1は県が行うモニタリングの内容を示したものであるが、モニタリングの方法として指定管理者は、一定の様式に基づき「管理運営状況」を所管課に提出し、財産活用課がこれを県ホームページで公表しており、この「管理運営状況」の報告の中で文化会館が有する高度な専門的知識や技術の具体的な内容について言及することも一つの方法と思われる。

また、それと合わせて文化会館の運営上の特徴に言及しておくことも重要と考えられるが、その一つである減免の状況に関する情報開示のあり方は見直す余地があると考え。表2は、各文化施設の平成29年度管理報告書より、利用料金の減免実施状況をまとめたものである。キッセイ文化ホールは共催事業であるセイジ・オザワ松本フェスティバルを減免対象していることにより多額の減免が発生している。セイジ・オザワ松本フェスティバルについて、「推進スタッフとして、積極的に業務に携わりフェス成功に向け職員一同、最大限に取り組んだ。」との指定管理者の自己評価が記載されているが、多額の減免が発生していることには言及していない。

また、ボランティア活動の実績に関する情報開示についても見直す余地があると考え。ボランティア活動について近年は、ボランティア組織を生かした運営によって活性化を実現し、地域社会の文化的ポテンシャルの向上に貢献している公立文化施設も生まれているといわれている。ホクト文化ホールについて、外部意見の聞き取り結果報告書（聞き取り日時：平成25年8月7日）において、音楽ボランティア及び県文サポーターに言及されているが、現在はその活動状況がみえていない。

モニタリング要領では、モニタリングの目的の一つに、「施設の管理運営状況を県民に広く周知するとともに、施設所管課及び指定管理者において更なる利用サービスの向上を図る」ことを掲げている。施設の管理運営状況を県民に広く周知するためにも、「管理運営状況」においてボランティア活動の現状に言及しておくことも考えられる。

県においては、文化会館が有する高度な専門的知識や技術の具体的な内容について情報開示を進めていくとともに、文化会館の運営上の特徴についても積極的に情報開示を進めていく必要がある。

表1 県が行うモニタリングの区分

区分	実施者又は作成者等	提出先等	実施時期	備考
利用者満足度調査 (利用者アンケート)	施設利用者	指定管理者	随時	集計結果を定期的に施設所管課に報告
事業報告書	指定管理者	施設所管課	毎年度終了後	地方自治法第244条の2第7項(義務付け)
定期報告書	指定管理者	施設所管課	定期	地方自治法第244条の2第10項(できる規定)
随時報告書等	指定管理者	施設所管課	随時	
実地調査	施設所管課	—	定期・随時	
管理運営状況のまとめ及び評価	指定管理者	施設所管課	毎年度終了後	

(モニタリング要領より)

表2 利用料金の減免承認状況

(単位:円)

減免対象	ホクト文化ホール		伊那文化会館		キッセイ文化ホール	
	減免件数	免除額	減免件数	免除額	減免件数	免除額
芸術文化団体	65	1,750,000	103	745,160	82	1,826,680
学校	106	11,772,550	171	5,495,525	110	8,491,375
社会福祉団体	2	192,075	0	0	6	296,600
プラネタリウム	—	—	32	148,820	—	—
指定管理者	74	13,061,550	214	9,376,850		
セイジ・オザワ松本フェスティバル	1	37,800	—	—	36	34,988,050
ネーミングライツ	1	131,700				
サイトウ・キネン・フェスティバル	—	—	3	65,300	—	—
ファミリー割引(独自割引)	6	362,040				
閑散期	—	—	5	39,720	—	—
合計	255	27,307,715	528	15,871,375	234	45,602,705

(平成29年度 管理運営報告書より)

③ 指定管理者制度導入施設の管理運営状況のホームページの取り扱い(意見)

モニタリングの方法として指定管理者は、一定の様式に基づき「管理運営状況」を所管課に提出している。

平成29年度の「管理運営状況」は、財産活用課が県ホームページで公表している。平成26年度から平成28年度の「管理運営状況」は、指定管理者制度導入施設の所管課のホームページから確認するとされているが、県民文化部文化政策課が所管する3文化会館と2創造館は「ご指定のページは見つかりませんでした」と表示され、ホームページで公表されていない(平成30年12月6日現在)。

県においては、平成26年度から平成28年度の「管理運営状況」も適切に開示しておく必要がある。

④ 老朽化への対応(意見)

ホクト文化ホールは開館から35年、伊那文化会館は30年、キッセイ文化ホールは26年が経過しており、施設・設備の老朽化対策や、社会環境等の変化に伴う施設・設備のあり方の見直しが課題となっている。

県が公表している指定管理者制度導入施設の管理運営状況においても、指定管理者は、施設管理運営の課題として毎年度、施設の老朽化に言及している(表3参照)。一方、そのことに対する所管課の対応も、毎年度、ほぼ同じ内容となっている(表4参照)。県によると、文化会館3施設の施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていくとしている。

このファシリティマネジメントで県は、県有施設(建築物)の長寿命化に資するため、計画している修繕、改修工事について、緊急性等の観点から工事の優先度を評価し、順位付けを行っている。平成30年度当初予算に係る修繕・改修計画の優先度評価結果によると、文化会館は表5に記載している工事が優先度特Aとされ、これら工事は県全体で4番目の順位となっている。

現状ではファシリティマネジメントの中で文化会館への対応も行われており、当面は現在の対応を継続していく必要がある。

表3 指定管理者が示している施設管理運営の課題

	年度	指定管理者
ホクト文化ホール	平成25年度	施設や設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じており、計画的な改修の促進や早めの点検補修に一層努めていく必要がある。また、ホールや会議室の椅子や机等消耗品にも相当数傷みがでてきており、順次更新を進めている。
	平成26年度	同上
	平成27年度	施設や設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じており、空調熱源改修や受電設備改修が行われているが、引き続き計画的な改修の促進や早めの点検補修に一層努めていく必要がある。また、ホールの椅子は老朽化が進んでおり、全面改修を実施するよう要求している。
	平成28年度	施設や設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じており、順次改修が行われてはいるが、引き続き改修の促進に努めていく必要がある。
	平成29年度	建設から35年が経過し、施設や設備の各所に経年劣化に伴う不具合が生じており、順次改修が行なわれてはいるが、引き続き改修の促進に努めていく必要がある。
伊那文化会館	平成25年度	施設や設備が老朽化し、修繕、交換すべき箇所が増えてきている。
	平成26年度	同上
	平成27年度	同上
	平成28年度	同上
	平成29年度	同上
キッセイ文化ホール	平成25年度	○施設の老朽化による、不具合・故障が多発している。優先順位をつけ対応しているが、耐用年数を大幅に経過した機器等もあり、部品調達に時間を要するケースも出てきている。 ○設備機器の部分的な対応には限界もあり、計画的な更新が必要である。 ○トイレ洋式化・快適化の取組みは利用者からの要望が多いが、改修工事は1箇所当り50万円程度と高額であるため、計画的な改修予算の確保が課題である。
	平成26年度	同上
	平成27年度	同上
	平成28年度	○施設の老朽化による、不具合・故障が多発している。優先順位をつけ対応しているが、耐用年数を大幅に経過した機器等もあり、部品調達に時間を要するケースも出てきている。 ○設備機器の部分的な対応には限界もあり、計画的な更新が必要である。
	平成29年度	同上

(出典:指定管理者制度導入施設の管理運営状況(平成25年度～平成29年度)より監査人作成)

表4 指定管理者が示している施設管理運営の課題に対する所管課の対応

	年度	指定管理者
ホクト文化ホール	平成25年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、他の文化施設との調整を行い、緊急度等も勘案しながら、計画的な修繕に努めていく。
	平成26年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。
	平成27年度	同上
	平成28年度	同上
	平成29年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。
伊那文化会館	平成25年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、他の文化施設との調整を行い、緊急度等も勘案しながら、計画的な修繕に努めていく。
	平成26年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。
	平成27年度	同上

	年度	指定管理者
伊那文化会館	平成 28 年度	同上
	平成 29 年度	施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。
キッセイ文化ホール	平成25年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、他の文化施設との調整を行い、緊急度等も勘案しながら、計画的な修繕に努めていく。
	平成26年度	施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。
	平成27年度	同上
	平成28年度	同上
	平成29年度	施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。会館運営における修繕費の扱いについても、合わせてより効率的な運用をお願いしたい。

(出典:指定管理者制度導入施設の管理運営状況(平成 25 年度～平成 29 年度)より監査人作成)

表 5 文化会館設備の平成 30 年度当初予算に係る修繕・改修計画の優先度評価結果

科目	工事	順位	優先度
ホクト文化ホール	玄関ホール1号昇降機改修工事	4	特A
	楽屋系統空調設備改修工事	4	特A
	監視カメラ(ITV)設備改修工事	4	特A
伊那文化会館	冷温水発生機改修工事	4	特A
	IVT(監視モニター)改修工事	4	特A
	大・小ホール機構改修工事	4	特A
	プラネタリウム更新工事	4	特A
	火災感知器改修工事	4	特A
キッセイ文化ホール	中央監視システム端末装置更新工事	4	特A
	冷温水発生機改修工事	4	特A
	水熱源ヒートポンプ式エアコン更新工事	4	特A
	高圧受変電設備改修工事	4	特A

(出典:平成 30 年度当初予算に係る修繕・改修計画の優先度評価結果)

⑤ 専門性を有する人材の確保・育成(意見)

「第 2 文教施設を中心とする公の施設を取り巻く環境」 I 2 に示した「長野県文化芸術振興計画」において県は文化振興事業団及び文化施設について次のように言及している。

- 1) 文化振興事業団とともに、他の実施主体の文化芸術活動の中間的な支援、連携を進めるほか、国際交流や大規模・先進的な公演、一元的な情報発信などを実施する。
- 2) 文化会館が、地域の文化芸術活動を支える拠点施設としての役割を果たすことができるように、企画制作、マーケティング、ファンドレイジング(資金調達)等を担うことのできる専門人材の確保を進める。
- 3) 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成 25 年改訂版)に基づき、長期的な視点に立って、文化芸術振興の中核を担い、県内の芸術家、文化芸術団体、文化施設、市町村等の文化芸術活動の支援を担う組織として文化振興事業団の「改革ビジョン」に沿った機能強化を図る。

長野県文化芸術振興計画は、上記 3) の主な取組として次の項目を挙げている。

- 長期的な視点に立って、文化芸術振興の中核を担うことができるように、人材の確保を推進する。
- 総合的かつ計画的に、県内の文化芸術活動の支援を行うことができるように、専門的知識の習得・研修機会の確保等による人材の育成を推進する。
- 地域の文化資源を活用した多様な文化芸術を推進するため、地域の芸術家、文化芸術団体のほか、企業、観光、商工団体との積極的な連携を推進する。
- 行政、関係機関の助成制度の積極的な活用、企業との連携により、芸術文化の振興に関する事業の実施における財源の確保を図るとともに、経費節減、事業見直し等により、財源の有効活用を図る。
- 「芸術監督団」の公演等による質の高い文化芸術の提供と、地域における文化芸術活動との共同・連携制作支援、アウトリーチ活動を推進する。

このように県は、県全体の文化芸術の振興を図るため、文化振興事業団に大きな役割を期待していることがうかがえる。

グラフ 1 は、文化振興事業団の職員のうち文化会館およびその事務局にかかわる職員数の推移を示したものである。正規職員よりも嘱託員や臨時的任用職員を多数採用しており、平成 20 年度を境にプロパー職員数と嘱託等の職員数が逆転し、現在は嘱託員等が多数を占めている。表 6 は、文化会館の person 費（給料支出＋職員手当支出）の推移であるが、人件費はほぼ横ばいで推移している。

また、グラフ 2 に示すように、職員の高齢化が進んでおり、平成 29 年 12 月時点の正規職員の平均年齢は 47.6 歳に達しており、正規職員の新規採用が進まないことから、専門人材の育成、確保が困難となっている。

グラフ1 長野県文化振興事業団における職員数の推移
(文化会館3館及び事務局)

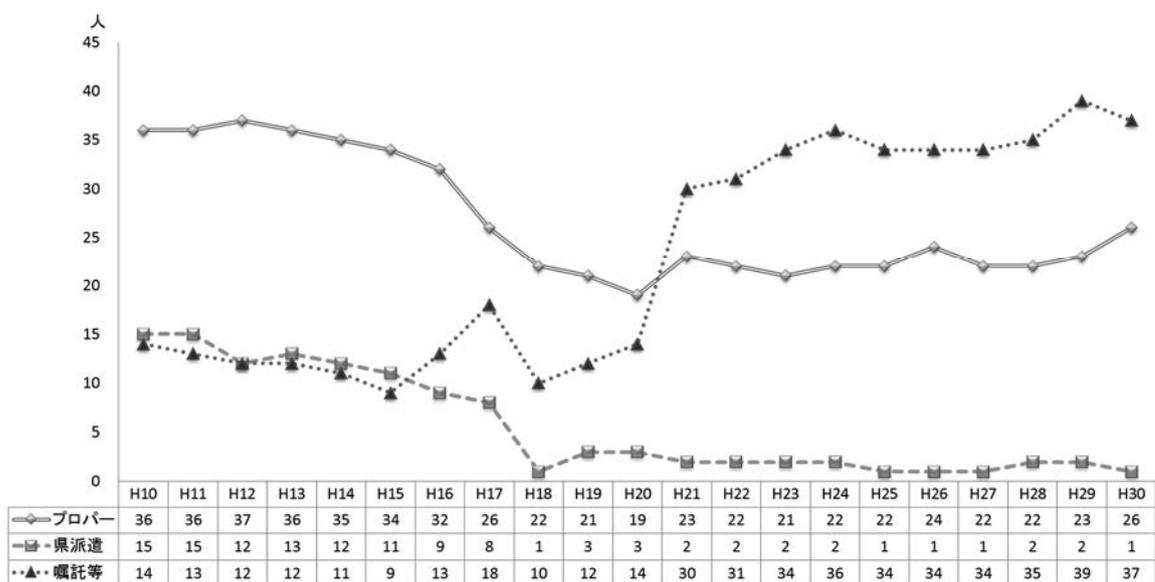


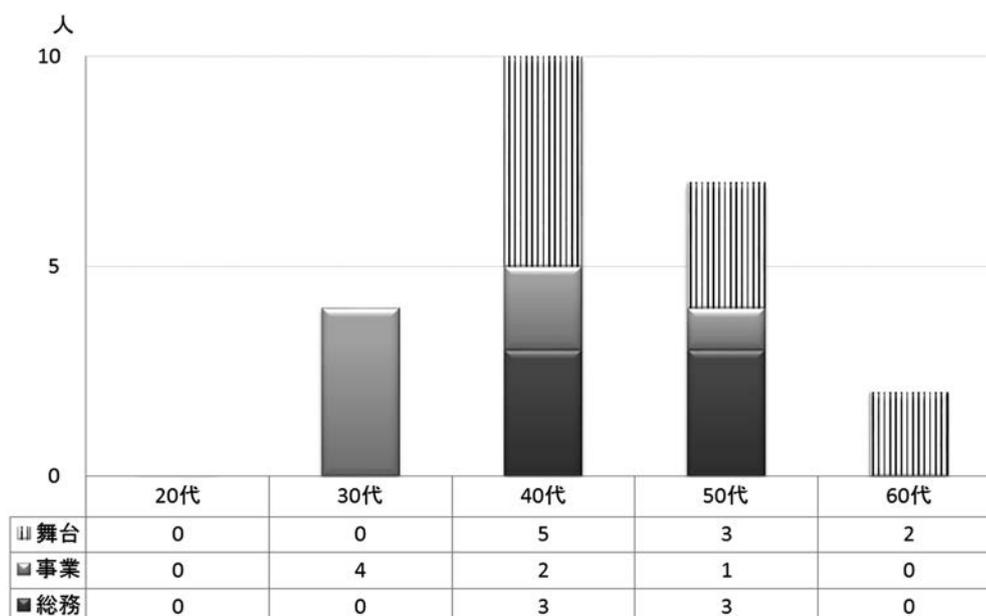
表6 人件費(給与支出+職員手当支出)の推移

(単位:千円)

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	87,769	80,030	81,121	74,275	82,659
伊那文化会館	65,337	61,309	61,791	66,139	61,333
キッセイ文化ホール	71,306	75,733	61,970	42,260	69,046
合計	224,412	217,073	204,883	182,675	213,040

(出典:文化振興事業団収支計算書(平成 25 年度～平成 29 年度より監査人作成))

グラフ2 長野県文化振興事業団におけるプロパー職員の年齢構成(H29年度到達年齢)



県は、県全体の文化芸術の振興を図るため、文化振興事業団に大きな役割を期待しているが、文化振興事業団は現状、専門人材の育成が困難であるとしている。このような状況において、長野県文化芸術振興計画に掲げる方策がどこまで実現できるかは不透明といえる。

平成 22 年度の包括外部監査では、指定管理者制度を導入している施設について、存続する必要があるかどうか大きなテーマとなっていた。現在もこの視点は必要であるが、指定管理者制度が導入されて相当年数が経過した現在は、施設の設置目的や役割に応じて指定管理者制度のあり方を考えていく必要があると考える。

文化会館は、老朽化の進行などハード面の問題が継続しているが、劇場法の制定など文化のあり方が見直されている現状では、提供するサービスをどのように充実させていくのかという、ソフトのあり方を見直すことも重要である。

指定管理者制度導入時はコスト削減を重視する面があり、人件費の削減がその方策の一つとされていた。一般的な貸館であれば現在もその方策は最重要かもしれないが、文化会館のように施設に特殊性があり、指定管理者に特色のある自主事業を求める場合には、施設もしくは指定管理者が提供するソフトの効果を重視する必要がある。そのためには、人件費の削減に注力するのではなく、いかに人材の育成を図っていくかという視点が必要であり、そのことに対して施設設置者である県がどのように関わっていくかが重要である。

文化会館の人材の育成は、一義的には文化振興事業団の責任で行うべきものであるが、それを実行

するためには給与等に充てる財源の確保が必要となる。将来的には自主財源により文化振興事業団が自ら財源を確保して人材育成を図ることが理想ではあるが、県の指定管理業務や受託事業がメインとなっている現状を踏まえると、当面は財源の確保などについて県が一定の役割を果たす必要がある。

一方、文化振興事業団においては、その給与体系を県に準じるとしているが、昭和54年9月の設立から40年近く経過しているなかで、現在もそれを継続する必要があるのか検討の余地がある。

いずれにしても現状は、一定の専門性を必要とする文化会館の人材育成について、県が文化振興事業団にどのような役割を期待しその期待の実現のためにどのようにかかわっていくのか、県としての考え方を明確化していく必要がある。

⑥ 施設管理運営の継続的な課題への対応（意見）

「④老朽化への対応（意見）」に記載した事項以外に、表7に記載した事項が、平成25年度から平成29年度の管理運営状況に継続して記載されている。

いずれも早急に解決が難しい事項とは思われるが、同じ課題が毎年度継続しているのは望ましいとはいえない。県においては具体的な対応を図っていき、前年度からの進捗状況を明確にしておく必要がある。

表7 施設管理運営で継続している課題

文化会館	指定管理者	所管課
ホクト文化ホール	○当館の大・中・小ホールを併せた収容人員は約3,500人であるが、それに見合う駐車場の収容能力はなく、大きなイベントの度に駐車場不足や公演終了後の渋滞や近隣店舗等への無断駐車が問題となっている。	○人員配置を工夫しつつ、必要な人員の確保に取り組んでいただきたい。 ○引き続き、特色ある自主事業を展開していただきたい。
伊那文化会館	○貸館や自主事業の集客については、長期化する景気の低迷や、趣味嗜好の多様化、少子高齢化などの影響により多くを望めない傾向にある。住民の要望がある文化振興事業を多く実施したいが、財政上の制約が大きく、思うように実施できない。	○引き続き特色ある自主事業を展開していただきたい。
キッセイ文化ホール	○利用料金制での運営であることから、貸館事業を増やそうとする中での自主事業開催日の確保に苦慮している。	○引き続き特色ある自主事業を展開していただきたい。

（出典：指定管理者制度導入施設の管理運営状況（平成25年度～平成29年度）より監査人作成）

⑦ 利用状況のより詳細な分析（意見）

文化会館は、利用時間帯を、午前9時から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後9時30分までと3区分して、それぞれの時間帯ごとに利用料金を設定している。

このことについて、利用された時間帯や、時間帯をまたいでの利用状況などを示すデータが十分に整備されておらず、時間帯別の利用状況が算定されていない。そのため、未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することが難しい状態となっている。

3文化会館とも、外部に対して公表されている設備の利用率は、3つの時間帯のうち1回でも利用があれば利用率100%として取り扱っている。文化会館には、1日に利用者が三回転することが可能な設備が見受けられるが、公表されている利用率では、利用されていない時間帯がどの程度生じているのかを把握することは難しい。

指定管理者が文化会館のさらなる活性化を図るために、また、県が指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCA サイクルをより有効に機能させるためには、より詳細に文化会館の利用状況を把握し、それをもとに課題の把握に努め、改善に向けての方策を検討する必要がある。また、後述する利用料金のあり方を検討するためにも利用状況のより詳細な分析は必要と考える。

指定管理者および県においては、利用状況のより詳細な分析と課題の把握、対応策の検討に努めることが望ましい。

⑧ 利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方についての検討（意見）

平成 22 年度包括外部監査での意見とその後の措置状況（再掲）

⑩ 利用料金は妥当な設定となっているか～自主事業の効果の向上～【意見】	
監査の結果等 （要旨）	自主事業の収入によるコストカバー率は、3館でまちまちであるが、いずれも低い。営利を目的としないとはいえ、文化振興のための料金優遇の方針と、適正な料金水準のあり方について、明確な方針が必要と考える。 また、自主事業については、文化政策的な判断で、地域連携を重視し、利用料金を減免しているケースも少なくない。そのような地域貢献について、文化会館の業績評価として評点し、公表することを検討することが必要である。
措置等の内容 （担当機関）	文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者と検討します。指定管理者が実施する、地域振興や人材育成を目的とした地域貢献のための自主事業については、事業報告や自己評価チェックシートに基づき評価を行い、管理運営状況の評価に反映させて公表しています。（生活文化課）
現在の措置状況 （担当機関）	文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者とともに検討します。指定管理者が実施する、地域貢献のための自主事業については、事業報告や自己評価チェックシートに基づき評価を行い、管理運営状況の評価に反映させて公表しています。

平成 22 年度の包括外部監査では、文化会館について、文化振興のための料金優遇の方針と、適正な料金水準のあり方について、明確な方針が必要との意見が出されている。このことに対する県の対応は、「文化振興のための利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、指定管理者とともに検討する」としている。

文化会館の利用料金のあり方について、次の事項は検討の余地があると考ええる。

1) 大ホール等の一部利用の場合の利用料金

所沢市民文化センターの大ホールの利用料金は A 利用と B 利用に区分して設定されている。A 利用は全フロアを利用する場合で B 利用は 1 階席のみの利用をいい、A 利用と B 利用で利用料金に差をつけている。

文化会館は 3 施設とも大ホールが設置されており、いずれも 1 階席と 2 階席が設置されている。

伊那文化会館の展示室では一部利用の場合の利用料金を別途定めているが、大ホール等の一部利用の利用料金は設定されていない。利用者へのより一層の便宜を図るため、大ホール等の一部利用の利用料金を別途設定することは検討の余地があると考ええる。

2) 時間帯をまたぐ場合の利用料金

一例として伊那文化会館の小ホールを平日、入場料を徴収しないで午前 9 時から午後 5 時まで利用しようとする場合、利用料金は文化会館条例で 22,000 円と設定されている。また、午前 9 時から午後 2 時まで利用しようとする場合の利用料金も 22,000 円となる。そのため、午後まで使用した

いが午後5時までの使用までは予定していない場合でも、午後5時までの利用料金を支払わなければならないことになる。

富士市産業交流展示場大展示場は、一時間あたりの利用料金として、午前9時から午後5時までの時間単価、午後5時から午後10時までの時間単価と超過時間単価を規定している。

文化会館では、利用時間を超過して利用する場合、午前9時前に利用する場合、午後零時30分から午後1時まで又は午後5時から午後5時30分まで利用する場合、午後9時30分後に利用する場合の利用料金が文化会館管理規則に定められている。このことについて、時間帯をまたぐ場合、またいだ時間帯について、別途一時間あたり単価を定めておくことも一つの方法と考える。

あるいは、時間帯をまたぐ場合の利用料金を減額する方法も考えられる。上記の伊那文化会館の例では、午前9時から午後零時30分までの利用料金は8,000円、午後1時から午後5時までの利用料金は14,000円と定められている。午前9時から午後5時まで利用しようとする場合の利用料金は22,000円で、2つの時間帯の利用料金の合計額と同額に設定されているが、これを合計額を下回る水準に設定しておくことも一つの方法である。文化会館の時間帯をまたぐ場合の利用料金は、それぞれの時間帯の利用料金の合計額を下回る水準で設定されているが、この対応を他の施設にも適用することが考えられる。

いずれにしても、時間帯をまたぐ場合の利用料金について、よりきめ細かく設定する余地があると考えられる。

3) 冷房または暖房を利用する場合の利用料金

文化会館管理規則より、文化会館の利用者は、冷房または暖房を利用する場合、表8に記載した利用料金を負担するとされている。

表9は、P68ページに記載している長野県の隣接県にある座席数2,000席以上のホール等を有する公立文化施設について、冷房または暖房を利用する場合の利用料金が設置条例等に定められているかを調査した結果をまとめたものである。

冷房または暖房を利用する場合に利用料金を徴しているかは公立文化施設によって対応が分かれている。受益者負担を考えれば、冷房または暖房の利用料金を徴することに合理性があるとも考えられるが、冷房や暖房の利用が常態化しているのであれば、別料金とするのではなく、設備の利用料金に含めることも考えられる。

県及び指定管理者においては、冷房や暖房の利用状況を踏まえ、利用料金のあり方を検討することが望ましい。

4) 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

文化会館管理規則より、文化会館の利用者は、電気器具の持込みをして電力を利用する場合、表10に記載した利用料金を負担するとされている。

表11は、P68ページに記載している長野県の隣接県にある座席数2,000席以上のホール等を有する公立文化施設について、電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金が設置条例等に定められているかを調査した結果をまとめたものである。

電力を使用する場合に利用料金を徴しているかは公立文化施設によって対応が分かれている。受益者負担を考えれば利用料金を徴することに合理性があるが、事務手続きの煩雑さや、消費税等の見直しが予定されている現状では、このことを機会に電力を使用する場合の利用料金を設備の利用料金に含めることも考えられる。

県及び指定管理者においては、電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金のあり方

についても検討することが望ましい。

利用料金の額は文化会館条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとしてされている。文化会館条例別表に定める額は、消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月に見直しが行われているが、抜本的な見直しは行われていない。利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方について県は、今後も指定管理者と検討していく必要がある。

表8 冷房または暖房を利用する場合の利用料金

区分		単位	金額(円)
ホクト文化ホール	大ホール	1時間までごとに	12,000
	中ホール		7,300
	小ホール		1,200
伊那文化会館	大ホール		8,300
	小ホール		1,200
キッセイ文化ホール	大ホール		10,000
	中ホール		2,800

(出典:文化会館管理規則)

表9 冷房または暖房を利用する場合の利用料金

施設名	条例	施行規則
1 群馬県民会館	定めなし	定めなし
2 群馬音楽センター	定めなし	ホール 1時間 10,200円
		第一楽屋 1時間 790円
		第二楽屋 1時間 790円
		第一会議室 1時間 790円
		第二会議室 1時間 550円
3 埼玉県産業文化センター	定めなし	定めなし
4 さいたま市文化センター	定めなし	定めなし
5 川口総合文化センター	定めなし	定めなし
6 所沢市民文化センター	定めなし	定めなし
7 新潟市民芸術文化会館	定めなし	定めなし
8 富山市芸術文化ホール	定めなし	定めなし
9 甲府市総合市民会館	1時間につき 3,770円	—
10 岐阜市文化センター	1時間につき 13,880円 以内で市長が定める額	9,660円(催し広場)
11 飛騨・世界生活文化センター	定めなし	空調設備 1時間につき 1,020円 床暖房設備 1時間につき 850円
12 静岡県コンベンションアーツセンター	定めなし	定めなし
13 アクトシティ浜松	1時間につき 6,270円 (大ホール)	定めなし
14 富士市産業交流展示場	23,690円 (大展示場・全面)	定めなし
15 愛知県芸術劇場	定めなし	定めなし
16 名古屋国際会議場	定めなし	定めなし
17 名古屋市総合体育館	定めなし	定めなし
18 名古屋市民会館	定めなし	定めなし

(出典:各施設の設置条例より監査人が作成)

表 10 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

区分	金額(円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	300

(出典:文化会館管理規則)

表 11 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

施設名	条例	施行規則
1 群馬県民会館	—	—
2 群馬音楽センター	—	—
3 埼玉県産業文化センター	—	—
4 さいたま市文化センター	—	1kw100 円
5 川口総合文化センター	—	1kw210 円
6 所沢市民文化センター	—	1kw300 円
7 新潟市民芸術文化会館	—	1kw160 円(単相負荷) 1kw300 円(3相負荷)
8 富山市芸術文化ホール	—	—
9 甲府市総合市民会館	—	1kw 未満 100 円 1kw 以上 2kw 未満 210 円 2kw 以上で1kw 増すごとに 310 円
10 岐阜市文化センター	—	1kw270 円(持ち込み照明器具)
11 飛騨・世界生活文化センター	—	0.5kw50 円
12 静岡県コンベンションアーツセンター	—	—
13 アクティシティ浜松	—	—
14 富士市産業交流展示場	1kw60 円	—
15 愛知県芸術劇場	—	1kw51 円
16 名古屋国際会議場	—	—
17 名古屋市総合体育館	—	—
18 名古屋市民会館	—	—

(出典:各施設の設置条例より監査人が作成)

⑨ 附帯設備の利用料金の見直し (意見)

長野県は文化会館の附属設備について、文化会館管理規則で利用料金を定めている。表 12 は文化会館の附属設備のうち音響設備の利用料金を示したものである。

表 13 は、P68 ページに記載している長野県の隣接県にある座席数 2,000 席以上のホール等を有する公立文化施設の附属設備の利用料金の設定方法をまとめたものである。比較対象とした公立文化施設も、ほとんどの施設が規則において設備単位で利用料金を定めている。

表 12 をみるとミニディスクレコーダーなど、現在は使用されていない設備が散見される。現在使用していない設備を規則で定めておくことは妥当ではない。

また、文化会館管理規則に定められていない附属設備を設置し、貸し出す場合には、文化会館管理規則に定める附属設備のうち類似する附属設備の利用料金を準用しているが、文化会館条例や文化会館管理規則では準用することを可能とすることについての具体的な根拠が見受けられない。

附属設備の利用料金は定期的に見直す必要があるとともに、文化会館管理規則に記載のない附属設備の利用料金の取り扱いも文化会館条例もしくは文化会館管理規則で明確にしておく必要がある。

表 12 文化会館の附帯設備(音響設備)の利用料金

附帯設備		単位	金額
マイクロフォン		1台	600
3点吊マイク装置		1基	1,000
ワイヤレスマイクロフォン		1台	1,000
マイク用エレベーター		1台	800
マイクスタンド		1台	200
ステージスピーカー	大ホール	1式	1,300
	中ホール	1式	1,000
移動型スピーカー		1台	1,000
はね返りスピーカー		1台	1,000
サブミキサー卓		1台	1,300
効果用マシン		1台	1,000
テープレコーダー(据置型)		1台	1,000
テープレコーダー(可搬型)		1台	600
カセットテープレコーダー		1台	600
デジタルオーディオテープレコーダー		1台	900
レコードプレーヤー	大ホール	1台	600
	中ホール	1台	600
	小ホール	1台	500
コンパクトディスクプレーヤー		1台	500
ミニディスクレコーダー		1台	1,100
移動式モニターテレビジョン装置		1式	1,000
拡声装置	大ホール	1式	3,100
	中ホール	1式	2,700
	小ホール	1式	700

(出典:文化会館管理規則)

表 13 他施設の附属設備の利用料金の設定方法

施設名	条例	規則
群馬県民会館	—	設備単位で規定
群馬音楽センター	—	設備単位で規定
埼玉県産業文化センター	—	設備単位で規定
さいたま市文化センター	—	設備単位で規定
川口総合文化センター	—	設備単位で規定
所沢市民文化センター	—	設備単位で規定
新潟市民芸術文化会館	—	設備単位で規定
富山市芸術文化ホール	—	設備単位で規定
甲府市総合市民会館	—	設備単位で規定
岐阜市文化センター	—	設備単位で規定
飛騨・世界生活文化センター	—	設備単位で規定
静岡県コンベンションアーツセンター	設備単位で規定	—
アクトシティ浜松	—	設備単位で規定
富士市産業交流展示場	—	設備単位で規定
愛知県芸術劇場	—	設備単位で規定
名古屋国際会議場	—	設備単位で規定
名古屋市総合体育館	—	設備単位で規定
名古屋市民会館	—	設備単位で規定

(出典:各施設の設置条例より監査人が作成)

⑩ 剰余金の返還ルール運用の明確化（意見）

指定管理者制度について県は、財産活用課が基本協定書の標準フォーマット（「基本協定書（例）」）を示している。

「基本協定書（例）」では、指定管理料について、「指定管理料の精算を行わない」（第13条）としているが、他方、「指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとする」（第13条の2）としている。このことについては、文化会館の基本協定書にも同様の定めがある。

県が「基本協定書（例）」でこの規定を設定した趣旨は、公の施設の管理業務を通じ指定管理料（県の税金）を受けながら、多大な利益を獲得することは県民の理解を得られにくいという考えによるもので、「5%」は基本協定書（例）策定当時の法人企業統計（財務省）を参考に、サービス業の平均的な経常利益率として制度設計したとのことである。

長野県のこの制度は、指定管理期間を通算した剰余金を対象としているところに特徴があるが、そのことで指定管理者にどのような対応を促しているのか不明確な面が生じている。たとえば、指定管理期間を5年として、指定管理期間当初の1年目、2年目に多額の剰余金が生じ、指定管理期間終了後に剰余金の納付義務が生じた場合に、その財源をどのように取り扱うかという課題がある。この場合、1年目、2年目に生じた剰余金は指定管理者が他の事業に使用できず、5年目の精算年度までにプールしておく必要があるのか、また、指定管理期間終了後に県に納付する場合、その納付金は指定管理者の過年度の費用なのか、あるいは精算年度に生じた費用なのかという、指定管理者側の会計処理にも影響を与える。

剰余金が発生する可能性がある場合に、指定管理期間中にそれを原資にそれまで予算の制約等で実施できなかった修繕や改修に充てるなどの個別協議を指定管理期間終了前に行うことは可能と思われる。剰余金の返還ルールは当面見直す予定はないとのことだが、県においては、このルールについて指定管理者がどのような疑問を有しているのかを把握し必要な課題解決の途を示すとともに、基本協定書（例）策定当時のサービス業の経常利益率の平均値を目途に設定した「5%」という基準が、時を経過し環境変化を経た現在でも適切な水準であるかについても検討すべきと思われる。

⑪ 文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化（意見）

文化会館の指定管理者である文化振興事業団においては、事務局が理事会、評議員会等の事務、定款等諸規定に関する事務、全職員の給与支給事務、福利厚生事務、人事に関する事務、決算・租税公課に関する事務等を行っており、これらの事務に伴う経費（以下「本社経費」という。）が発生している。同事業団は、3つの文化会館のほかに信濃美術館、飯田創造館の指定管理者を務め、埋蔵文化財センターの業務を担っているが、本社経費はこれら施設が負担している。

文化振興事業団は施設単位で決算書を作成しているが、各施設の本社経費負担額は、平成27年度以前の各施設の決算書では「財団管理費への繰入金支出」に計上されており、平成28年度、平成29年度の各施設の決算書では「本社（事務局）経費」に計上されている。表14は、各施設が計上している「本社（事務局）経費」の推移、表15は、各施設が計上している「財団管理費への繰入金支出」の推移を示したものである。

表 14 文化振興事業団の「本社(事務局)経費」の推移

(単位:千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	1,005	-	-	16,544	16,802
伊那文化会館	1,005	-	-	13,494	12,898
キッセイ文化ホール	1,005	-	-	13,438	15,110
信濃美術館	1,005	-	-	10,627	14,956
飯田創造館	925	-	-	925	925
埋蔵文化財センター	905	-	-	1,200	1,200
合計	5,850	-	-	56,228	61,891

(出典:文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

表 15 文化振興事業団の「財団管理費への繰入金支出」の推移

(単位:千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	4,124	10,435	11,554	8,997	10,685
伊那文化会館	16,819	32,271	26,881	12,011	27,815
キッセイ文化ホール	26,033	2,483	38,446	9,695	13,409
信濃美術館	13,409	3,282	4,913	-	-
飯田創造館	-	897	2,671	1,722	2,033
埋蔵文化財センター	-	-	905	19,513	4,433
合計	60,386	49,370	85,372	51,940	58,377

(出典:文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

平成 29 年度の状況をみると、各施設の「本社(事務局)経費」に関しては、飯田創造館と埋蔵文化財センターの 2 施設についてはあらかじめ負担額を定め、ホクト文化ホール、伊那文化会館、キッセイ文化ホール、信濃美術館の 4 施設は、それぞれの収入割合に応じて負担額を計上しており、本社経費を一定のルールに基づいて各施設が負担する形となっている。

一方、各施設の「財団管理費への繰入金支出」の金額は、各施設の「収入(指定管理料+利用料収入等)」と「支出(個別経費+本社(事務局)経費)」の差額として計算されている。

各施設が計上している「本社(事務局)経費」及び「財団管理費への繰入金支出」は、一般会計の『事務局勘定』側では収入として計上されることとなる。表 16 は、その『事務局勘定』の推移を示したものであるが、平成 29 年度においては、各施設から集められた「財団管理費への繰入金支出」58,377 千円は、『事務局勘定』において「繰入金支出」41,466 千円及び「投資活動支出」50,867 千円の財源に充当されていることがわかる。表 17 に示したように、この「繰入金支出」の主な内容は、埋蔵文化財センターの一般会計への繰入金支出(19,513 千円)、事務局勘定の自主事業会計への繰入金支出(11,590 千円)、キッセイ文化ホールの自主事業会計への繰入金支出(10,000 千円)であり、「投資活動支出」の主な内容は、文化芸術振興事業積立資産取得支出(50,147 千円)である。

表 16 文化振興事業団の『事務局勘定』の収支の推移

(単位:千円)

科目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業活動 収入	本社(事務局)経費	5,850	-	-	56,228	61,891
	一般会計からの繰入収入	60,386	50,275	85,372	51,940	58,377
	その他収入	479	807	895	1,280	1,074
	事業活動収入計	66,716	51,083	86,267	109,449	121,344
事業活動 支出	財団管理費支出	42,109	41,310	56,878	56,228	61,891
	繰入金支出	5,448	-	10,000	15,053	41,466
	事業活動支出計	47,557	41,310	66,878	71,282	103,358

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業活動収支差額	19,158	9,772	19,389	38,167	17,985
投資活動収入	12,425	145	20,308	14,495	16,244
投資活動支出	7,313	150,720	720	2,255	50,867
投資活動収支差額	5,111	△ 150,574	19,588	12,239	△ 34,623
当期収支差額	24,270	△ 140,801	38,977	50,407	△ 16,637

(出典:文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

表 17 『事務局勘定』の「繰入金支出」と「投資活動支出」の内容(平成 29 年度) (単位:千円)

科目		金額	摘要
「繰入金支出」	一般会計への繰入金支出	19,875	信濃美術館の一般会計 へ 埋蔵文化財センターの 一般会計へ
	自主事業会計への繰入金支出	21,590	事務局勘定の自主事業 会計へ キッセイ文化ホールの 自主事業会計へ
	合計	41,466	
「投資活動支出」	退職給与引当資産取得支出 (埋文他)	720	
	文化芸術振興事業積立資産取 得支出	50,147	
	合計	50,867	

(出典:文化振興事業団収支計算書より監査人作成)

このように、個々の施設の年度の収支差額は一旦『事務局勘定』に集約され、事業団全体でコントロールする運用となっているが、このような運用を行う際にも先に掲げた剰余金の 5%返還ルールとの関係を整理する必要がある。

文化振興事業団は、県が設置した文化会館等の指定管理業務を担っているだけでなく、県の出えん率が 100%であり、また、平成 28 年度には、複数の芸術分野からなる「芸術監督団」を文化振興事業団に配置して各種文化芸術施策の更なる推進を図るなど、県の文化芸術施策と密接な関係を有している。そのような文化振興事業団の性格を踏まえると、「財団管理費への繰入金支出」のあり方について、文化振興事業団任せにするのではなく、県として一定のかかわりを持つ必要があると考える。

文化振興事業団も、指定管理料の算定基礎に本社経費等が含まれているのか、含まれているのであればそれはどの程度なのかが明確となっていないため、指定管理料における本社経費等の位置づけを明確とするよう県に改善を求めている

「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の概念の明確化は、上述した⑩「剰余金の返還ルール(意見)」で触れた「剰余金」の額にも影響を及ぼすものであり、県においては、指定管理料における本社経費の位置づけを検討する際には、「財団管理費への繰入金支出」のあり方も含め、対応していく必要がある。

⑫ 自主事業と受託事業の区分（意見）

※平成 22 年度包括外部監査での意見とその後の措置状況（再掲）

⑧ 文化会館の事業分析～貸館事業の費用対効果～【意見】	
監査の結果等 （要旨）	文化会館の管理運営は指定管理者が行っているが、文化会館の建物などの固定資産は県が所有している。県には建物の保有コストとして、減価償却費が発生しており、地方債の金利費用を負担している。 貸館事業のフルコストは、松本文化会館が 392,195 千円、ホクト文化ホールが 418,183 千円、伊那文化会館が 258,353 千円である。 貸館事業のコストは、利用日数にかかわらず固定費として発生している。したがって、利用率の向上が課題となる。利用料金を得ることができるようなイベントを招致することとともに、無料であっても、利用者を増やし文化会館の有効利用を図ることが必要である。また、剰余金の利用者還元を考慮してもよいのではないかと考える。
措置等の内容 （担当機関）	貸館事業の招致と併せ、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めていますが、更なる自主事業の展開を事業団に求めてまいります。（生活文化課）
現在の措置状況 （担当機関）	利用料金を確保できる貸館事業の実施とともに、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めています。
⑨ 貸館事業のコストと利用料収入【意見】	
監査の結果等 （要旨）	貸館事業のフルコストに対して、利用料収入は松本文化会館が 65,796 千円、ホクト文化ホールが 102,740 千円、伊那文化会館が 22,463 千円である。貸館事業のフルコストから利用料収入を差引いて算定した貸館業務の純コストは、それぞれ 326,399 千円、315,442 千円、235,890 千円である。いずれの施設も、コストが収入を大幅に上回っている。 貸館事業の課題としては、イベント業者が採算の取れる演目でしかホールを利用しないことである。貸館事業の費用対効果を高めるためには、自主事業のより一層の充実を図ることや、地域との連携をより深めることなどにより、利用率を向上させることが望まれる。
措置等の内容 （担当機関）	貸館コストは固定的に発生しており、費用対効果を高めるには利用率の向上が不可欠ですので、芸術文化団体との共同企画等の事業展開など、地域との連携を深めた自主事業を盛り込み、利用率の向上が図られるよう、指定管理者と協議します。（生活文化課）
現在の措置状況 （担当機関）	貸館コストは固定的に発生しており、費用対効果を高めるには利用率の向上が不可欠あることから、各館の特色を活かした自主事業を盛り込み、利用率の向上が図られるよう、指定管理者と協議して、取組を進めています。

平成 22 年度の包括外部監査では、貸館事業の費用対効果を高めるためには、自主事業のより一層の充実を図ることや、地域との連携をより深めることなどにより、利用率を向上させることが望まれるとの意見が出されている。

この意見に対して県は、利用料金を確保できる貸館事業の実施とともに、指定管理者と協議して、各館の特色を活かし、地域と連携した自主事業を企画、実施し、利用率の向上に努めていくとしている。このことについて、現在、各館の自主事業は年間利用人数や施設利用率に一定の効果は及ぼしていると推測されるが、その効果を具体的に把握することは難しい。

表 18 は、文化会館の年間利用人数と施設利用率について、平成 27 年度から平成 29 年度までの推移と、平成 22 年度の包括外部監査で対象となった平成 19 年度から平成 21 年度までの推移を示したものである。

ホクト文化ホールは、平成 29 年 1 月から 3 月及び平成 30 年 1 月から 3 月まで改修工事で休館とな

っているため年間利用人数の比較は難しいが、ホール平均利用率は大きな変化が見られない。

伊那文化会館は、平成 29 年度は改修工事が行われた影響で年間利用人数が減少しているが、それを除くと年間利用人数は増加しており、全施設平均利用率も上昇している。

キッセイ文化ホールは、平成 29 年度は年間利用人数、ホール系平均利用率とも従前より改善している。

表 19 は、文化会館の平成 25 年度から平成 29 年度までの自主事業の実施状況の推移で、表 20 は、平成 19 年度から平成 21 年度までの自主事業に係る収入額の推移を示したものである。

自主事業に係る支出（事業活動支出）は伊那文化会館が最も大きいですが、自主事業の規模は平成 19 年度から平成 21 年度当時から大きく変わっていない。

文化振興事業団は、上述した自主事業のほかに、「県民文化会館・ウィーン楽友協会姉妹提携事業」「伊那文化会館芸術鑑賞促進事業」、「若手芸術家活動支援プロジェクト」、「芸術監督団事業」などを県から負担金もしくは委託料を受けて実施している。これら受託事業について、文化振興事業団全体の平成 29 年度の収入額は 616,352 千円で、指定管理料収入 843,134 千円に次ぐ規模となっているが、この受託事業と文化振興事業団が実施する自主事業との違いが明確となっていない点が課題と思われる。

長野県文化芸術振興計画は、「第 7 文化芸術行政の推進拠点・推進体制」において、県文化施設等の機能強化として、文化会館は自主財源の確保を図るとしている。自主財源の確保のためには、文化会館もしくは文化振興事業団の役割、なすべき事業を明確にしておく必要がある。

県においては、文化振興事業団に委託する事業と、文化振興事業団が指定管理料を財源として行う自主事業の目的や性格の違い等を明確にしておく必要がある。

表 18 文化会館の利用状況の推移

文化会館	-	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	年間利用人数	421,979	300,000	298,087
	ホール平均利用率	71.7%	69.3%	71.7%
	-	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	年間利用人数	425,010	406,780	392,805
	ホール平均利用率	69.4%	70.7%	70.0%
文化会館	-	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
伊那文化会館	年間利用人数	138,042	129,164	104,048
	全施設平均利用率	61.6%	60.0%	62.6%
	-	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	年間利用人数	135,579	122,383	120,012
	全施設平均利用率	59.5%	54.3%	56.1%
文化会館	-	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
キッセイ文化ホール	年間利用人数	282,096	272,636	294,517
	ホール系平均利用率	68.5%	67.9%	75.8%
	-	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	年間利用人数	268,611	276,794	335,652
	ホール系平均利用率	71.6%	74.9%	80.0%

(出典:平成 27 年度から平成 29 年度の数値は文化振興事業団理事会資料より監査人作成、平成 19 年度から平成 21 年度の数値は平成 22 年度包括外部監査報告書より)

表 19 文化会館の自主事業の実施状況の推移

(単位:千円)

科目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ホクト文化ホール	収入	受託事業収入	2,134	2,865	2,983	5,214	2,656
		芸術文化振興事業収入	15,511	9,712	19,258	13,256	12,121
		繰入金収入	14,271	15,298	14,767	10,965	7,905
		事業活動収入計	31,917	27,875	37,009	29,436	22,683
	支出	受託事業支出	2,088	3,035	3,034	5,266	2,656
		芸術文化振興事業費支出	29,829	24,839	33,974	24,170	20,026
		繰入金支出	—	—	—	—	—
		事業活動支出計	31,917	27,875	37,009	29,436	22,683
	事業活動収支差額		—	—	—	—	—
	伊那文化会館	収入	受託事業収入	—	—	405	—
芸術文化振興事業収入			42,742	50,565	41,774	30,983	43,031
繰入金収入			5,586	3,013	8,422	8,267	5,729
事業活動収入計			48,328	53,579	50,601	39,251	48,760
支出		受託事業支出	—	—	473	—	—
		芸術文化振興事業費支出	48,328	53,579	50,128	39,251	48,760
		繰入金支出	—	—	—	—	—
		事業活動支出計	48,328	53,579	50,601	39,251	48,760
事業活動収支差額		—	—	—	—	—	
キッセイ文化ホール		収入	受託事業収入	—	—	405	271
	芸術文化振興事業収入		765	3,930	2,658	2,373	14,664
	繰入金収入		3,261	3,645	2,975	3,109	15,505
	事業活動収入計		4,027	7,576	6,038	5,754	30,170
	支出	受託事業支出	—	—	405	271	—
		芸術文化振興事業費支出	3,995	7,576	5,632	3,954	30,170
		繰入金支出	31	—	—	1,528	—
		事業活動支出計	4,027	7,576	6,038	5,754	30,170
	事業活動収支差額		—	—	—	—	—

(出典:文化財団収支計算書(自主事業会計))

表 20 文化会館の自主事業の実施状況の推移

(単位:千円)

文化会館	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ホクト文化ホール	23,371	93,629	32,836
伊那文化会館	45,982	43,712	48,509
キッセイ文化ホール	不明		12,070

(出典:平成22年度包括外部監査報告書)

⑬ 貸館の利用申し込み手続(意見)

文化会館管理規則第2条は利用の申し込み期間を次のように定めている。

- 文化会館のホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室、国際会議室及び会議室は、利用日の1年前の月の初日から利用日の40日前まで
- 国際会議室並びに国際会議室と併せて利用する場合のリハーサル室及び会議室は、利用日の1年前の月の初日から利用日の10日前まで
- リハーサル室及び会議室は、利用日の2か月前から前日まで

文化ホールの大ホール、中ホール、小ホール、ギャラリー(いずれも楽屋を含む)は、先着順の受付となるが、希望が重なった場合には抽選を行い利用者を決定している。この抽選については利用者(利用希望者)より、抽選により利用できないことが多いという苦情が寄せられているとのことである。

希望が重なった場合、平等利用の原則（地方自治法第 244 条第 2 項第 3 項）から抽選によることになるが、抽選による場合であっても、抽選倍率が平準化することによってより多くの利用希望者が利用できるように、過去の月日の抽選倍率の公表、長野県枠の採用など工夫を行うことが望ましい。

利用の申し込みについての文化会館管理規則の定め(文化会館管理規則第 2 条)

利用の許可を受けようとする者は、申請書を次に掲げる期間内に指定管理者に提出しなければならない。
 (プラネタリウムを観覧する場合は口頭によることができる)
 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項の期間外の申し込みについても受理することができる。

場所	利用日
ホール、楽屋及び展示室 ホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室 国際会議室及び会議室	利用しようとする日(以下「利用日」という。)の前1年に当たる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前 40 日まで
国際会議室並びに国際会議室と併せて利用する場合のリハーサル室及び会議室	利用日の前1年に当たる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前 10 日まで
リハーサル室及び会議室	利用日の前2月に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前日まで

⑭ キャンセル対応（意見）

平成 28 年度と平成 29 年度のキャンセル発生件数は次表のとおりであり、ホクト文化ホールとキッセイ文化ホールにキャンセルが多く発生している。

キャンセルが生じた場合、その後に新たな申し込みにより利用予約が入ることは少ないとのことであり、施設の有効利用を阻害している状況である。過去にキャンセルを行った団体等が申し込んできた場合には、キャンセルのリスクがないかどうか申込者にヒアリングを行うなど、キャンセルの発生を極力防ぐ対応を行う必要があると思われる。

また、キャンセルがあった場合には、一定の条件を満たしていれば、収受している利用料金を還付する（表 22 参照）が、この条件を見直すことも考えられる。

表 23 は、68 ページに記載している長野県の隣接県にある座席数 2,000 席以上のホール等を有する公立文化施設の一部について、キャンセルがあった場合の還付の条件をまとめたものである。

文化会館の還付率は、他の施設と比較して特段高いとはいえないが、たとえば、還付率を一律に 50% にすることも一つの方法である。県においては、キャンセルの発生件数を極力減らすよう、制度の見直しを検討していくことが望ましい。

表 21 キャンセル件数実績

(件数)

文化会館	施設	平成 28 年度	平成 29 年度
ホクト文化ホール	大ホール	31	24
	中ホール	20	12
	小ホール	9	11
伊那文化会館	大ホール	3	3
	小ホール	1	2
キッセイ文化ホール	大ホール	21	17
	中ホール	19	11
	国際会議室	15	7

(出典: 県提出資料)

表 22 利用料金の還付率(再掲)

文化施設	施設名	取消日	還付率
ホクト文化ホール	大ホール・中ホール・小ホール・ギャラリー (同時利用の楽屋・リハーサル室及び会議室を含む)	利用日の 6ヶ月前まで	75%
		利用日の 40 日前まで	50%
	リハーサル室・会議室	利用日の 1ヶ月前まで	75%
		利用日の 7 日前まで	50%
伊那文化会館	全施設	利用日の 6ヶ月前まで	75%
		利用日の 40 日前まで	50%
キッセイ文化ホール	大ホール・中ホール (同時利用の楽屋・リハーサル室および会議室を含む)	利用日の 6ヶ月前	75%
		利用日の 40 日前	50%
	国際会議室 (同時利用のリハーサル室および会議室を含む)	利用日の 6ヶ月前	75%
		利用日の 10 日前	50%
	会議室・リハーサル室	利用日の 1ヶ月前まで	75%
		利用日の 7 日前まで	50%

(出典: 各施設のホームページより監査人作成)

表 23 2000 席以上のホールのある文化施設の利用料金の返還(還付)

施設名	キャンセルする場合	
1 群馬県民会館 (ベイシア文化ホール)	大・小ホール、展示室	30日前までに取消申請した場合には 利用料の50%を返還。
	会議室、リハーサル室、楽屋	7日前までに取消申請した場合には利 用料の70%を返還
2 群馬音楽センター	既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認 めたときは、その全部又は一部を返還する。	
	国際会議室以外	90日前までに取消申請した場合には利用料の 70%を返還
3 埼玉県産業文化センター (ソニックシティ)	国際会議室	7日前までに取消申請した場合には利用料の70% を返還
	6ヶ月前までに取消しを申し出た場合には利用料金の100分の100を還付 6ヶ月前の日の翌日から利用日の3か月前までに取消しを申し出た場合に は利用料金の100分の50を還付	
5 川口総合文化センター (リリア)	メインホール、音楽ホール、催し広 場、展示ホール、リハーサル室、楽 屋及び控室	90日前までに取消申請した場合 には利用料の7割を還付
	会議室、応接室、和室、茶室、練習 室、録音室及びギャラリー	30日前までに取消申請した場合 には利用料の7割を還付
6 所沢市民文化センター (ミュージズ)	大ホール、中ホール、小ホール、展示 室、第2展示室、リハーサル室(ホール と併用して利用する場合)、楽屋、楽屋 応接室、楽屋事務室及び主催者控室	60日前までに取消の申出を行 った場合は利用料金の5割 を返還

施設名		キャンセルする場合	
		会議室、第1練習室、第2練習室及びリハーサル室(単独利用の場合)	30日前までに取消の申出を行った場合は利用料金の5割を返還
7	新潟市民芸術文化会館 (リュートピア)	利用者が音楽ホール、演劇ホール、能楽堂、スタジオ又はギャラリー	90日前までに利用の取止めの申出をした場合は50%を還付
8	富山市芸術文化ホール (オーバードホール)	大ホール及びリハーサル室	6ヶ月前までに取消しを申し出たときは90%相当額を還付
			6ヶ月前の翌日から3ヶ月前までに取消しを申し出たときは70%相当額を還付
			3か月前の翌日から1か月前(リハーサル室のみの使用にあっては10日前)までに取消しを申し出たときは30%相当額を還付

⑮ 国際会議場（キッセイ文化ホール）の利用率の向上（意見）

キッセイ文化ホールでは国際会議室の利用率が他の施設と比較して低い。

長野県文化芸術振興計画では、各文化施設の方向性として、キッセイ文化ホールについて、「施設規模・施設特性や立地を活かし、県民ニーズに応える幅広い分野の公演や国際会議の開催等により、国内外からの利用者を確保します。」としている。

国際会議の開催の誘致は、文化芸術に関する施策とは異なる性格を有している。そのため、文化振興事業団だけに対応を任せるのではなく、県も文化振興事業団と協力して対応を検討していく必要がある。

表 24 キッセイ文化ホールの国際会議室の利用状況の推移

	項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国際会議室	利用日数(日)	168	159	168	181	143
	利用率	58.9%	55.2%	57.9%	62.4%	50.4%
	入場者数(人)	12,059	11,432	14,341	17,074	10,263

(出典:文化振興事業団理事会資料「附表」より監査人作成)

2. 信濃美術館

(1) 長野県が設置している美術館

県は、美術に関する資料を収集保管し展示して一般住民の利用に供し、その教養を高め、調査研究の促進等に資するため、昭和 41 年に民間主導により開館した財団法人信濃美術館の移管を受け、昭和 44 年 6 月に長野県信濃美術館（以下「信濃美術館」）を長野市に設置している。その後、寄贈を受けた東山魁夷作品を展示するために平成 2 年に東山魁夷館が開館した。

信濃美術館の管理は、指定管理者に行わせるものとされ、信濃美術館を利用しようとする者は指定管理者の許可を受けなければならないとしている。指定管理者が行う業務は次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 美術作品の保管、展示、説明に関する業務 |
| (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 |
| (3) 美術館の利用の許可及び利用料金に関する業務 |
| (4) 博物館法第 3 条第 1 項第 4 号から第 10 号までに掲げる事業に関する業務 |
| (5) 上記業務に附帯する業務 |

(2) 信濃美術館の概要

住所	長野県長野市箱清水 1-4-4
開館年月	昭和 41 年 10 月(昭和 44 年 6 月県に移管)
設置目的	美術に関する資料を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため設置する。
施設の内容	【本館】 第一展示室(403 m ²)、第二展示室(374 m ²)、小展示室(115 m ²)、講堂(172 m ²) 【東山魁夷館】 展示室(385 m ²)、一階展示ギャラリー(79 m ²)、二階展示ギャラリー(79 m ²) 【主な附帯設備】 収蔵庫、カフェ、ミュージアムショップ、コインロッカー室、ラウンジ等 【駐車場】140 台
利用料金	・観覧料(常設展 500 円以内、特別企画展 1,400 円以内) ・展示施設利用料(一日一室 7,000~24,000 円以内)
休館日	毎週水曜日、休日の翌日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで。 なおサービス向上のため開館日を増やしている。
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで。

東山魁夷館は平成 29 年 5 月 31 日(水)から、本館は同年 10 月 1 日(日)から改修・改築工事のため休館している。東山魁夷館は 2019 年秋にリニューアル・オープン、本館は 2021 年度当初に開館する予定である。

(3) 指定管理者の状況

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	非公募		

一般財団法人長野県文化振興事業団は、信濃美術館のほか、県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館(キッセイ文化ホール)、飯田創造館の指定管理者である。

(4) 信濃美術館の利用状況・収支状況

① 利用状況の推移

(単位：人、日)

利用人数実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開館日	306	311	311	310	140
常設展	80,537	67,509	86,443	68,907	24,472
企画展	86,811	49,440	59,403	165,141	31,351
移動展	481	592	370	998	2,798
ギャラリーコンサート	206	220	258	250	0
貸館	12,445	12,801	11,891	11,819	2,717
教育普及	8,907	6,881	8,951	4,704	6,217
計	189,387	137,443	167,316	251,819	67,555

(出典：年度管理運営報告)

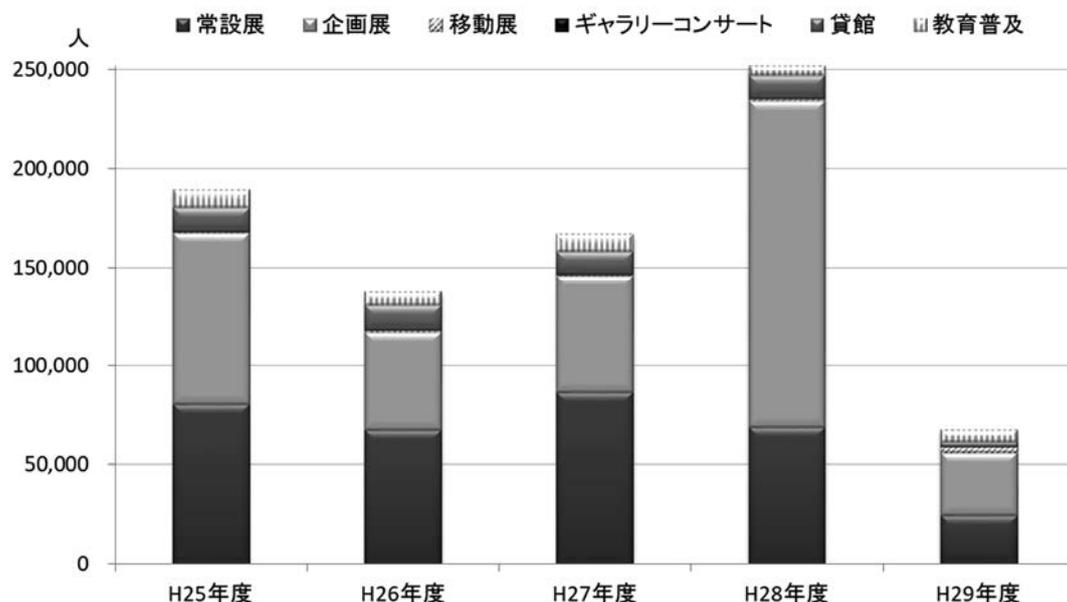
常設展は東山魁夷館、企画展は本館において開催している。

企画展には共催展、収蔵品展を含む。

平成 29 年度は本館が 10 月 1 日より建て替えによる休館、東山魁夷館が 5 月 31 日より改修による休館となっている。

平成 28 年度企画展は「ジブリの立体建造物展」の入場者 131,026 人により多くなっている。

信濃美術館の利用状況の推移



② 収支の推移

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【収入】					
利用料収入	35,417	27,749	40,577	28,602	11,395
指定管理料	145,560	148,924	156,162	164,509	220,111
その他	5,568	5,568	17,893	13,211	24,442
収入計	186,545	182,241	214,632	206,322	255,949
【支出】					
人件費	68,748	63,129	69,875	70,812	77,867
報酬	76	64	153	153	89
報償費	206	277	212	2,264	75
旅費	814	1,494	879	1,436	1,546
交際費	36	13	8	10	10
需用費	23,515	25,438	25,346	26,713	20,014
役務費	3,314	4,461	5,390	5,195	3,404
委託料	11,474	12,617	13,254	13,447	7,893
使用料及び賃借料	1,387	1,688	1,842	2,233	2,004
負担金	1,136	131	176	174	159
修繕費	11,191	11,509	9,461	4,268	1,733
展覧会費	49,116	53,050	87,771	72,277	56,305

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受託事業費	-	-	1,314	-	63,340
雑損	-	110	10	-	0
公課費	24	43	7	43	26
消費税	4,035	5,335	5,713	5,712	6,617
本社経費繰入金	13,409	3,282	4,913	10,627	14,956
支出計	188,487	182,647	226,332	213,332	256,043

(出典：年度管理運営報告)

③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
常勤職員	15	15	15	15	15
非常勤職員	1	1	1	1	1
臨時職員	14	14	14	13	13
合計	30	30	30	29	29

(出典：自己評価チェックリスト)

(5) (新) 信濃美術館 (本館) について

信濃美術館 (本館) は、現在改築工事のため休館しており、2021 年度当初に開館する予定としている。(新) 信濃美術館 (本館) の施設概要は次のとおりである。

(新) 信濃美術館の施設概要について<ランドスケープ・ミュージアム>

1. 建物(本館)の概要

所在地：長野市箱清水(城山公園内)

延床面積：10,000 m²

構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階、地下1階

2. 設計者

株式会社プランツアソシエイツ(東京都中野区) 代表取締役 宮崎 浩

3. 設計の特徴

「信濃美術館整備基本構想(平成28年11月策定)」に示した4つのコンセプト

- ・ランドスケープ・ミュージアム

- ・美術による学びの支援

- ・信州の地域文化の多様性を活かす

- ・世界水準の美術作品の展示と信州美術の紹介

を踏まえた上で、隣接する東山魁夷館や善光寺などとの関係に配慮した「つながる美術館」として設計

4. 建築のコンセプト

■ランドスケープ・ミュージアム 善光寺側から東側道路に至る高低差を活かし、建物が突出することなく、周辺の風景の中に溶け込むことを大きなコンセプトとしている。その上で、城山公園全体の歴史と将来像を考えながら、公園だけでなく、善光